
周南市子どもの生活に関する実態調査 結果報告書

平成 30 年 3 月
周 南 市

目 次

第1章 実態調査の実施にあたって

1. 実態調査の実施にあたって

- (1) 子どもの貧困率の推移 1
- (2) 相対的貧困の状態にある世帯・子どもが抱える課題 1
- (3) 国の動向 2
- (4) 県の動向 2
- (5) 本市の取組状況 2

第2章 実態調査の結果について

1. 調査の概要について

- (1) 調査目的と実施状況 4
- (2) 本調査における生活困難分類の定義 6

2. 保護者の状況（保護者調査から）

- (1) 生活の基盤形成に関すること 8
- (2) 保護者の健康状態、成育環境に関すること 14
- (3) 子どもの健康や教育、体験に関する現状・課題に関すること 22
- (4) 保護者や子どもに対する支援に関すること 34

3. 子ども本人の状況（子ども調査から）

- (1) 持ち物・所有物に関すること 41
- (2) 家庭生活に関すること 45
- (3) 生活習慣・毎日の生活に関すること 49
- (4) 学び・学習・学校生活に関すること 55
- (5) 自分のこと、進路・自立に関すること 60

第3章 実態調査結果からみられる課題

1. 実態調査結果からみられる課題

- (1) 学習の支援 65
- (2) 生活の支援 65
- (3) 保護者に対する就労支援 66
- (4) 経済的支援 66

関 連 資 料 67

第1章 実態調査の実施にあたって

1. 実態調査の実施にあたって

実態調査の実施にあたって、その背景にある現状等は以下のとおりである。

(1) 子どもの貧困率の推移

国民生活基礎調査を基にしたわが国の子どもの貧困率は、平成27（2015）年は13.9%となっており、約7人に1人が相対的貧困※といわれている（関連資料 67ページ「子どもの相対的貧困率の推移」を参照）。昭和60（1985）年の子どもの貧困率は10.9%であり、長期的に上昇傾向で推移している。国際的にみると、わが国の子どもの貧困率は、先進国でありながらOECD（経済協力開発機構）の平均よりも高くなっている。

わが国では、社会情勢の変化に伴い、子育て世帯の所得減少、子育て世帯の社会的孤立などの深刻な状況が増加しているが、このような状況はそれほど理解されておらず、潜在化している。

(2) 相対的貧困の状態にある世帯・子どもが抱える課題

相対的貧困に該当する世帯は、経済的に厳しい状況に置かれているだけでなく、ひとり親家庭であったり、世帯の中に疾病や障害を抱えて支援が必要な家族がいるなど、不安定な生活状況にあることが考えられる。

また、子どもの視点から考えた場合には、保護者の生活が不安定で十分に養育されず、基本的な生活習慣が身につかないことが、健康面に影響を及ぼしたり、学習の機会が得られないなどの課題につながるものが想定される。

わが国の子どもたちの置かれた環境についてみると、経済的な貧困、虐待、孤立など、子どもの貧困は様々な要因が重なり合って発生しており、子どもの将来への格差や子どもの学力の関係などに影響を及ぼしている。

子どもの貧困の実態はみえにくく、捉えにくいといわれており、子どもや子育て世帯の生活状況や課題等を適切に把握することが重要である。

※相対的貧困：世帯の所得が、その国の全世帯の所得の中間値の半分に満たない状態のこと。

(3) 国の動向

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの成育※環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などを合わせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月に施行された。施行後、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」が策定された。

国が策定した大綱においては、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つを柱として、それぞれ様々な施策に取り組むこととされている。

(4) 県の動向

山口県では、子どもの貧困対策を総合的に推進するための指針として、平成27年7月に「山口県子どもの貧困対策推進計画（以下「県の計画」という。）」を策定した。平成27年度から平成31年度までの5年間に「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つを柱に、教育、福祉、就労分野等の地域における関係団体等との連携・協力を得ながら、具体的施策を総合的、計画的に推進している。

(5) 本市の取組状況

国が策定した大綱、県の計画に沿って、本市で行っている取組を次のとおり整理した。【教育の支援】については、本市では学校、地域での学びの場も含めて教育の支援に関する取組として整理し、【学習の支援】と表記している。

なお、以降の調査結果については4つの柱に関連する設問とわかるように、項目ごとに【学習の支援】、【生活の支援】、【保護者に対する就労の支援】、【経済的支援】を付記している。

※成育：成長すること、育つこと。

【学習の支援】

＜国の大綱・県の計画の内容＞

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
- 教育費負担の軽減
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進 等

＜本市の取組＞

- コミュニティ・スクール事業
- 教育支援センター事業
- スクールソーシャルワーカー配置事業
- 就学援助費事業
- 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 等

【生活の支援】

＜国の大綱・県の計画の内容＞

- 保護者の生活支援
- 子供の生活支援
- 関係機関が連携した支援体制の整備 等

＜本市の取組＞

- 母子保健推進事業
- 保育所運営事業
- 児童クラブ事業 等

【保護者に対する就労の支援】

＜国の大綱・県の計画の内容＞

- ひとり親家庭の親の就業支援
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援 等

＜本市の取組＞

- 高等職業訓練促進給付金
- 自立支援教育訓練給付金 等

【経済的支援】

＜国の大綱・県の計画の内容＞

- 児童扶養手当と公的年金の供給調整見直し
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 等

＜本市の取組＞

- 生活保護扶助費
- 児童扶養手当 等

第2章 実態調査の結果について

1. 調査の概要について

(1) 調査目的と実施状況

①調査の目的

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、子どもが将来に夢を描き、チャレンジしながら自立した大人へと成長するためには、子どもと子育て世帯の状況把握と支援が重要となっている。子どもの貧困問題は、単に所得が低く生活が苦しいという理由だけではなく、子どもの成長・自立過程において様々な問題の要因となることから、保護者が置かれている状況を把握するとともに、それぞれの成長段階において性質の異なる課題が生じることを考慮する必要がある。

本調査はこの点を踏まえ、子どもの貧困対策に係る福祉・教育施策の方向性を検討するため、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について調査・分析を行い、子どもの貧困対策の推進に向けた施策立案の基礎資料として活用することを目的に実施した。

②調査対象・調査方法

実態調査は、平成29年9月に、市内在住の子どもがいる世帯、児童扶養手当受給世帯等を対象にアンケート調査を保護者・子ども本人に実施した。

あわせて、保健センター等の行政機関、相談機関や障害児福祉施設、教育機関、子育て支援センター・児童クラブ・児童館の職員を対象に、ヒアリングによる意見聴取を行った。

〔調査対象・調査方法等〕

種類	調査対象	調査項目・調査方法等
全体調査	I 小学校2年生の保護者 1,223人 II 小学校5年生の保護者 1,284人、 児童 1,284人 III 中学校2年生の保護者 1,225人、 生徒 1,225人 IV 未就学児童の保護者 2,400人 V 16歳以上18歳未満(以下「16歳・ 17歳」という。)の子ども保護者 1,200人、子ども本人 1,200人 <u>合計 保護者 7,332人</u> <u>子ども本人 3,709人</u>	世帯構成・収入・就労・生活状況、行政支援の利用状況、子どもの生活習慣、学習習慣、自己肯定感、その他厚生労働省の国民生活基礎調査(相対的貧困率算出に係る項目)に準拠した項目 等 [調査方法] I～III 学校を通じての配布・回収 IV・V 郵送法による配布・回収 [調査時期] 平成29年9月上旬から下旬
支援利用者調査	18歳未満の子どもがおり、生活保護・児童扶養手当のいずれかを利用している世帯の保護者 1,063人、その世帯の6年生以上の子ども 607人	生活状況等に関する基本項目のほか、現在利用している行政支援の効果、課題、ニーズなどを分析できる項目 等 [調査方法] 郵送法による配布・回収 [調査時期] 平成29年9月上旬から下旬
支援者ヒアリング	子ども・子育て世帯の支援機関・団体等 <u>合計 13箇所</u>	事前に聞き取り項目を配布して、訪問または電話により意見を聴取した。 [調査時期] 平成30年1月下旬

③回収状況

小学校2年生の保護者、小学校5年生、中学校2年生の子どもとその保護者については、学校経由で調査を実施したことから、高い回収率となった。一方、郵送による調査のうち、未就学児童保護者は54.3%と半数を超えたものの、16歳・17歳の子どもと子ども本人は約31%、支援利用者は約21%となっている。

支援利用者の回答結果は世帯構成やサービスの利用状況等が異なることから別集計とし、別冊でとりまとめた。本書の7ページ以降に示す生活困難層の集計では、保護者と子どもの回答結果を関連づけて分析しており、その件数は、未就学児童保護者では1,302件、小学校2年生では1,083件、小学校5年生では1,040件、中学校2年生では1,109件、16歳・17歳では381件の合計4,915世帯となる。

〔回収状況等〕

対 象	配布数	回収数	回収率	配布・回収方法
未就学児童保護者	2,400件	1,302件	54.3%	郵送
小学校2年生・保護者	1,223件	1,083件	88.6%	学校経由
小学校5年生・保護者	1,284件	1,040件	81.0%	
小学校5年生・子ども	1,284件	1,046件	81.5%	
中学校2年生・保護者	1,225件	1,109件	90.5%	
中学校2年生・子ども	1,225件	1,110件	90.6%	
16歳・17歳・保護者	1,200件	381件	31.8%	郵送
16歳・17歳・子ども	1,200件	379件	31.6%	
支援利用者・保護者	1,063件	228件	21.4%	
支援利用者・子ども	607件	140件	23.1%	

(2) 本調査における生活困難分類の定義

①分類方法

本調査において、「生活困難層」と「一般家庭」を以下のとおり分類した。

なお、分類にあたり、「①低所得」、「②家計の逼迫」、「③子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素を用いた。

[生活困難層(生活困窮家庭・周辺家庭)、一般家庭]

生活困難層	生活困窮家庭＋周辺家庭
生活困窮家庭	①②③で2つ以上の要素に該当
周辺家庭	①②③でいずれか1つの要素に該当
一般家庭	いずれの要素にも該当しない

①低所得	③子どもの体験や所有物の欠如
世帯の可処分所得(収入による可処分所得＋児童手当等の支給額等)、世帯人数と組み合わせた分類表で、分類Ⅰ又はⅡに該当する世帯を低所得世帯と分類	子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、 <u>経済的な理由</u> で、欠如している項目が3つ以上該当
②家計の逼迫	
<u>経済的な理由</u> で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上に該当 1 電話料金 2 電気料金 3 ガス料金 4 水道料金 5 家賃 6 食料 7 衣類	1 海水浴・プールに行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 動物園・遊園地やテーマパークに行く 6 毎月のお小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる 9 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう) 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスプレゼントやお年玉をあげる 13 子どもの年齢に合った本 14 スポーツ用品・たいていの友達が持っている玩具 15 子どもが自宅で宿題をすることができる場所

ただし、生活困難層であっても、①の設問が無回答の場合、②③の回答により一般家庭に分類されている可能性がある。また、すべて無回答の場合は、分類できないため除いている。

「①低所得」の要素の説明

本調査においては、世帯の可処分所得額について世帯員人数別に、国民生活基礎調査による方法で定められた基準を基に、分類Ⅰ・Ⅱを回答した世帯を該当とした。

なお、国民生活基礎調査では貧困線所得額（万円単位で把握）、課税等の額（千円単位で把握）ならびに世帯人員数の情報から、「等価可処分所得」を算出し、等価可処分所得の中央値の半分の額を貧困線として定めている。（貧困線は、世帯の可処分所得額としては、2人世帯の場合は173万円）

〔世帯員人数別可処分所得の水準〕

世帯員人数	可処分所得の水準						(参考) 国の貧困線の基準
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円

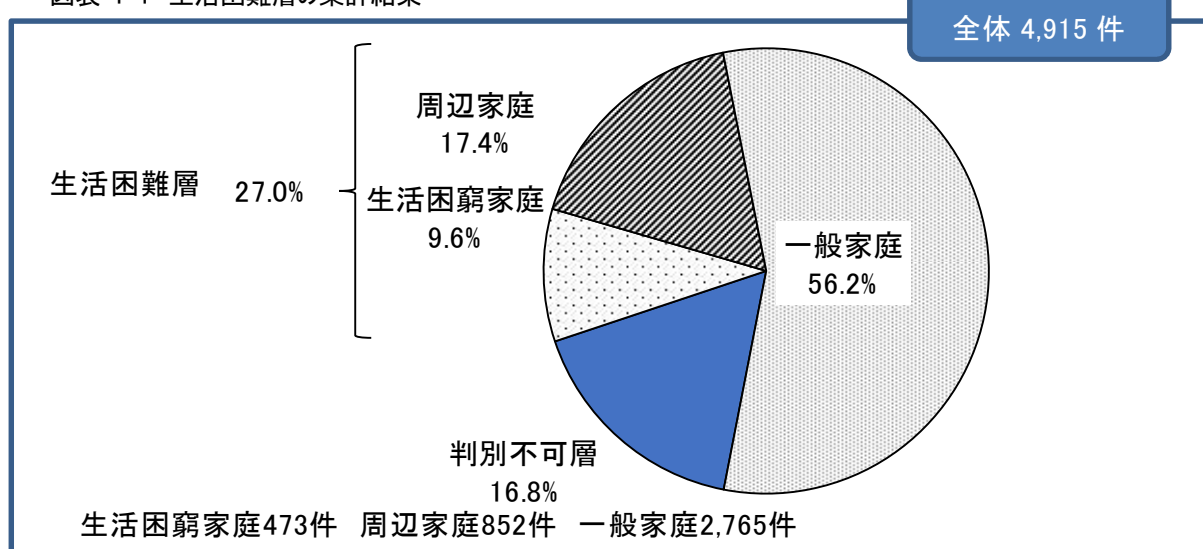
②生活困難層の集計結果

分類方法に基づいて集計した結果、周南市の生活困窮家庭は全体の 9.6%、周辺家庭は 17.4%、一般家庭は 56.2%、生活困窮家庭と周辺家庭を合わせた生活困難層は 27.0%となっている。

生活困難層を明確にするため、次ページ以降の各設問のグラフは、全体、生活困窮家庭、周辺家庭、一般家庭に分けて示している。なお、判定できなかった世帯はグラフに表記していないため、生活困窮家庭、周辺家庭、一般家庭の合計と全体は合致しない。

また、回答の少ない選択肢はその他としてまとめているものがある。

図表 1-1 生活困難層の集計結果



2. 保護者の状況（保護者調査から）

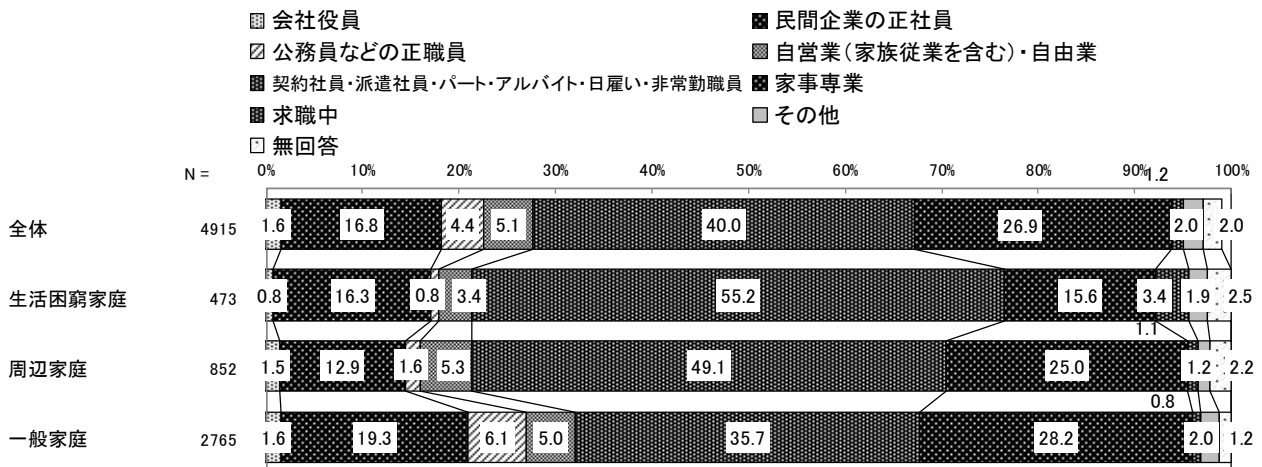
（1）生活の基盤形成に関すること

①就業状況【保護者に対する就労の支援】

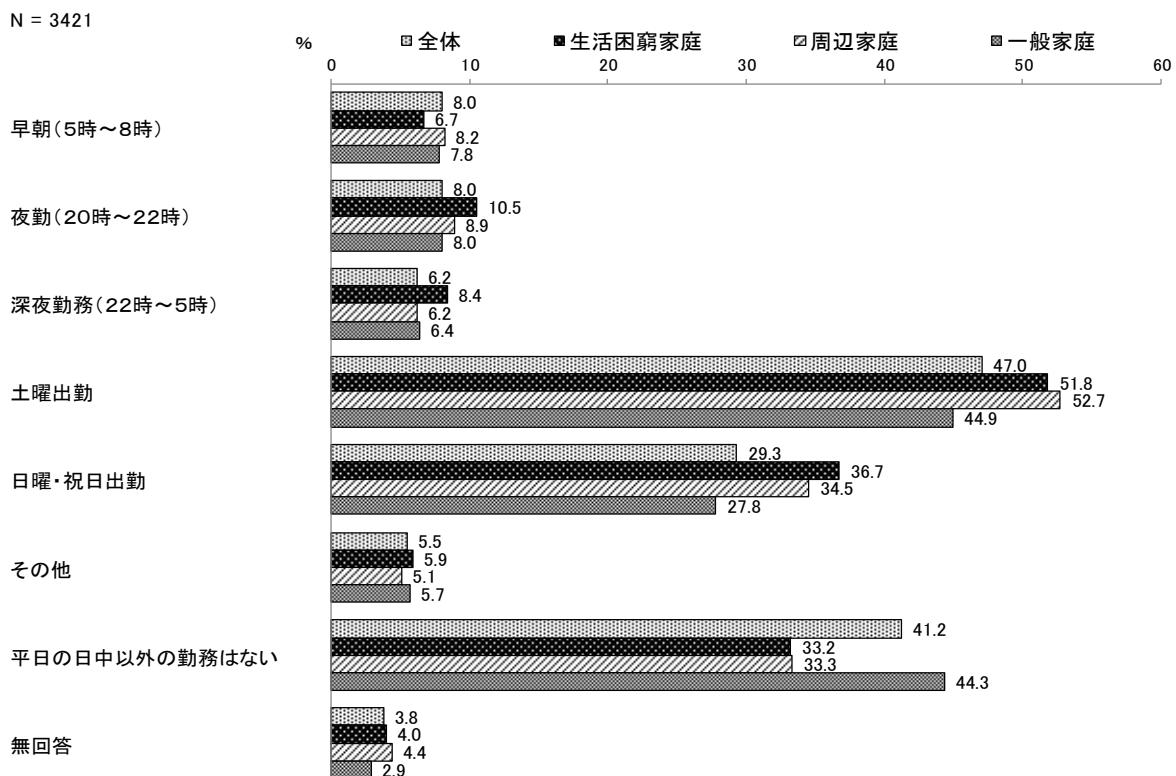
生活困窮家庭では、一般家庭と比べて父親・母親ともに、正規職員の割合が低い傾向で、特に母親は「契約社員・派遣社員・パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が高い（図表 2-1・3）。生活困難の要因として、非正規雇用であること、または仕事をしていないなどの不安定な就労状況が背景にあると考えられる。

日中以外の勤務では「土曜出勤」の割合が高く、一般家庭では母親で 44.9%、父親で 62.4%だが、生活困窮家庭・周辺家庭の母親はそれぞれ 51.8%、52.7%で、父親は 71.7%、74.1%となっている（図表 2-2・4）。

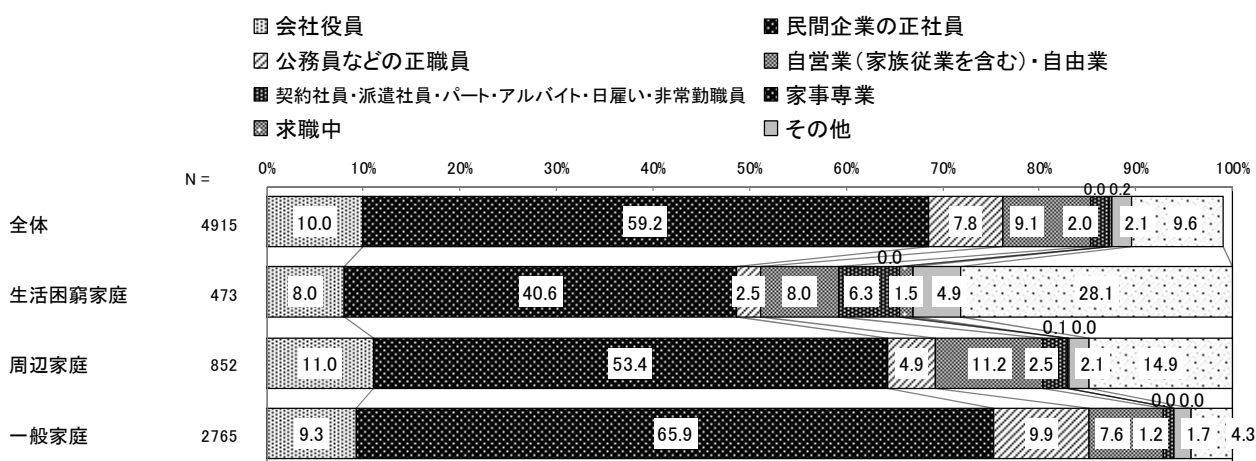
図表 2-1 母親の職業（保護者 問 9）



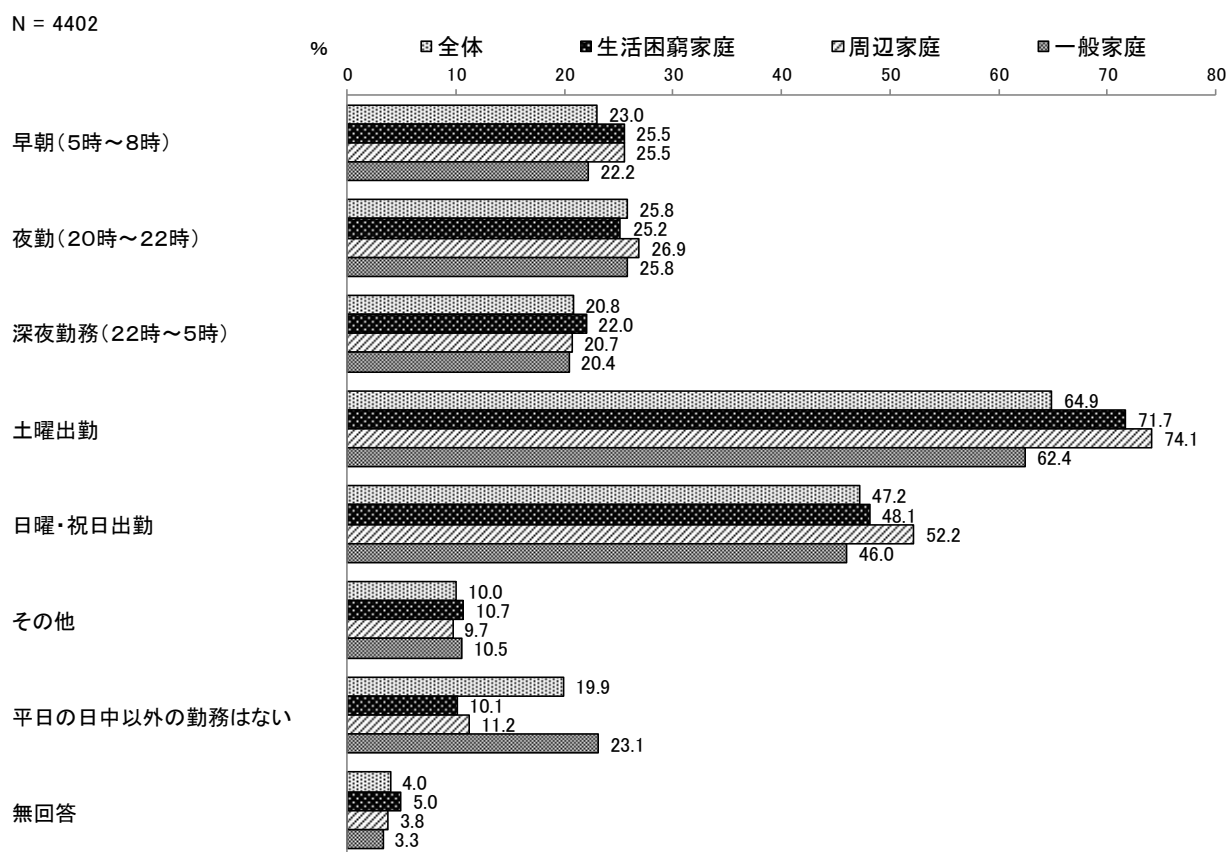
図表 2-2 母親の日中以外の勤務の有無（保護者 問 9-2）



図表 2-3 父親の職業(保護者 問 10)



図表 2-4 父親の日中以外の勤務の有無(保護者 問 10-2)



【報告書の読み方】

各グラフは、単一回答を帯グラフで、複数回答を棒グラフで示している。

生活困難度別のグラフは、生活困難度の判定ができなかった家庭の回答をグラフの「全体」の数に含めており、全体と生活困窮家庭、周辺家庭、一般家庭の合計は一致しない。

集計結果表については、上段は件数、下段は%を示している。

各図表番号の()は実際の調査票種類と設問番号を示している。

※保護者は、小学校2年生・5年生・中学校2年生・16歳・17歳保護者の調査票を基準に設問番号を示している。

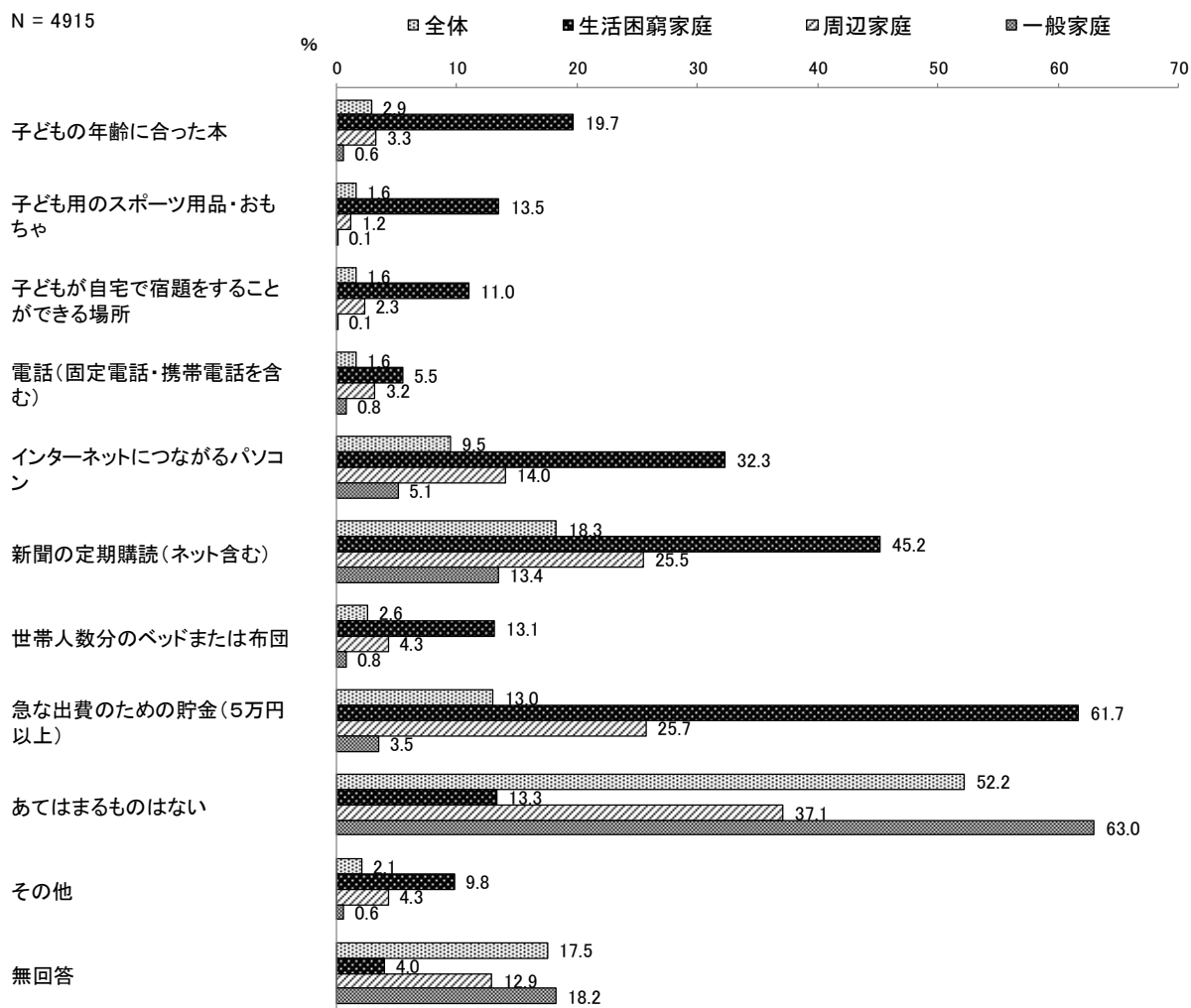
※子どもは、小学校5年生・中学校2年生の調査票を基準に設問番号を示している。

②世帯にないもの・暮らしぶり【生活の支援・経済的支援】

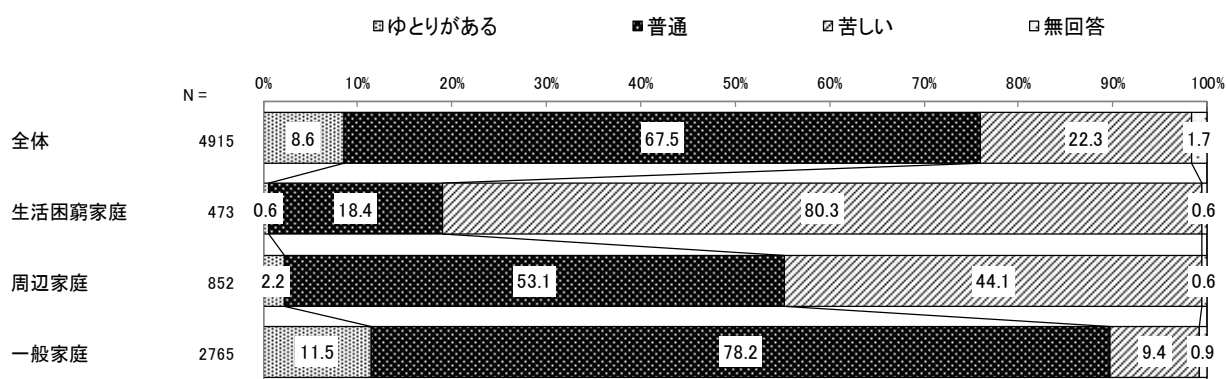
一般家庭では「あてはまるものはない」が 63.0%と高いが、『経済的理由で世帯にないもの』は、生活困窮家庭で割合が高く、なかでも「急な出費のための貯金(5万円以上)」が 61.7%と高い(図表 2-5)。

『現在の暮らしの状況』については、「苦しい」は一般家庭で 9.4%だが、生活困窮家庭では 80.3%と高い(図表 2-6)。

図表 2-5 経済的理由のために世帯にないもの(保護者 問 34)



図表 2-6 現在の暮らしの状況(保護者 問 28)

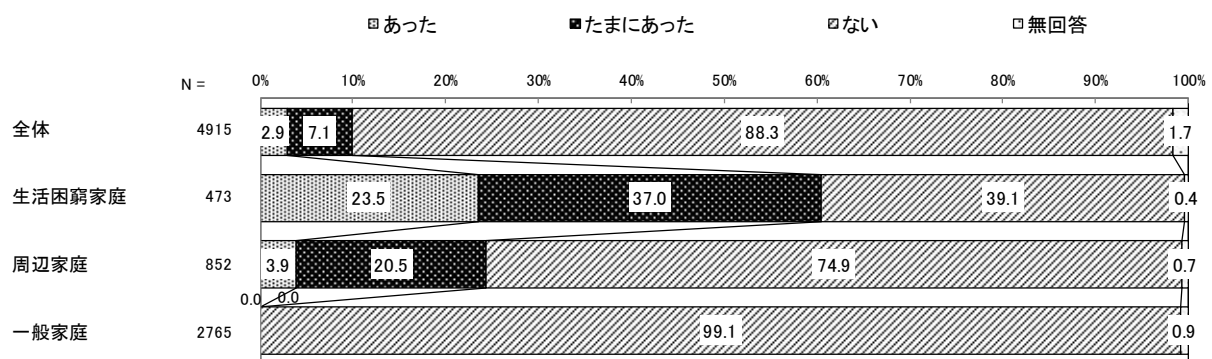


③家計に関する項目（主に生活困難状況別項目）【生活の支援・経済的支援】

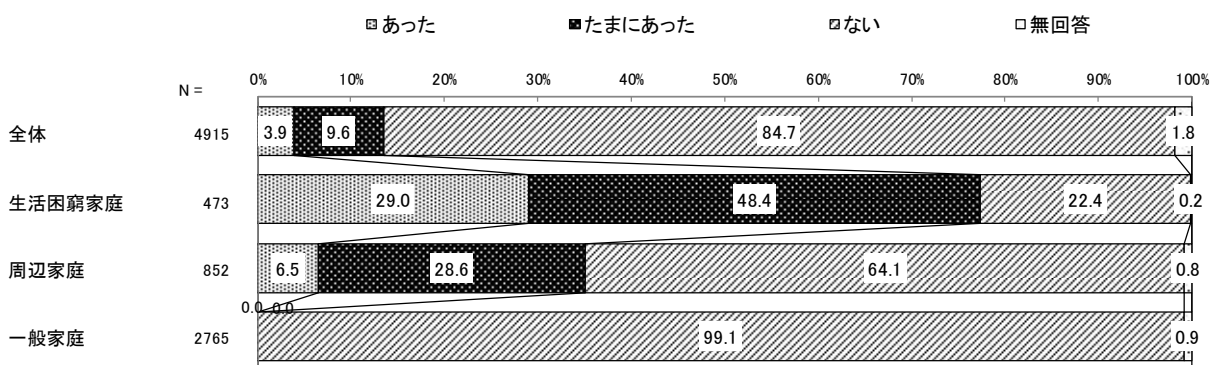
『過去1年間に食料を買えないこと』や『過去1年間に衣類を買えないこと』が「あった」は、生活困窮家庭でそれぞれ 23.5%、29.0%と高く、「たまにあった」は生活困窮家庭・周辺家庭で食料が 37.0%、20.5%、衣類が 48.4%、28.6%となっている。

生活費のうち、『この1年の間に、経済的な理由で料金を支払えないこと』は水道料金、電話料金、電気料金については「あった」が生活困窮家庭でそれぞれ 20%前後と高い。『毎年新しい洋服・靴を買う』や『毎月お小遣いを渡す』ことを「していない(経済的にできない)」は、生活困窮家庭でそれぞれ 40%前後みられる(図表 2-7～15)。

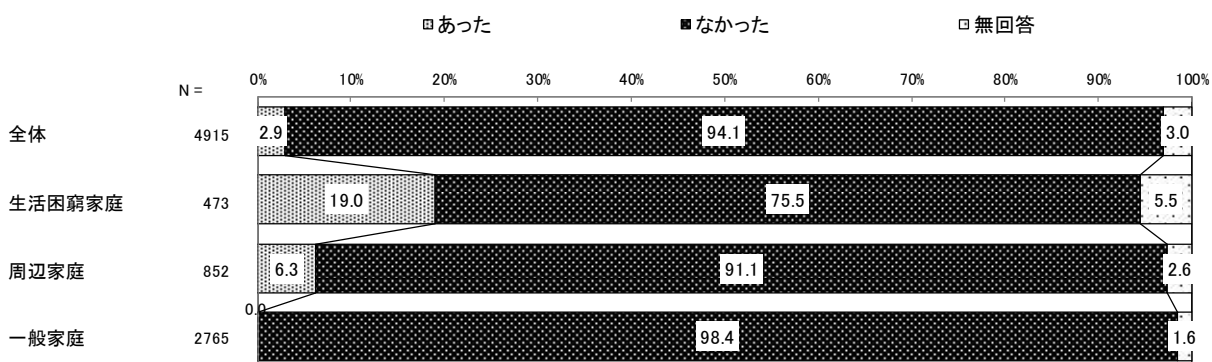
図表 2-7 過去1年の間に、経済的な理由で買えなかったことがあった 食料(保護者 問 29)



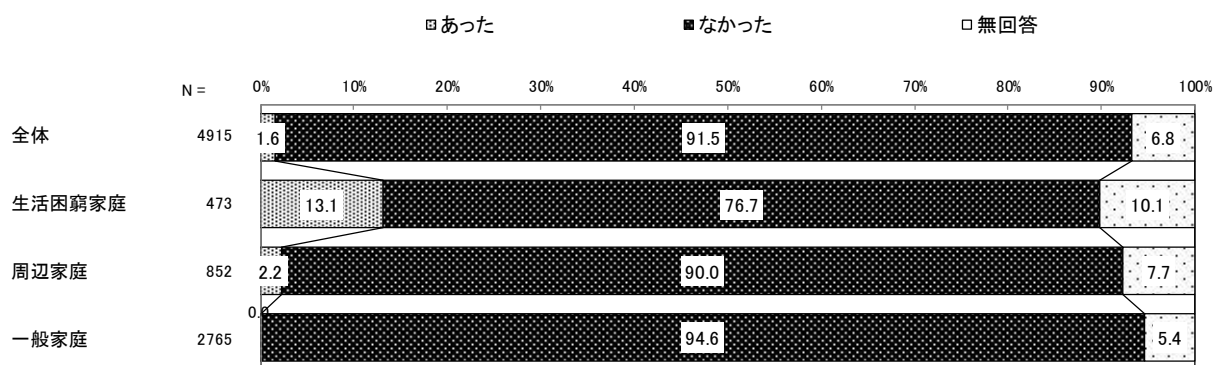
図表 2-8 過去1年の間に、経済的な理由で買えなかったことがあった 衣類(保護者 問 30)



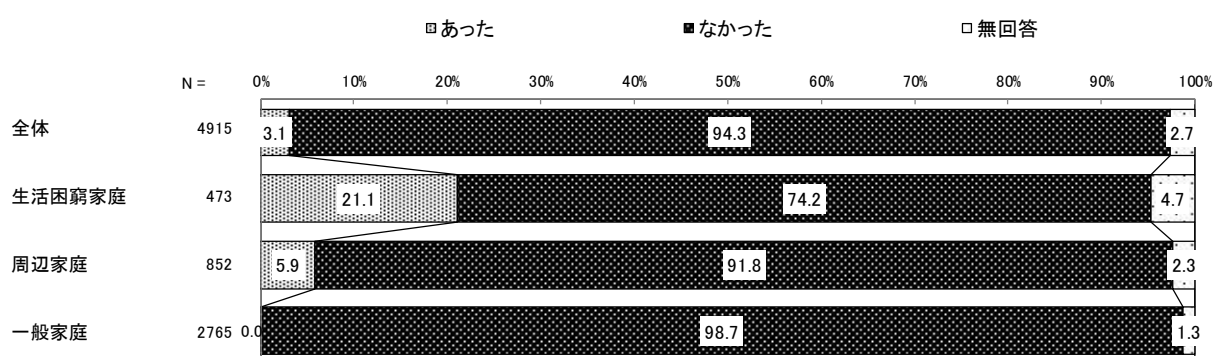
図表 2-9 過去1年の間に、経済的な理由で払えなかったことがあった 水道料金(保護者 問 31)



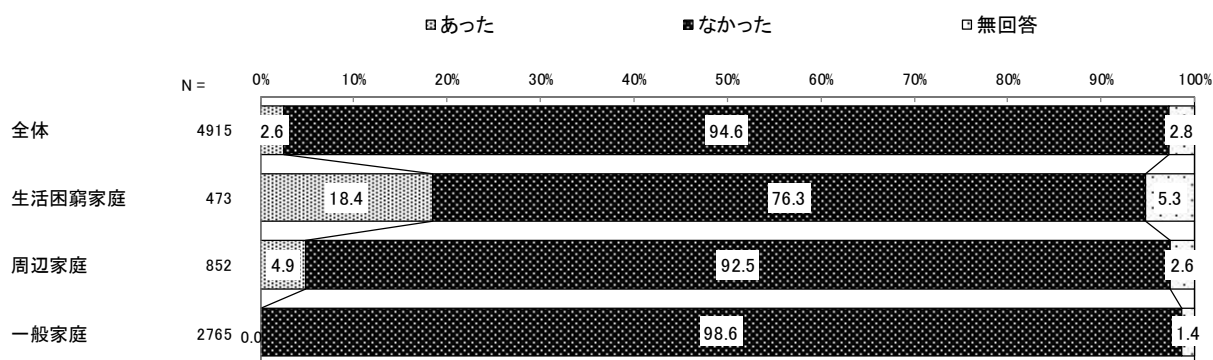
図表 2-10 過去1年の間に、経済的な理由で払えなかったことがあった 家賃(保護者 問 31)



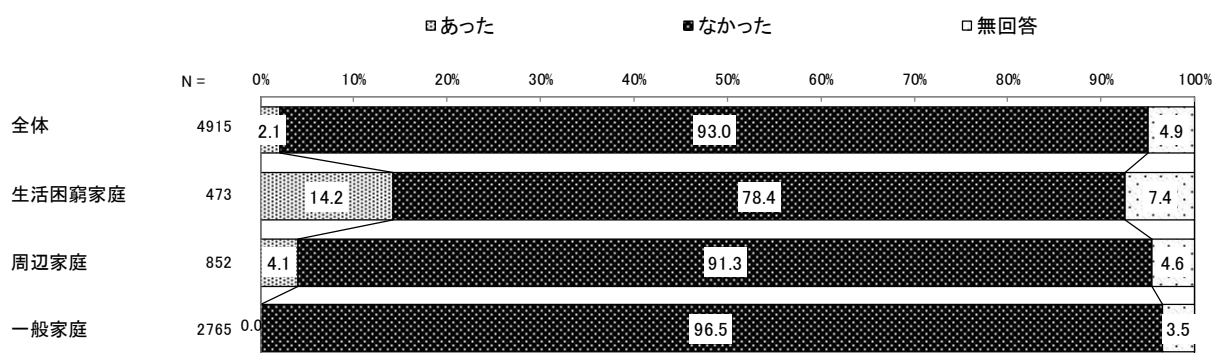
図表 2-11 過去1年の間に、経済的な理由で払えなかったことがあった 電話料金(保護者 問 31)



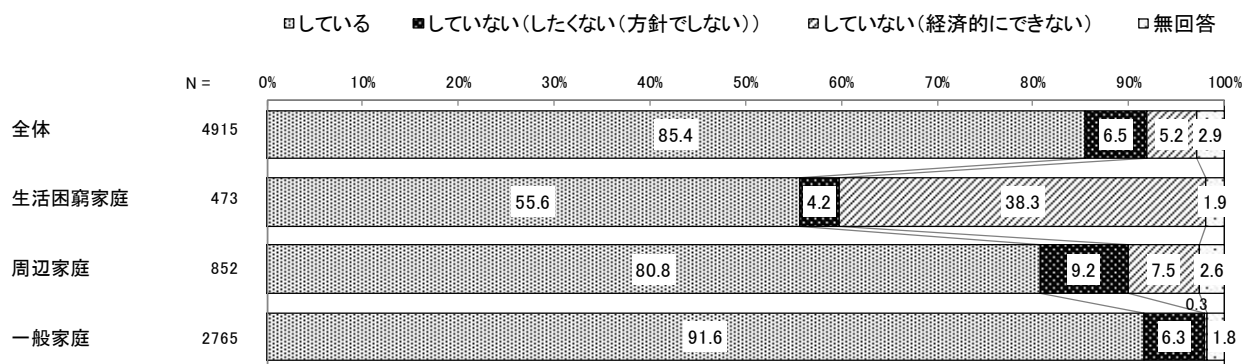
図表 2-12 過去1年の間に、経済的な理由で払えなかったことがあった 電気料金(保護者 問 31)



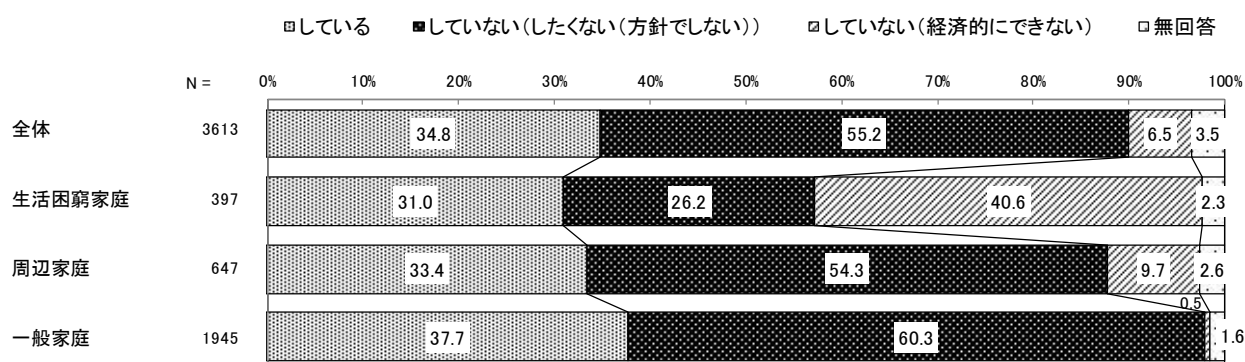
図表 2-13 過去1年の間に、経済的な理由で払えなかったことがあった ガス料金(保護者 問 31)



図表 2-14 家庭でしていること 新しい洋服・靴を買う(保護者 問 33)



図表 2-15 家庭でしていること 毎月のお小遣いを渡す(保護者 問 33)

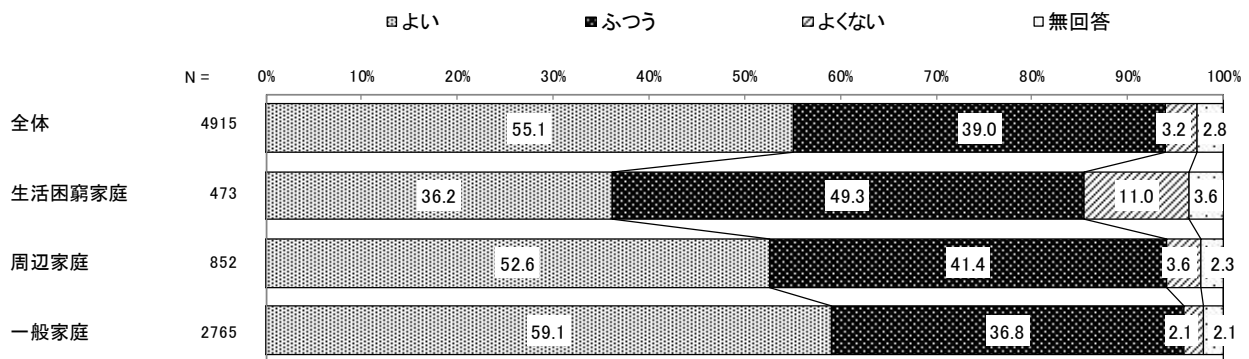


(2) 保護者の健康状態、成育環境に関すること

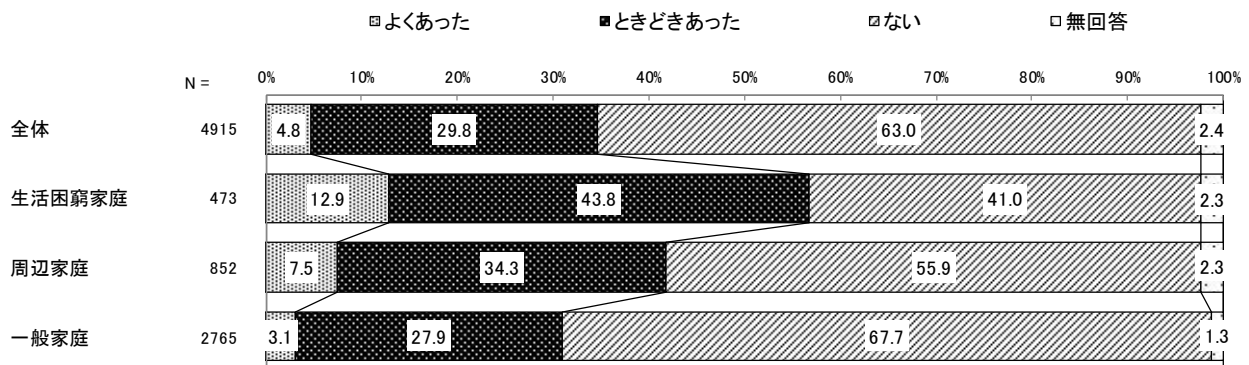
①心身の健康状態【生活の支援】

生活困窮家庭では健康状態が「よい」が 36.2%と低く、心理面においても『気分が沈み込んで、気が晴れない』、『何をするにも大変に感じる』などの回答で「よくあった」と「ときどきあった」の合計が 60%前後であり、身体の健康に加え、特に心理的な面での不安定感が大きい(図表 2-16～22)。

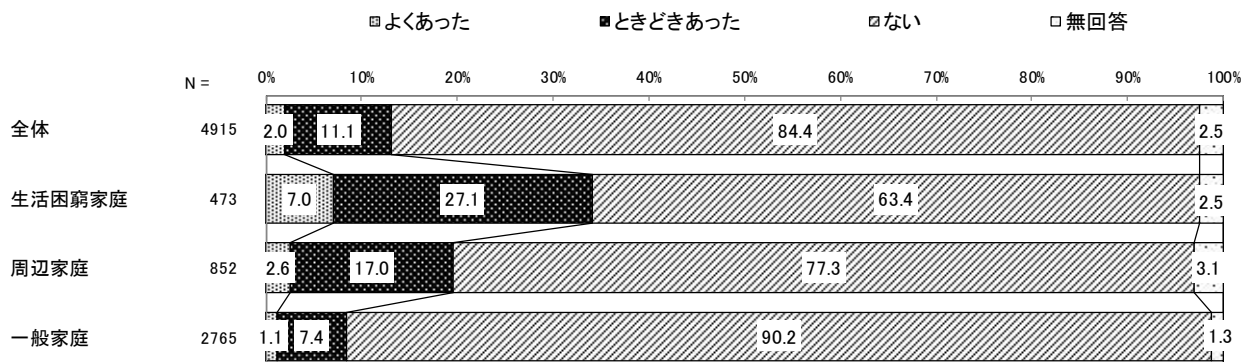
図表 2-16 健康状態(保護者 問 14)



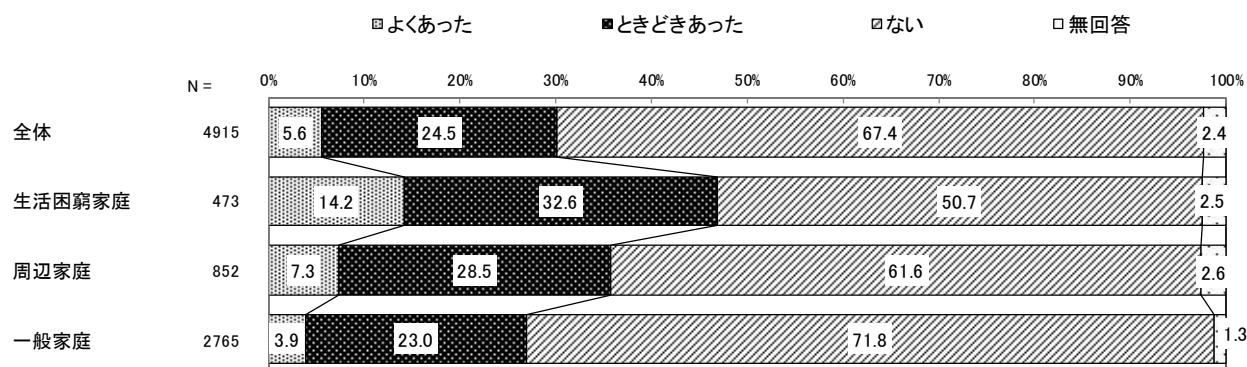
図表 2-17 気分が沈み込んで、気が晴れない(保護者 問 17)



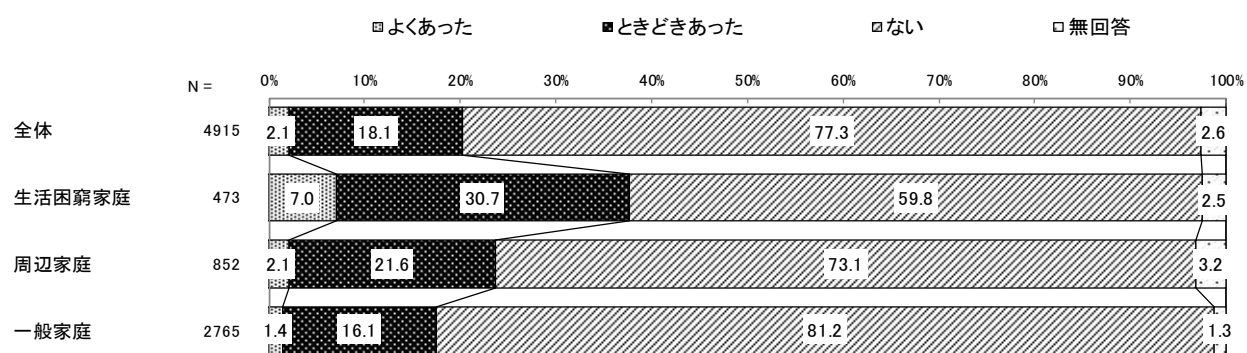
図表 2-18 絶望的だと感じた(保護者 問 17)



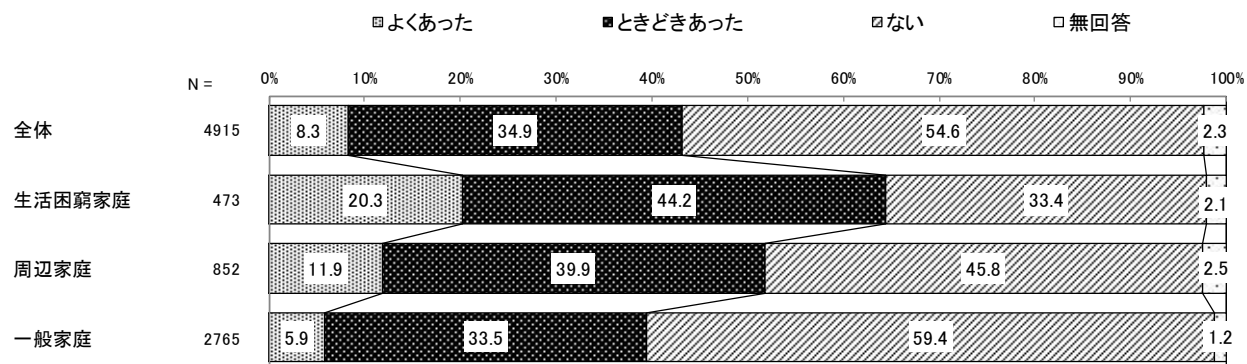
図表 2-19 過敏に反応する(保護者 問 17)



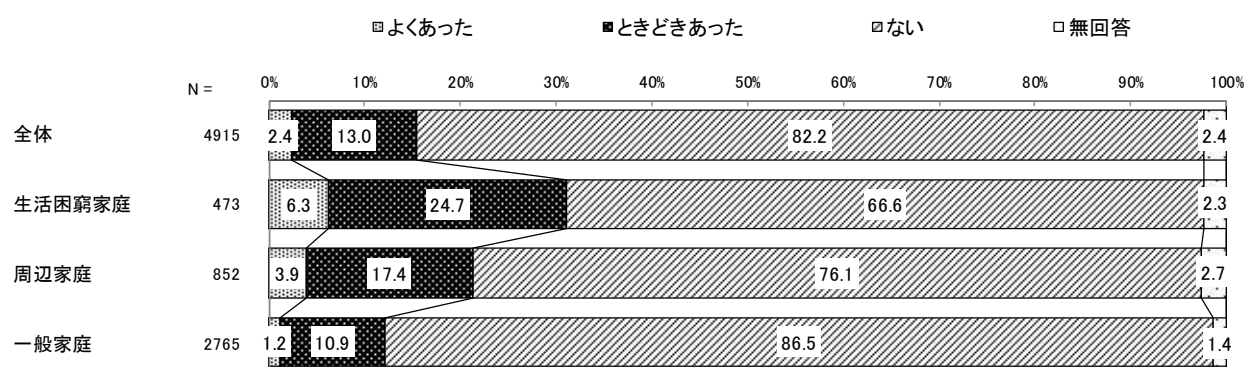
図表 2-20 そわそわ、落ち着かなく感じた(保護者 問 17)



図表 2-21 何をするにも大変に感じる(保護者 問 17)



図表 2-22 自分は価値のない人間だと思う(保護者 問 17)



②学歴【保護者に対する就労の支援】

母親と父親の最終学歴を組み合わせで分類した最終学歴分類（Ⅰ～Ⅳ）で、生活困難度をみると、分類Ⅰ・Ⅱは生活困難層が多く、一般家庭は分類Ⅲ・Ⅳが多くを占めている（図表 2-23）。

母親の最終学歴は、「高等学校（全日制）（高等部）」が一般家庭では 26.7%だが、生活困窮家庭・周辺家庭では 41.6%、39.7%となっている。「大学」は一般家庭では 19.7%だが、生活困窮家庭・周辺家庭は 4.0%、9.4%と低い。

父親の最終学歴は、一般家庭では「高等学校（全日制）（高等部）」が 36.5%となっている。高等学校は多少の差がみられるものの、「大学」は生活困窮家庭では 9.3%で、周辺家庭では 21.8%、一般家庭では 31.5%と差異が大きい。

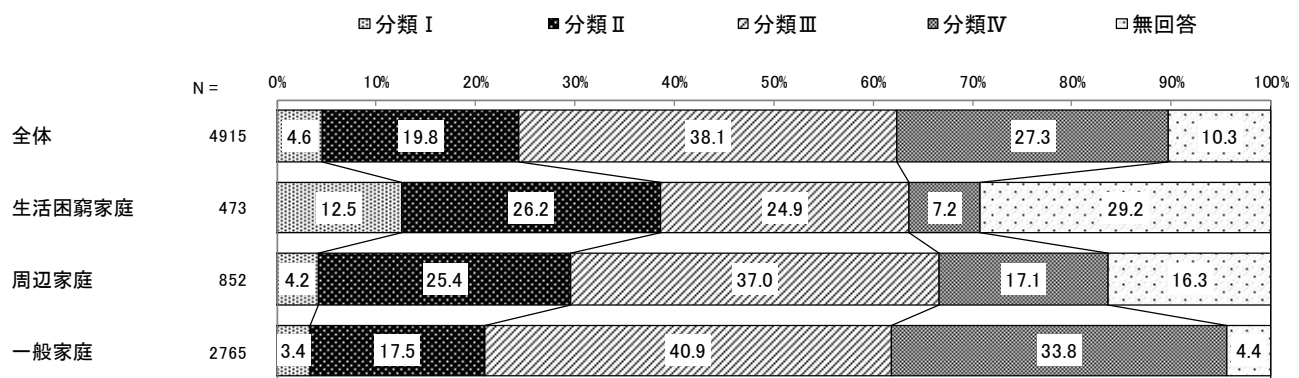
現在の就業状況で最終学歴をみると、『中学校』では自営業（家族従業を含む）・自由業が高く、特に父親は 32.9%となっている。母親では『大学』で契約社員・派遣社員・パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員が 29.5%と低くなっている（図表 2-24・25）。

[本調査における保護者の最終学歴の分類]

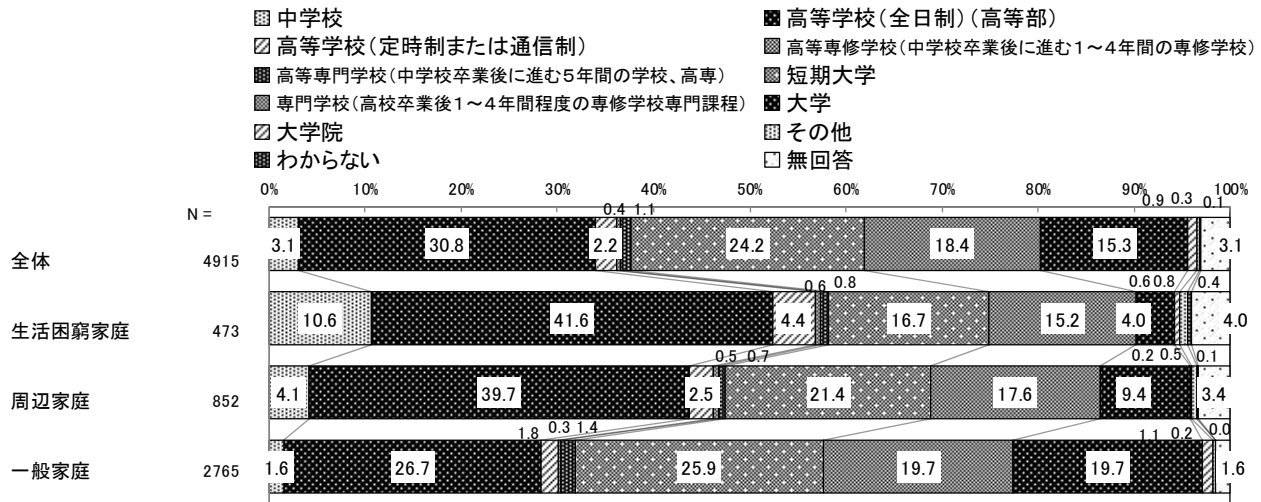
2人親世帯について、それぞれの最終学歴の回答を組み合わせ、以下の分類Ⅰ～Ⅳに区分した。

		父親			
		中学校	高等学校	短大・専門学校	大学・大学院
母親	中学校	分類Ⅰ	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅱ
	高等学校	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅲ
	短大・専門学校	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅲ	分類Ⅳ
	大学・大学院	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅳ

図表 2-23 最終学歴分類別（保護者）



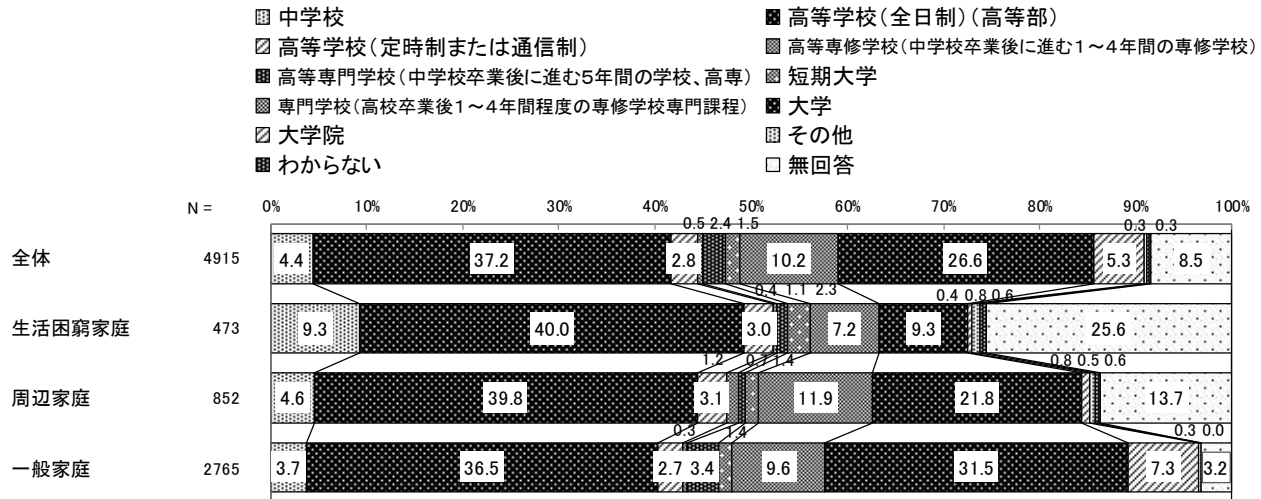
図表 2-24 母親の最終学歴(保護者 問 35)



注) 該当しない場合は無回答に含まれる。

		問9 母親の職業													
		全 体	会社役員	民間企業 の正社員	公務員な どの正職 員	自営業(家 族従業員を 含む)・自由 業	契約社員・ 派遣社員・ パート・アル バイト・日雇 い・非常勤 職員	その他の 働き方をし ている	団体職員	家事専業	学生	退職(引 退)	求職中	わから ない	無回答
問35 最終 学歴	全 体	4915	80	827	218	253	1966	32	45	1320	0	13	57	6	98
		100.0	1.6	16.8	4.4	5.1	40.0	0.7	0.9	26.9	0.0	0.3	1.2	0.1	2.0
	中学校	154	3	12	1	13	68	3	1	47	0	0	6	0	0
		100.0	1.9	7.8	0.6	8.4	44.2	1.9	0.6	30.5	0.0	0.0	3.9	0.0	0.0
	高等学校(全 日制)(高等 部)	1515	20	245	22	80	698	7	6	408	0	4	15	0	10
		100.0	1.3	16.2	1.5	5.3	46.1	0.5	0.4	26.9	0.0	0.3	1.0	0.0	0.7
	高等学校(定時 制または通信 制)	109	2	12	0	9	49	0	3	31	0	0	3	0	0
		100.0	1.8	11.0	0.0	8.3	45.0	0.0	2.8	28.4	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0
	高等専修学校(中 学校卒業後に 進む1～4年間 の専修学校)	18	1	1	1	1	9	0	0	3	0	0	0	0	2
		100.0	5.6	5.6	5.6	5.6	50.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
	高等専門学校(中 学校卒業後に 進む5年間の 学校、高専)	54	1	17	6	1	12	0	1	15	0	0	1	0	0
		100.0	1.9	31.5	11.1	1.9	22.2	0.0	1.9	27.8	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0
	短期大学	1191	15	164	55	42	525	2	12	353	0	1	13	2	7
		100.0	1.3	13.8	4.6	3.5	44.1	0.2	1.0	29.6	0.0	0.1	1.1	0.2	0.6
	専門学校(高校 卒業後1～4年 間程度の専修 学校専門課程)	906	28	225	33	49	342	5	10	195	0	1	11	0	7
		100.0	3.1	24.8	3.6	5.4	37.7	0.6	1.1	21.5	0.0	0.1	1.2	0.0	0.8
	大学	750	9	120	87	48	221	14	10	227	0	7	5	0	2
		100.0	1.2	16.0	11.6	6.4	29.5	1.9	1.3	30.3	0.0	0.9	0.7	0.0	0.3
	大学院	45	0	13	7	3	8	0	1	13	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	28.9	15.6	6.7	17.8	0.0	2.2	28.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	16	0	1	0	1	3	0	0	10	0	0	0	0	1
		100.0	0.0	6.3	0.0	6.3	18.8	0.0	0.0	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3
	わからない	6	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	16.7	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7
	無回答	151	1	16	6	6	28	1	1	18	0	0	3	3	68
		100.0	0.7	10.6	4.0	4.0	18.5	0.7	0.7	11.9	0.0	0.0	2.0	2.0	45.0

図表 2-25 父親の最終学歴(保護者 問 36)



注) 該当しない場合は無回答に含まれる。

		問10 父親の職業[%]													
		全 体	会社役員	民間企業 の正社員	公務員な どの正職 員	自営業(家 族従業を 含む)・自 由業	契約社員・ 派遣社員・ パート・アル バイト・日雇 い・非常勤 職員	その他の 働き方をし ている	団体職員	家事専業	学生	退職(引 退)	求職中	わから ない	無回答
問36 最終 学歴	全 体	4915	490	2911	384	447	96	16	58	2	1	11	9	20	470
		100.0	10.0	59.2	7.8	9.1	2.0	0.3	1.2	0.0	0.0	0.2	0.2	0.4	9.6
	中学校	216	25	89	1	71	13	1	2	0	0	0	1	3	10
		100.0	11.6	41.2	0.5	32.9	6.0	0.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.5	1.4	4.6
	高等学校(全日 制)(高等部)	1826	208	1296	84	127	38	5	5	1	1	4	6	1	50
		100.0	11.4	71.0	4.6	7.0	2.1	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	2.7
	高等学校(定時制 または通信制)	140	9	95	7	17	5	0	0	1	0	1	0	0	5
		100.0	6.4	67.9	5.0	12.1	3.6	0.0	0.0	0.7	0.0	0.7	0.0	0.0	3.6
	高等専修学校(中 学校卒業後に進む 1～4年間の専修 学校)	24	3	14	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	12.5	58.3	4.2	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高等専門学校(中 学校卒業後に進む 5年間の学校、高 専)	119	11	94	8	1	1	0	2	0	0	0	0	0	2
		100.0	9.2	79.0	6.7	0.8	0.8	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
	短期大学	73	6	41	7	10	5	0	1	0	0	0	1	0	2
		100.0	8.2	56.2	9.6	13.7	6.8	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	2.7
	専門学校(高校卒 業後1～4年間程 度の専修学校専門 課程)	500	60	292	27	83	12	3	8	0	0	1	0	2	12
		100.0	12.0	58.4	5.4	16.6	2.4	0.6	1.6	0.0	0.0	0.2	0.0	0.4	2.4
	大学	1306	134	762	215	94	15	3	38	0	0	3	0	1	41
		100.0	10.3	58.3	16.5	7.2	1.1	0.2	2.9	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	3.1
	大学院	261	17	187	28	18	3	2	1	0	0	0	0	0	5
		100.0	6.5	71.6	10.7	6.9	1.1	0.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9
	その他	17	1	5	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		100.0	5.9	29.4	5.9	47.1	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9
	わからない	15	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	3
		100.0	26.7	20.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.7	20.0
	無回答	418	12	33	5	11	3	2	1	0	0	2	1	9	339
		100.0	2.9	7.9	1.2	2.6	0.7	0.5	0.2	0.0	0.0	0.5	0.2	2.2	81.1

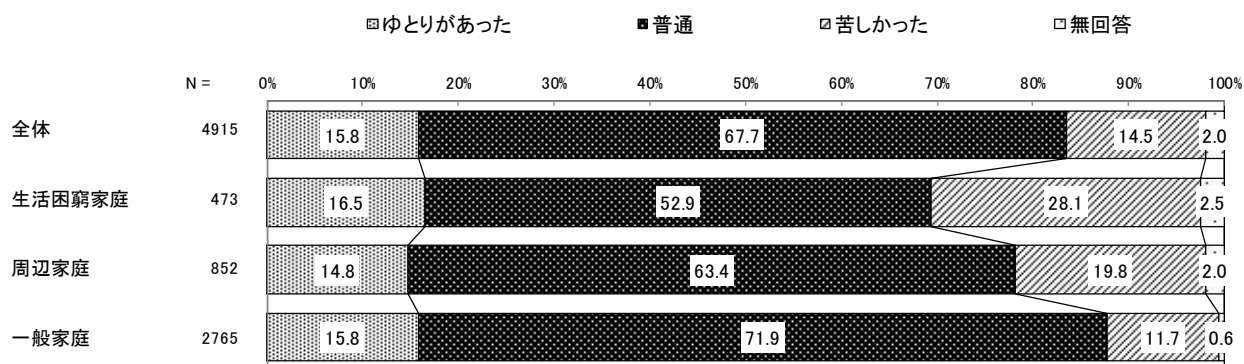
③成育環境【生活の支援】

生活困難度が高い世帯ほど保護者の『15歳頃の家庭の暮らし向き』は他の家庭と比べ「苦しかった」が高く、現在の状況への影響が大きい(図表 2-26)。

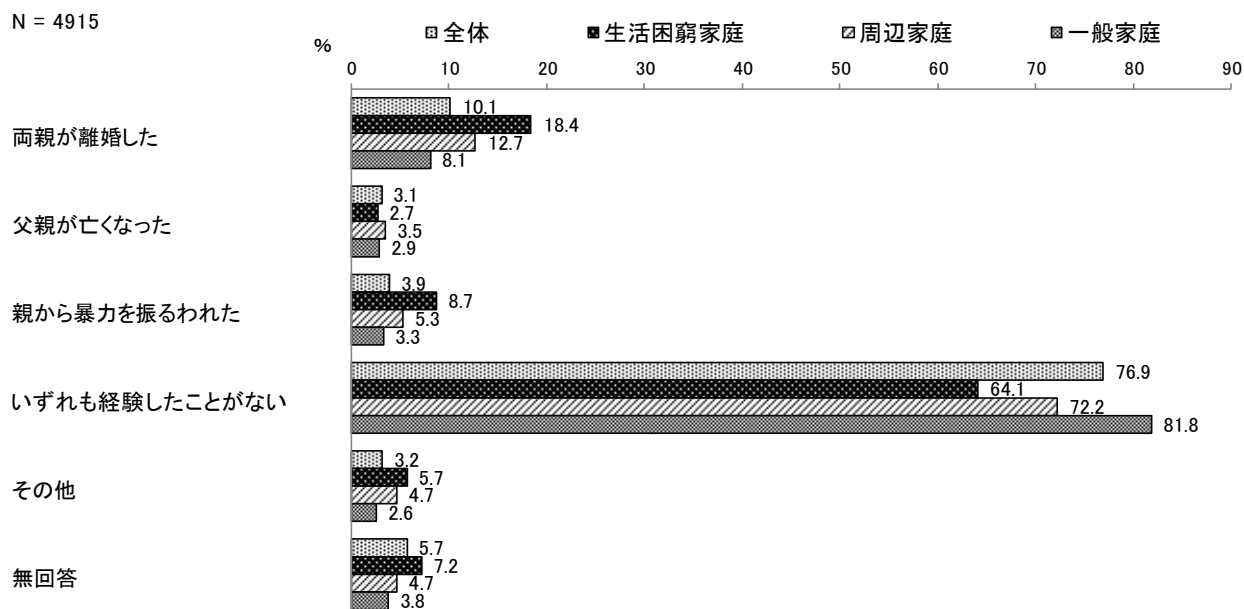
『子育てに関わってからの体験』については、「お子さんに体罰を与えたことがある」、「(元)配偶者(又はパートナー)から暴力を振るわれたことがある」が生活困窮家庭で 20%前後と高い。保護者が『成人する前にあった体験』として「親から暴力を振るわれた」と回答した人の中で、「お子さんに体罰を与えたことがある」と回答した人の割合がかなり高くなっている(図表 2-28)。

このように、保護者自身が子ども時代に暮らしにゆとりがないなど、家庭内の課題が保護者の親、保護者、子どもの世代間連鎖につながっていることが示唆されている。

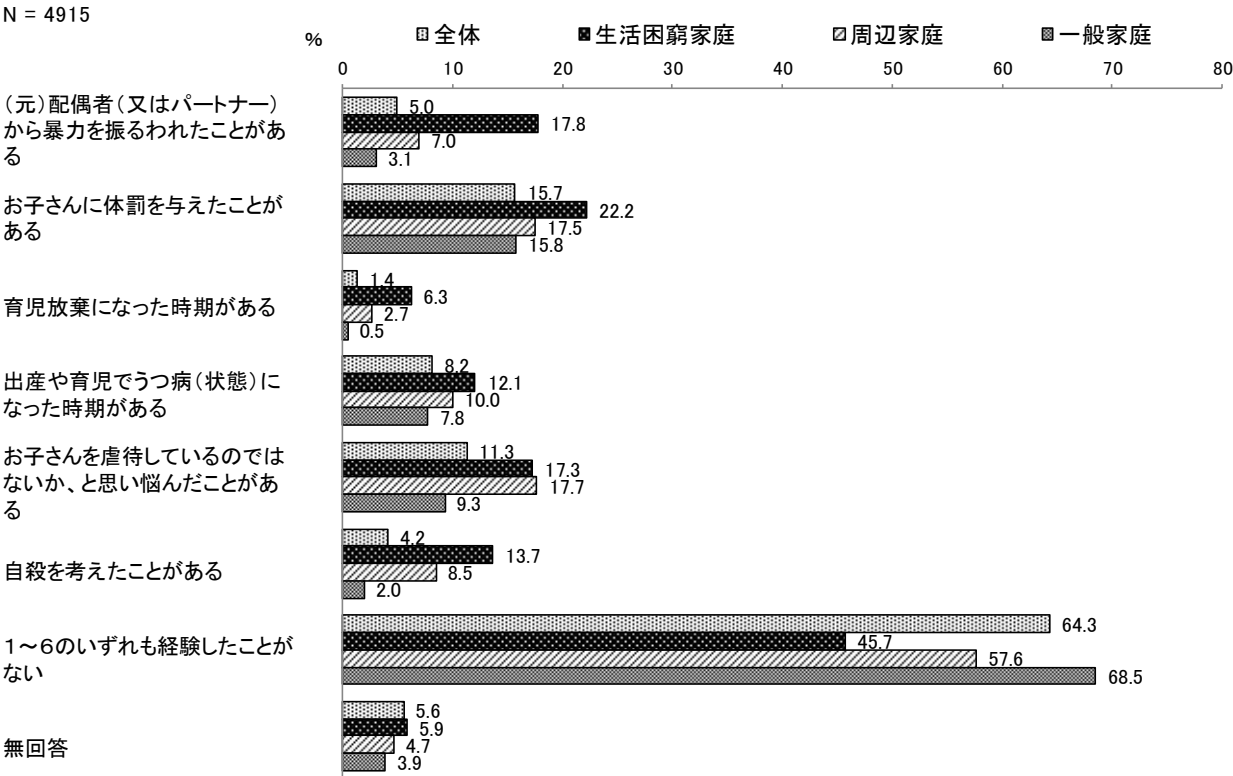
図表 2-26 15 歳の頃の家庭の暮らし向き(保護者 問 38)



図表 2-27 成人する前にあった体験(保護者 問 39)



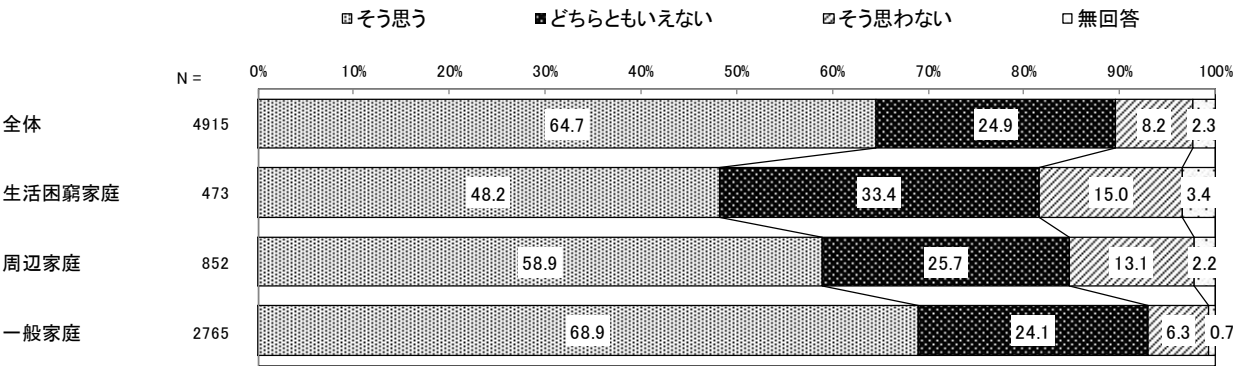
図表 2-28 子育てに関わってからの体験(保護者 問 40)



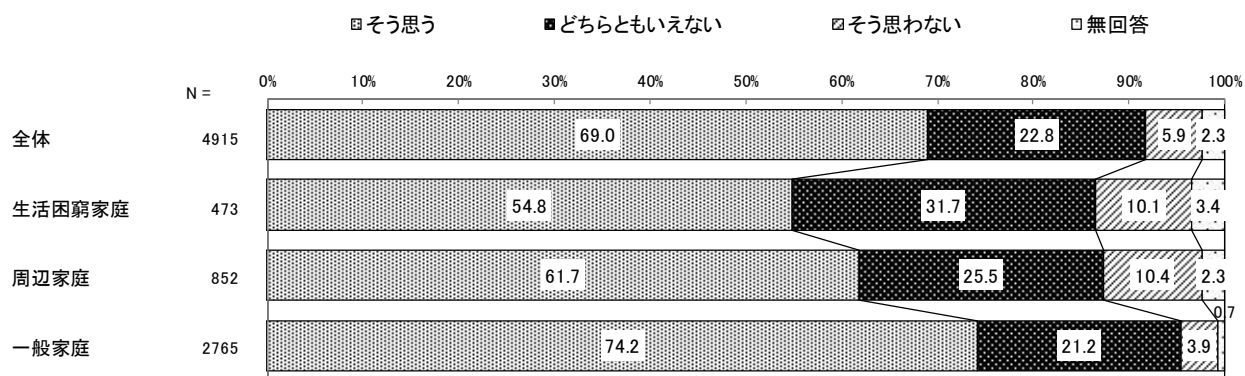
保護者が成人する前にあった体験と子育てに関わってからの体験

		問40 子育てに関わってからの体験〔%〕	
		全体	お子さんに体罰を与えたことがある
問39 成人する前にあった体験〔%〕	全体	4915 100.0	774 15.7
	親から暴力を振るわれた	192 3.9	84 43.8

図表 2-29 親と一緒に楽しい時間を過ごしてくれた(保護者 問 41)



図表 2-30 親が自分の喜ぶことをしてくれた(保護者 問 41)



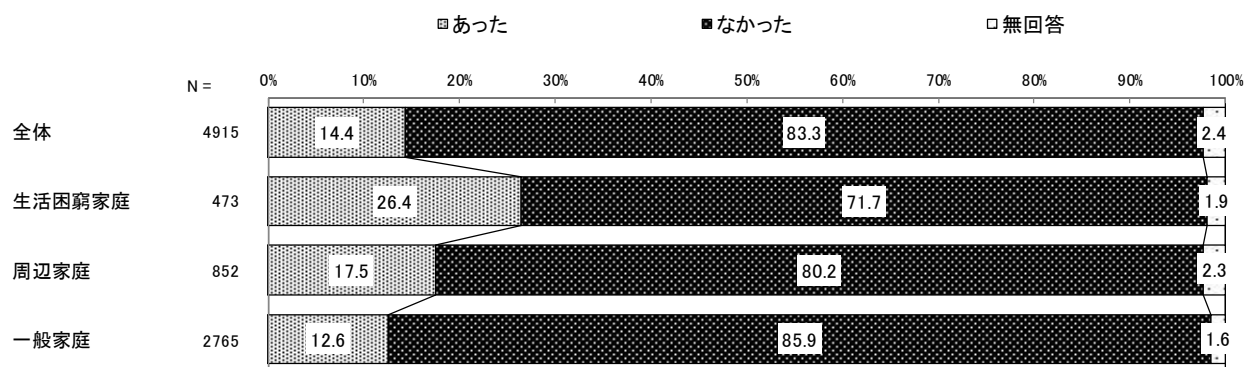
(3) 子どもの健康や教育、体験に関する現状・課題に関すること

①病気の際の受診【生活の支援】

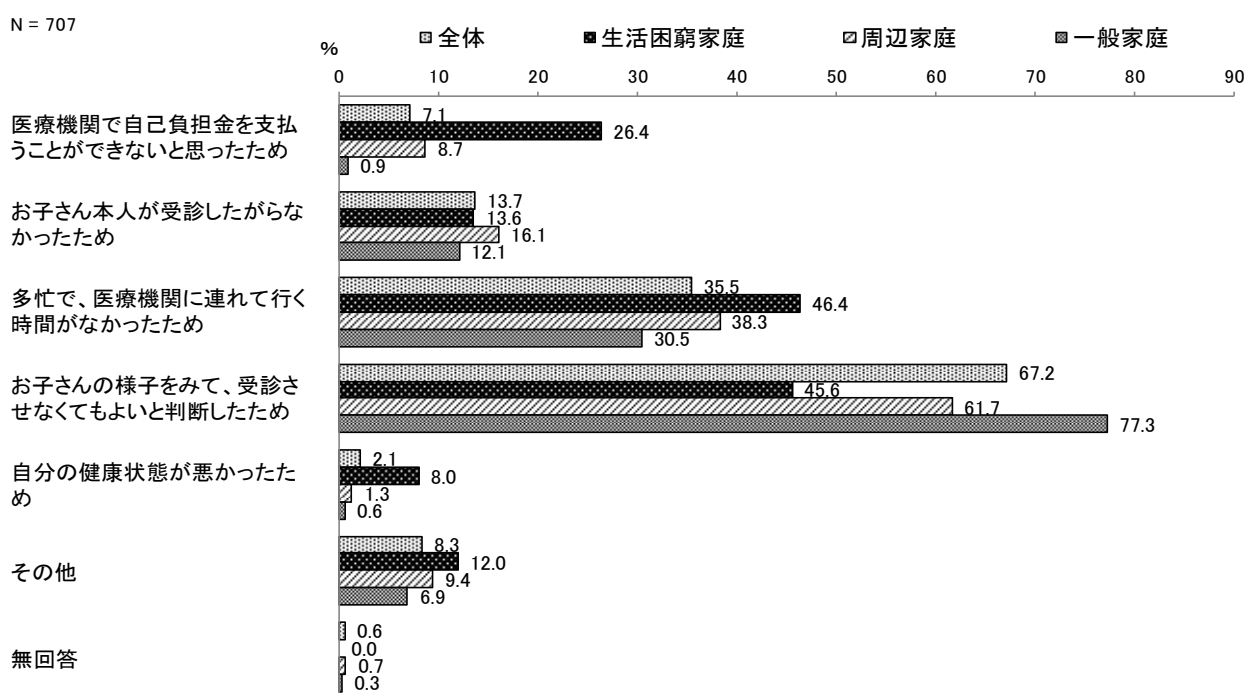
『医療機関に受診させなかったことの有無』が生活困窮家庭では「あった」が 26.4%となっており、周辺家庭・一般家庭よりも 10%前後高い。生活困窮家庭の『受診させなかった理由』は、「多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため」が 46.4%で、ついで「お子さんの様子をみて、受診させなくてもよいと判断したため」が 45.6%と高い。また、生活困窮家庭では、「医療機関で自己負担金を支払うことができないと思ったため」が 26.4%と周辺家庭と一般家庭に比べて大幅に高く、医療費の負担が大きいことが考えられる(図表 2-31・32)。

また、定期予防接種※は、全体的に概ね受けているが、一般家庭に比べて生活困窮家庭は「受けなかった」が多くなっており、「費用がかかると思っていた」や「多忙で連れて行く時間がなかった」が理由として挙げられている。さらに、任意接種※は生活困窮家庭で受けていない傾向が強くなっている(図表 2-33～35)。

図表 2-31 医療機関に受診させなかったことの有無(保護者 問 15)



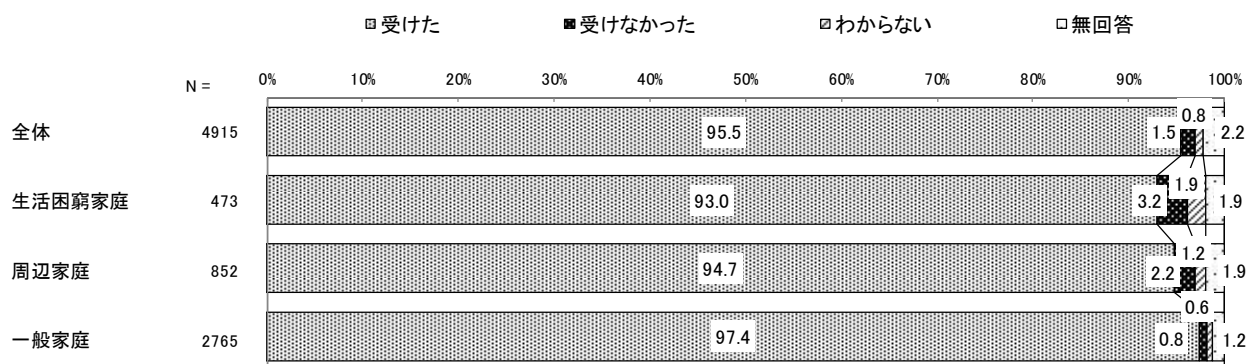
図表 2-32 受診させなかった理由(保護者 問 15-1)



※定期予防接種: 法律によって公費負担で行われ、ワクチンの種類、対象者、期間などが定められている(四種混合、BCG、麻しん・風しんなど)。

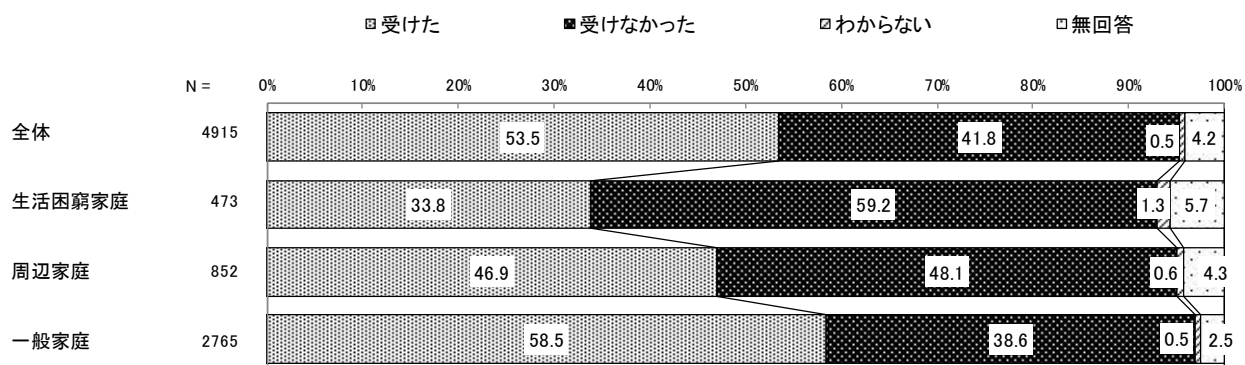
※任意接種: 法律によらず、自己負担で個人の希望で行うワクチン(インフルエンザ、おたふくかぜ、水ぼうそうなど)。

図表 2-33 予防接種(定期接種)の接種状況(保護者 問 16)

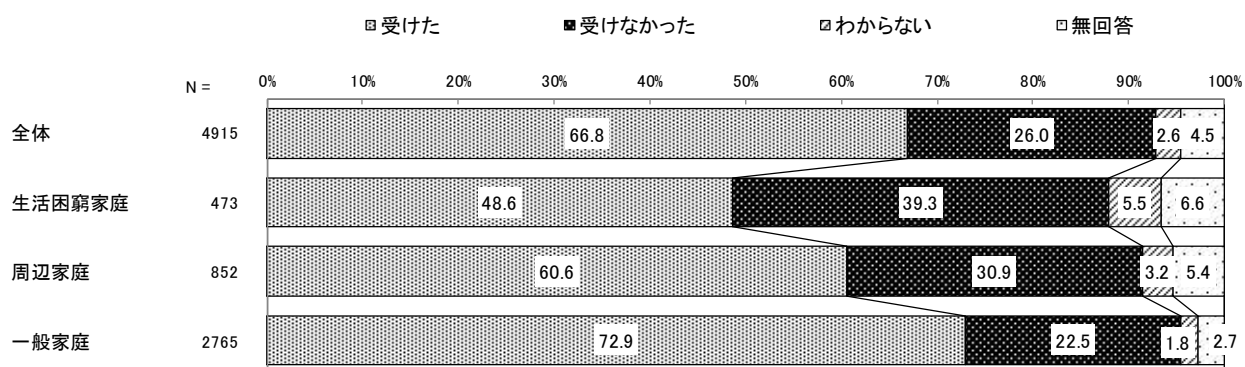


図表 2-34 予防接種(任意接種)の接種状況(保護者 問 16)

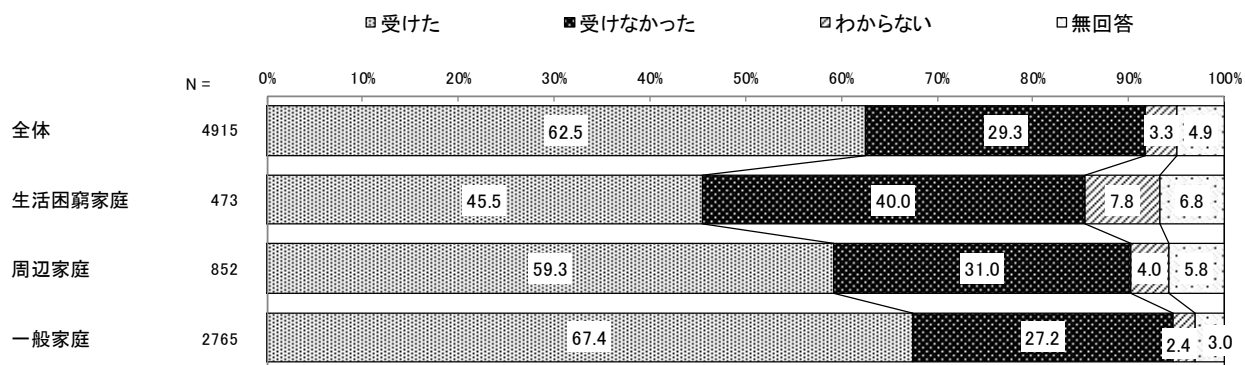
任意接種(インフルエンザ)〔%〕



任意接種(おたふくかぜ)〔%〕

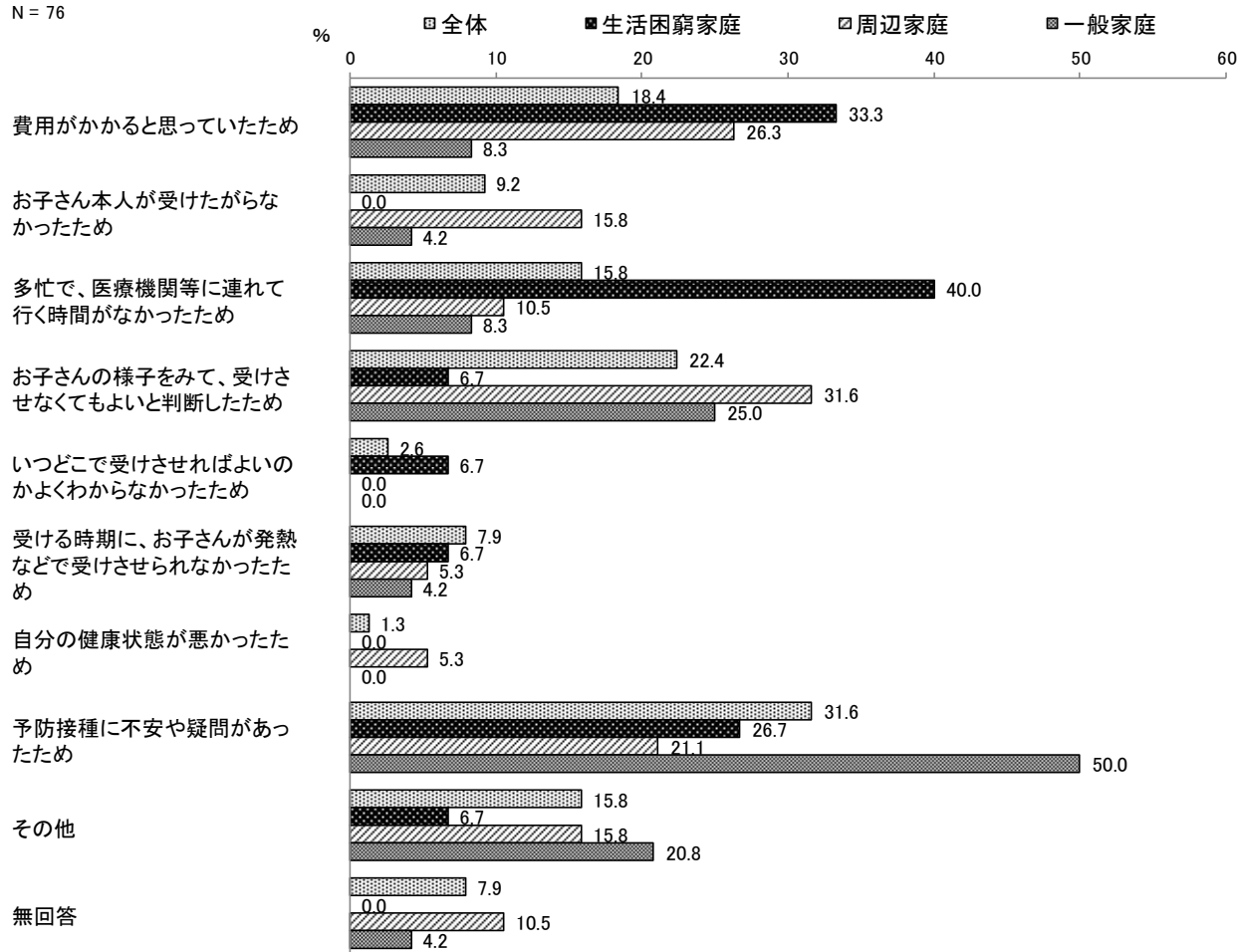


任意接種(水ぼうそう)〔%〕



図表 2-35 定期予防接種を受けなかった理由(保護者 問 16-1)

N = 76

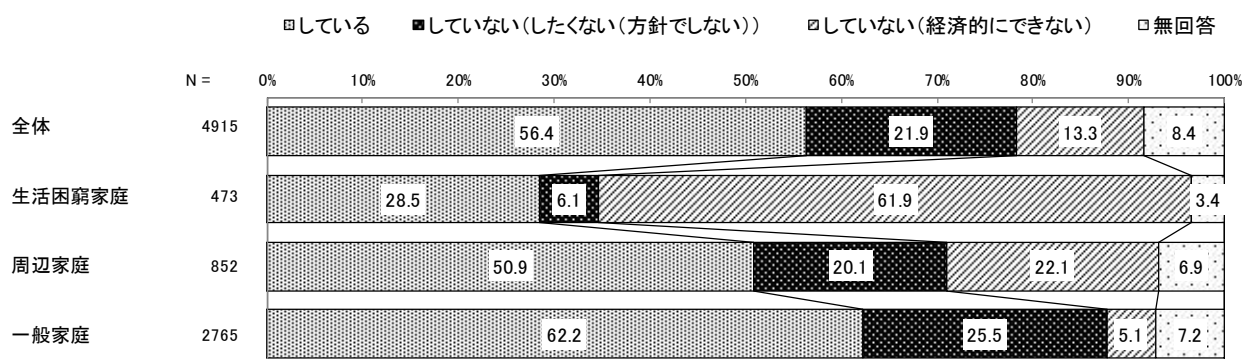


②習い事・家庭でしていること【学習の支援・生活の支援】

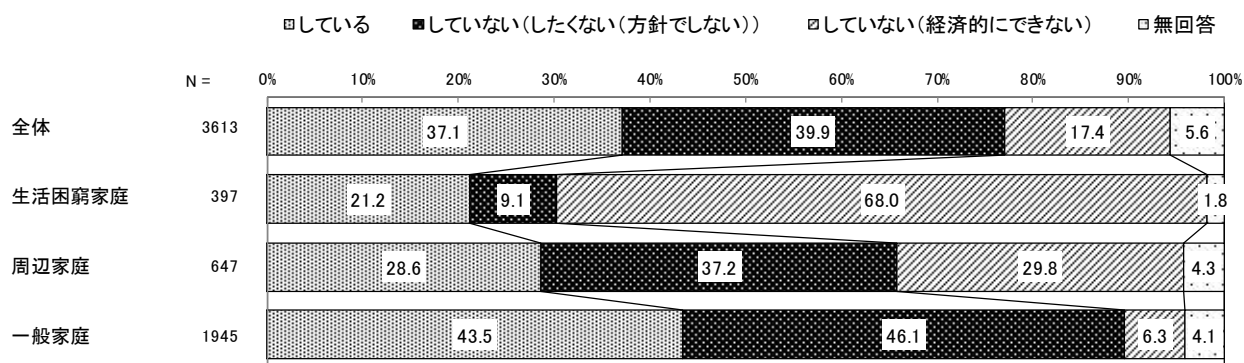
習い事の状態については、「している」は一般家庭で 62.2%だが、生活困窮家庭では 28.5%と低く、「していない(経済的にできない)」が 61.9%と高くなり、格差が生じていると考えられる(図表 2-36・37)。学習塾(家庭教師)の利用状況は、こちらについても生活困窮家庭の 68.0%が『していない(経済的にできない)』と高く、子どもたちの学習環境(58 ページ)ともつながってくる。

家族でしていることとして、『クリスマスプレゼントやお年玉をあげる』、『1年に1回くらい家族旅行に行く』は、「していない(経済的にできない)」が周辺家庭よりも生活困窮家庭でさらに高くなっている(図表 2-38・39)。このことは、この項目全体の傾向として表れている。

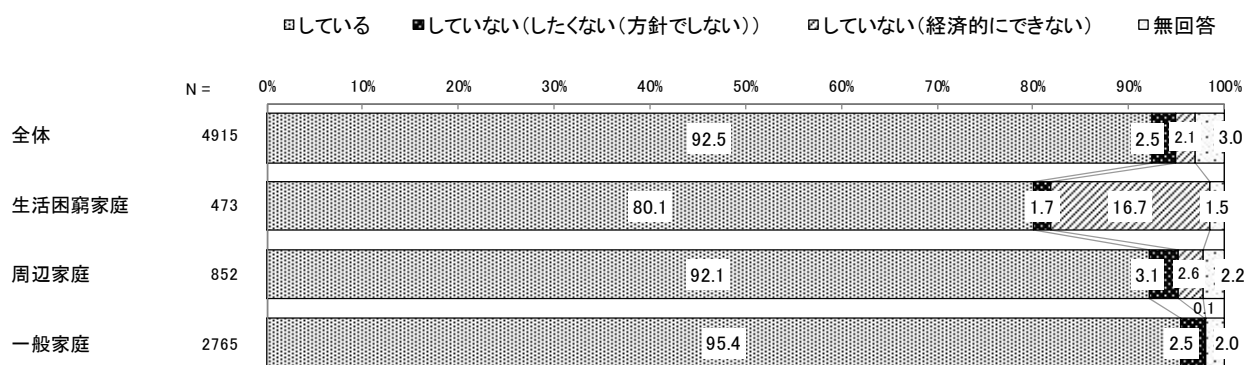
図表 2-36 習い事(音楽・スポーツ・習字等)に通わせる(保護者 問 33)



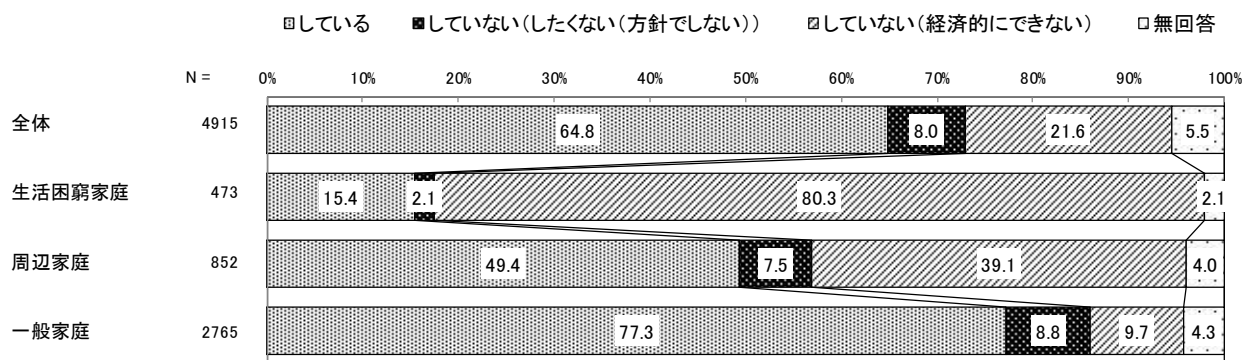
図表 2-37 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)(保護者 問 33)



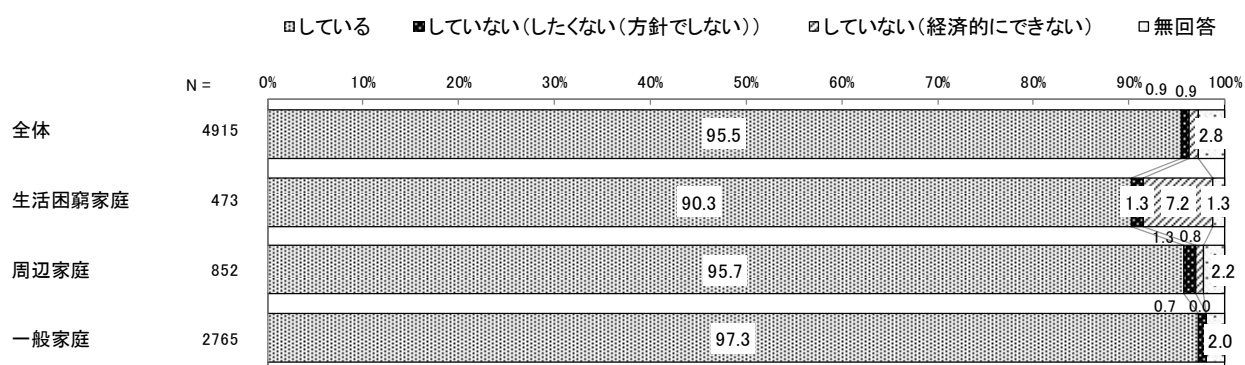
図表 2-38 クリスマスプレゼントやお年玉をあげる(保護者 問 33)



図表 2-39 1年に1回くらい家族旅行に行く(保護者 問 33)



図表 2-40 お誕生日のお祝いをする(保護者 問 33)

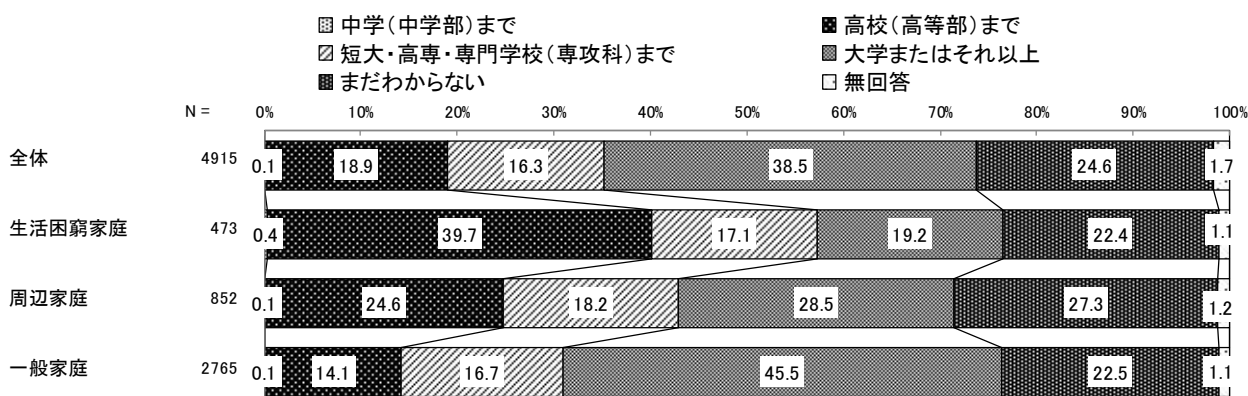


③受けさせたい教育段階【学習の支援】

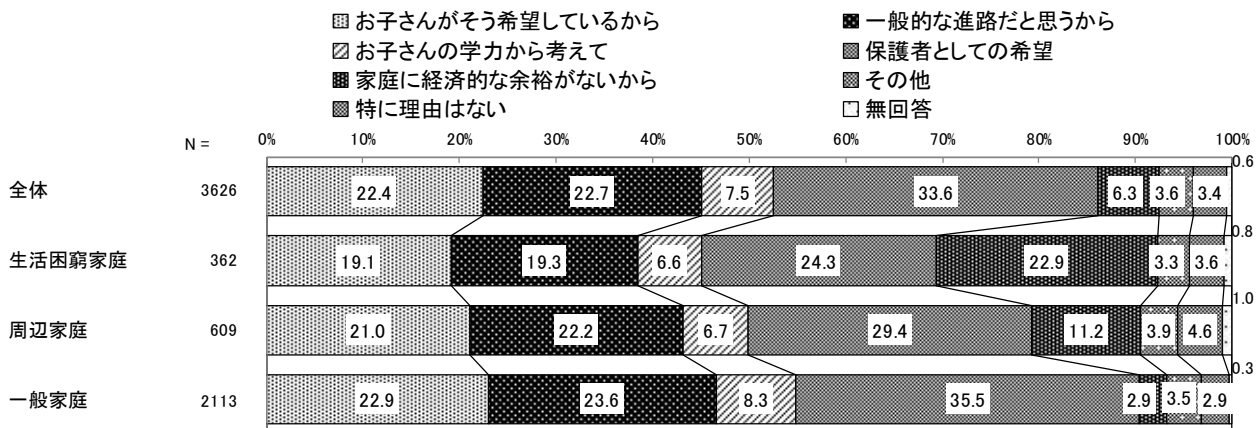
受けさせたい教育段階は、一般家庭では「大学またはそれ以上」が 45.5%と高いが、生活困窮家庭では「高校(高等部)まで」が最も高く、周辺家庭では「高校(高等部)まで」と「大学またはそれ以上」が同程度となっている(図表 2-41)。

その理由として、「家庭に経済的な余裕がないから」が生活困窮家庭では 22.9%となっており、経済的な理由により保護者の考える子どもの教育段階の選択肢が限定される傾向がみられる(図表 2-42)。

図表 2-41 受けさせたい教育段階(保護者 問 13)



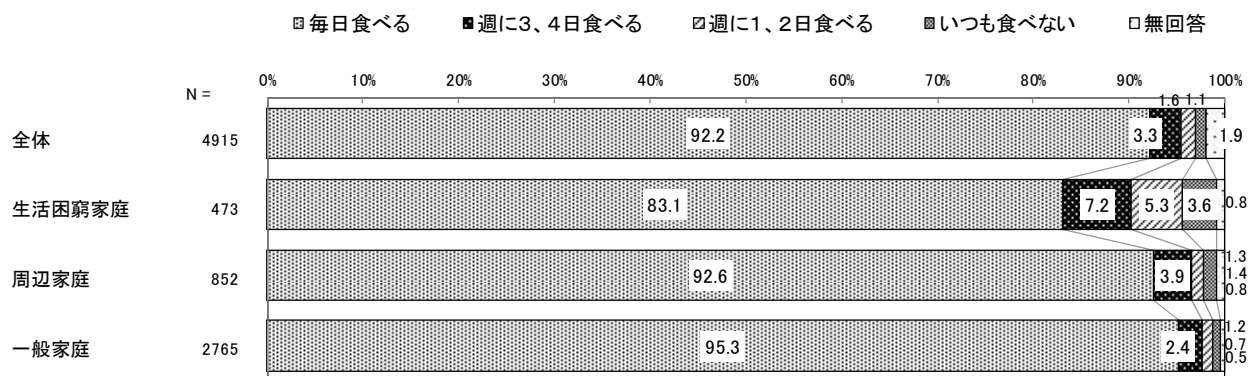
図表 2-42 図表 2-41 の回答理由(保護者 問 13-1)



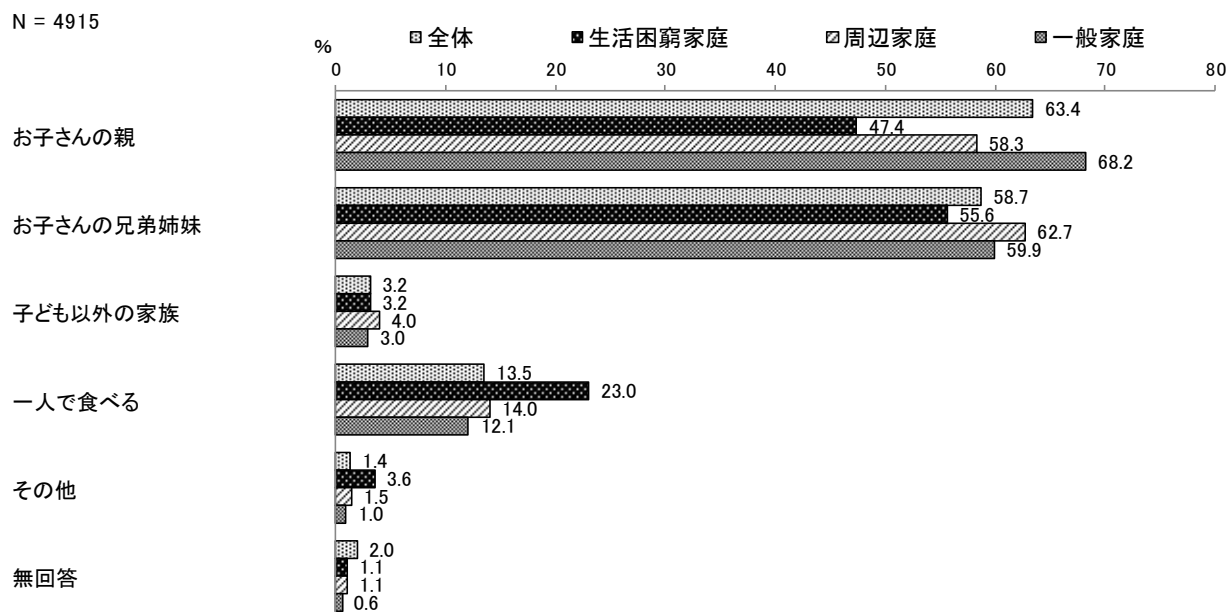
④生活習慣・日常生活【生活の支援】

朝食については、一般家庭に比べて生活困窮家庭で「毎日食べる」という回答が少なく、平日の朝食を「一人で食べる」という回答は 23.0%と高い(図表 2-43・44)。また、生活困窮家庭では、『子どもと体を動かして遊ぶ』、『子どもの勉強をみる』ことについても割合が低く、子どもと関わる機会・頻度が低くなっている(図表 2-45・46)。

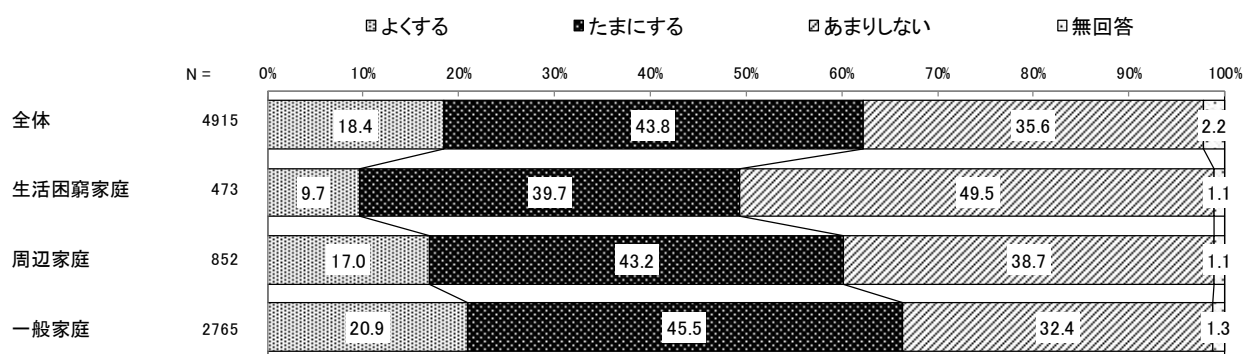
図表 2-43 平日の朝食の摂取頻度(保護者 問 22)



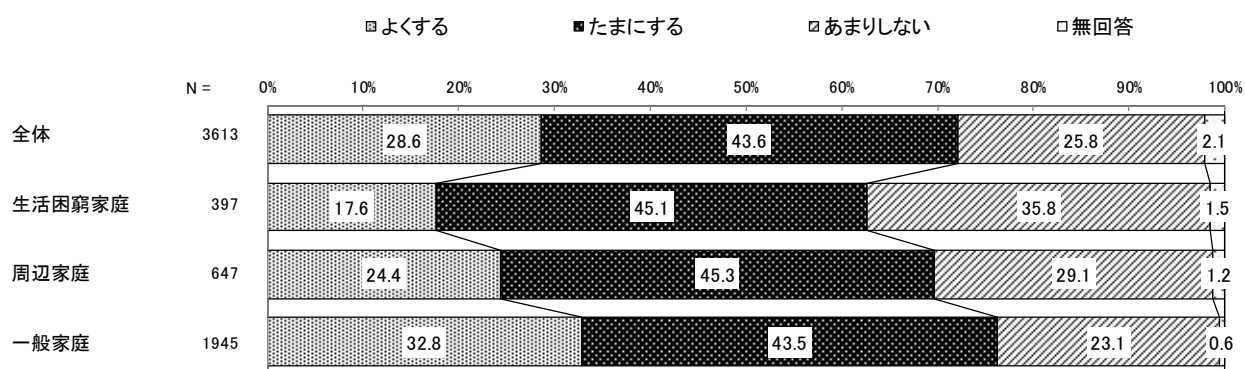
図表 2-44 平日に朝食を一緒に食べる人(保護者 問 23)



図表 2-45 お子さんと体を動かして遊ぶ(保護者 問 24)



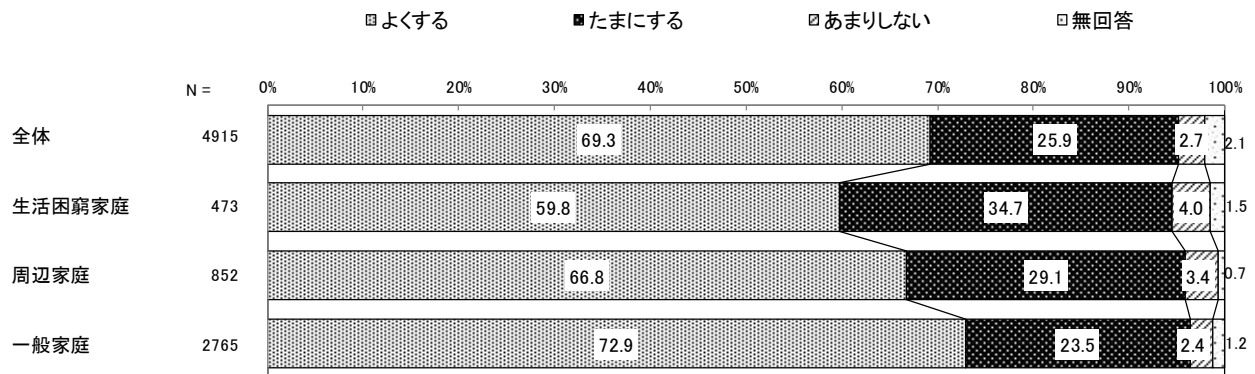
図表 2-46 お子さんの勉強をみる(保護者 問 24)



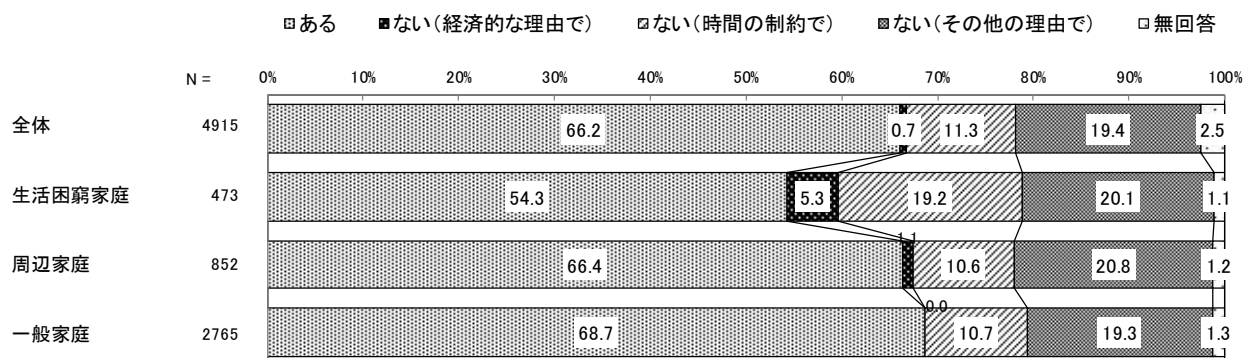
⑤体験活動・娯楽【生活の支援】

各種体験については、各項目で生活困窮家庭は機会が少ない傾向となっており、「ない(経済的な理由で)」という回答が多くみられる(図表 2-47～52)。

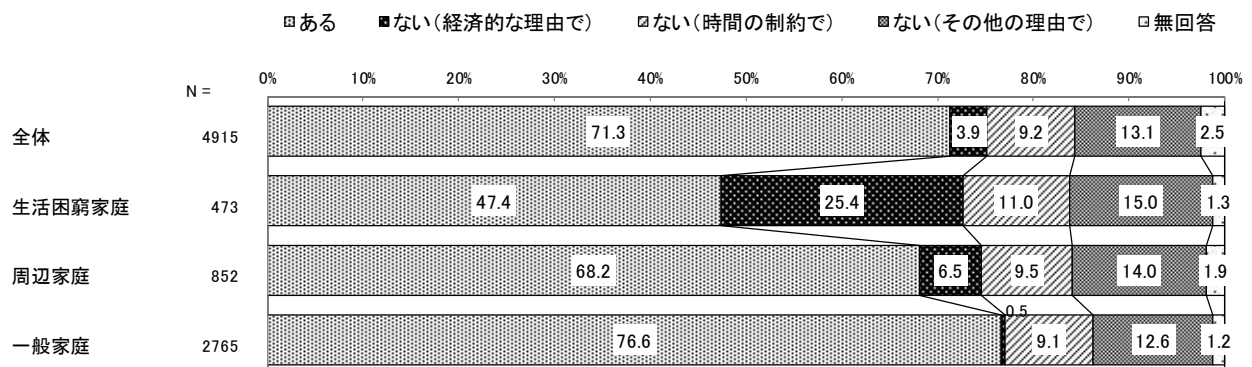
図表 2-47 お子さんと一緒に外出をする(保護者 問 24)



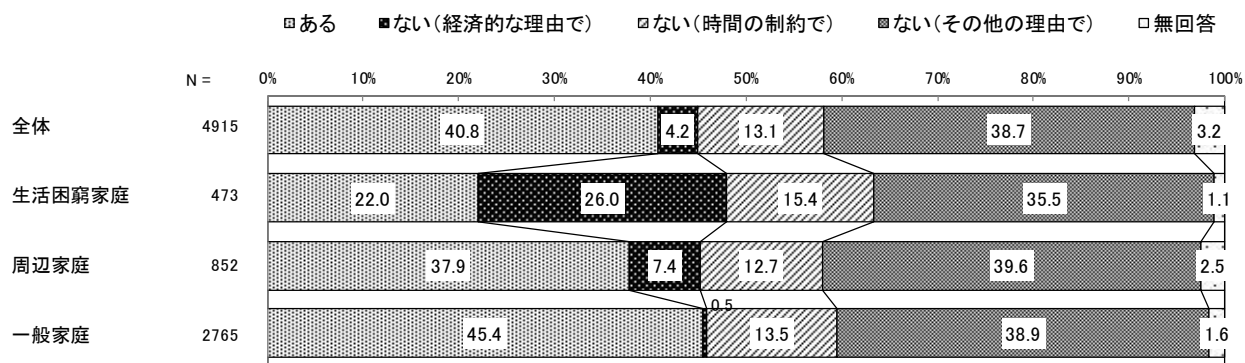
図表 2-48 海水浴・プールに行く(保護者 問 26)



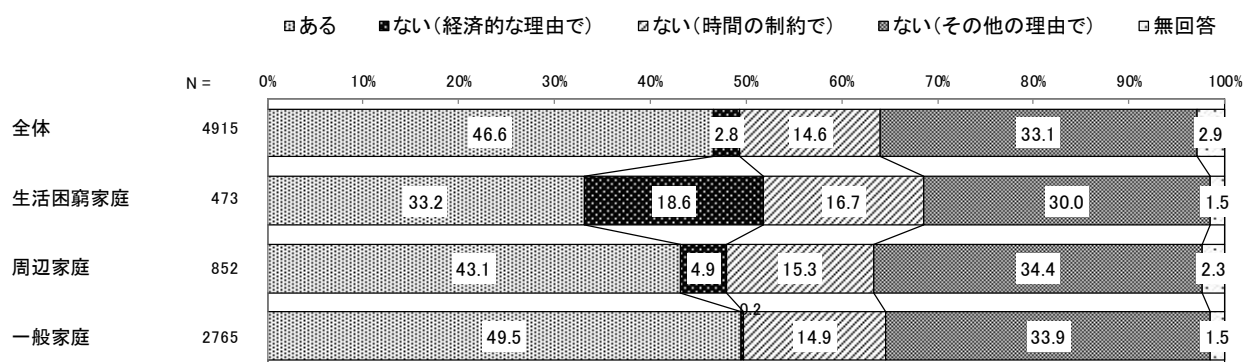
図表 2-49 動物園・遊園地やテーマパークに行く(保護者 問 26)



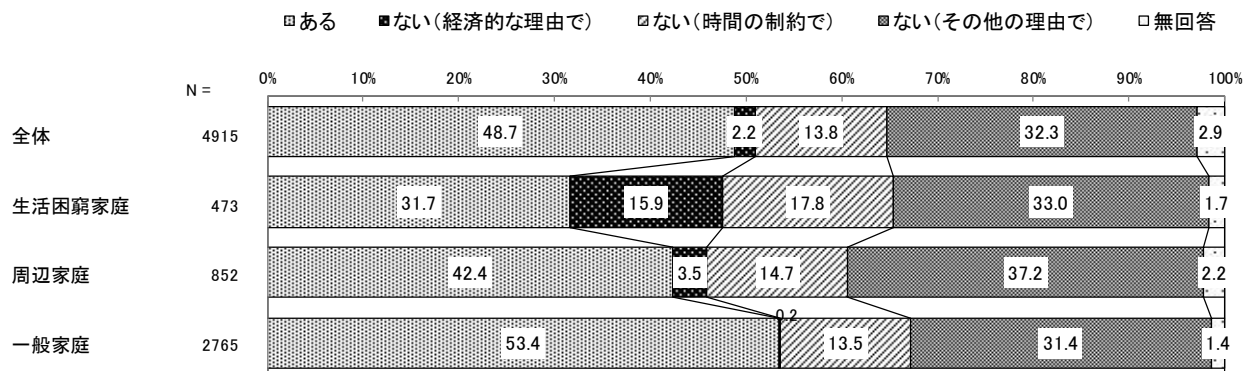
図表 2-50 スポーツ観戦や劇場に行く(保護者 問 26)



図表 2-51 キャンプやバーベキューに行く(保護者 問 26)



図表 2-52 博物館・科学館・美術館などに行く(保護者 問 26)

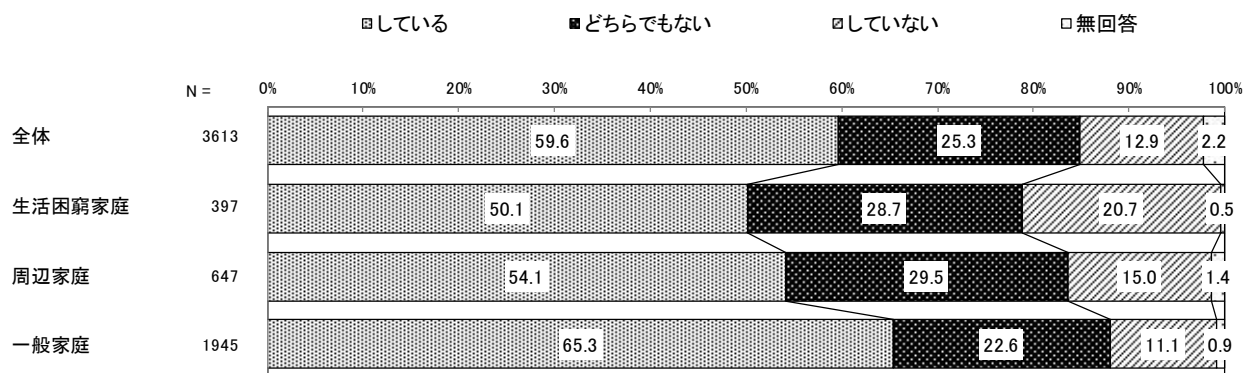


⑥家庭内での教育・働きかけ【学習の支援】

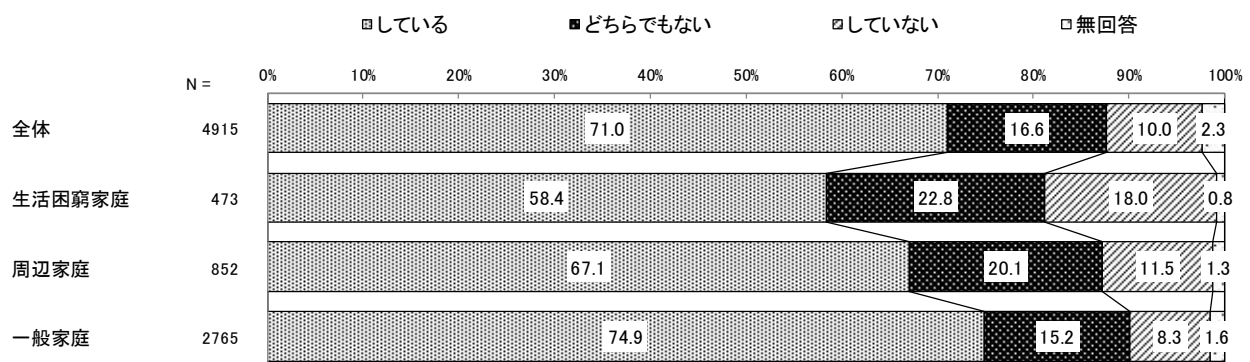
家庭内でしていることでは、一般家庭と比べて生活困窮家庭では各項目で「していない」割合が高く、特に『計画的に勉強するよう、促している』、『小さい頃、絵本の読み聞かせをした(している)』は、「していない」がそれぞれ 20.7%、18.0%となっており、生活困難度が上がると「している」割合は低下している。

「絵本の読み聞かせをしていない」、「どちらでもない」保護者では、『子どものこの1か月の読書数』は「読まなかった」が 20%を超えてやや高い(図表 2-53～56)。

図表 2-53 計画的に勉強するよう、促している(保護者 問 27)



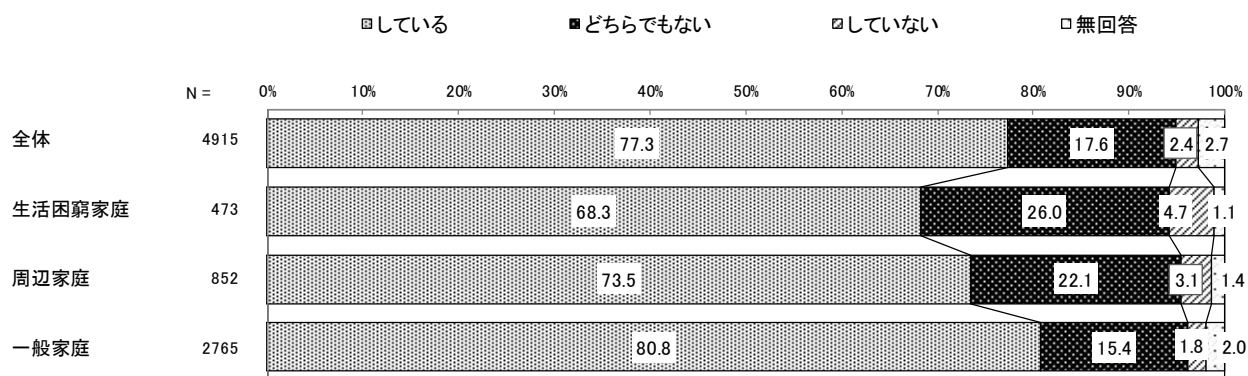
図表 2-54 小さい頃、絵本の読み聞かせをしていた(している)(保護者 問 27)



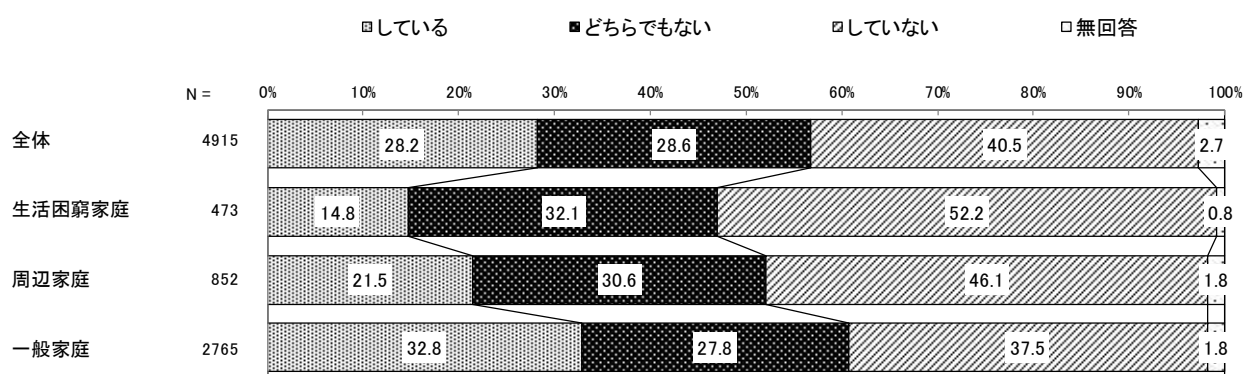
		問 14 子どものこの1か月の読書数(子ども)							
		全体	読まなかった	1冊	2～3冊	4～7冊	8～11冊	12冊以上	無回答
問27 小さい頃、絵本の読み聞かせをした(している)(保護者)	全体	2774	428	466	884	423	160	285	128
		100	15.4	16.8	31.9	15.2	5.8	10.3	4.6
	している	1946	251	323	634	315	121	232	70
		100	12.9	16.6	32.6	16.2	6.2	11.9	3.6
	どちらでもない	464	105	82	127	64	29	29	28
		100	22.6	17.6	27.4	13.8	6.3	6.3	6
	していない	295	64	55	104	35	8	19	10
		100	21.7	18.6	35.3	11.9	2.7	6.4	3.4
	無回答	69	8	6	19	9	2	5	20
		100	11.6	8.7	27.5	13	2.9	7.3	29

注) 子ども本人の回答数で集計

図表 2-55 褒めるなどして自信を持たせるようにしている(保護者 問 27)



図表 2-56 英語や外国の文化に触れるよう意識している(保護者 問 27)



(4) 保護者や子どもに対する支援に関すること

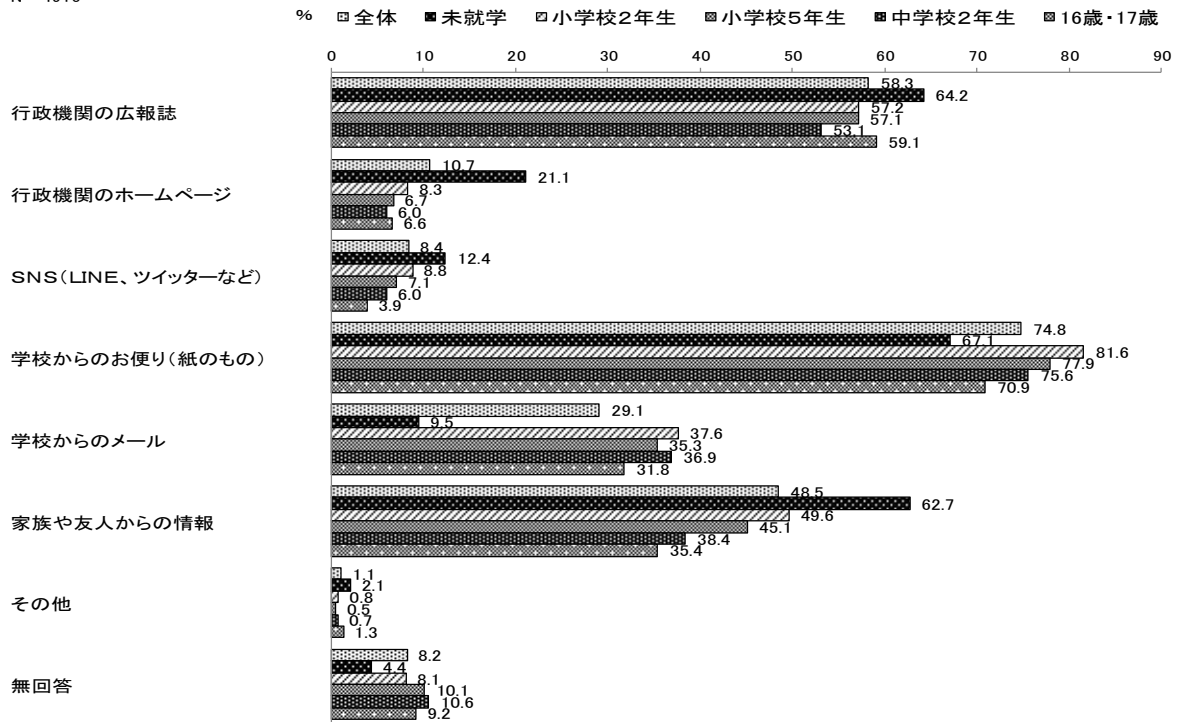
①子育て情報【生活の支援】

情報の受け取り方法は、未就学家庭では「行政機関の広報誌」と「家族や友人からの情報」が多く、小中学生では「学校からのお便り(紙のもの)」が高い(図表 2-57)。

今後の受け取り方の希望として、全体的に現在と同じ方法を希望されている一方で、特に「SNS(LINE、ツイッターなど)」は、現在よりも約 10%高くなっており、情報発信のツールの1つとしてニーズが高いことが伺える(図表 2-58)。

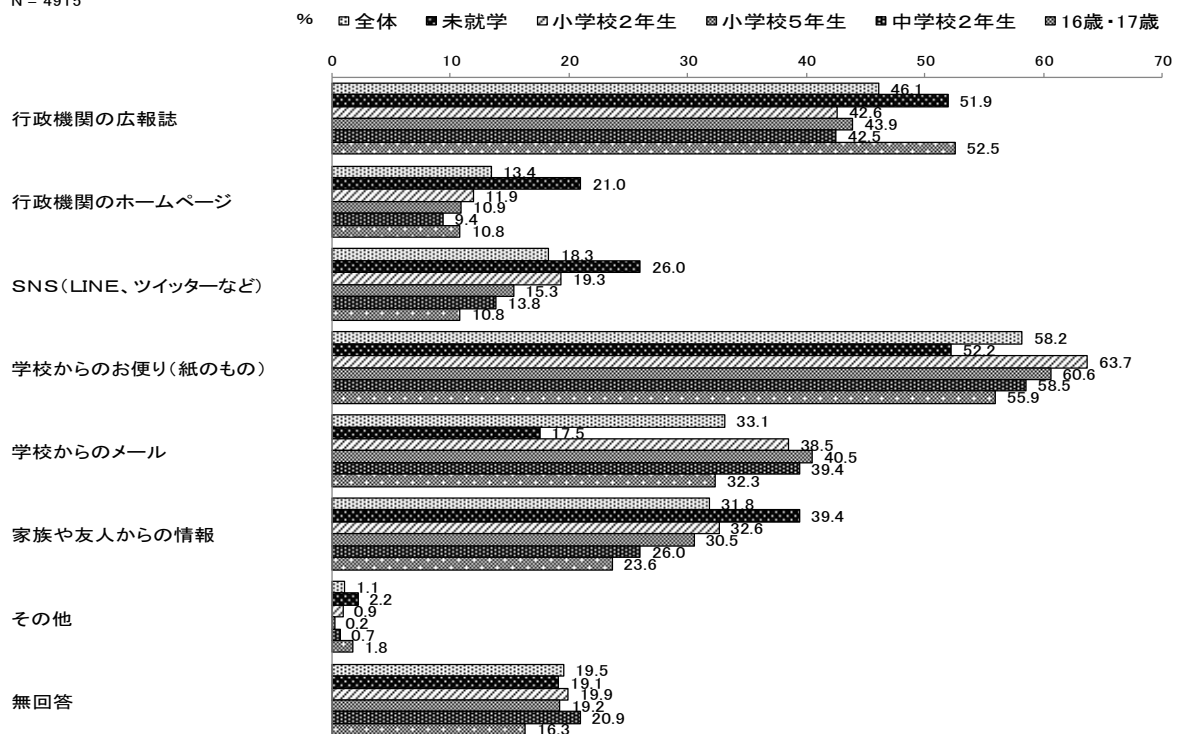
図表 2-57 情報の受け取り方法(現在)(保護者 問 42)

N = 4915



図表 2-58 情報の受け取り方法(今後)(保護者 問 42)

N = 4915



②保護者の不安・相談【生活の支援】

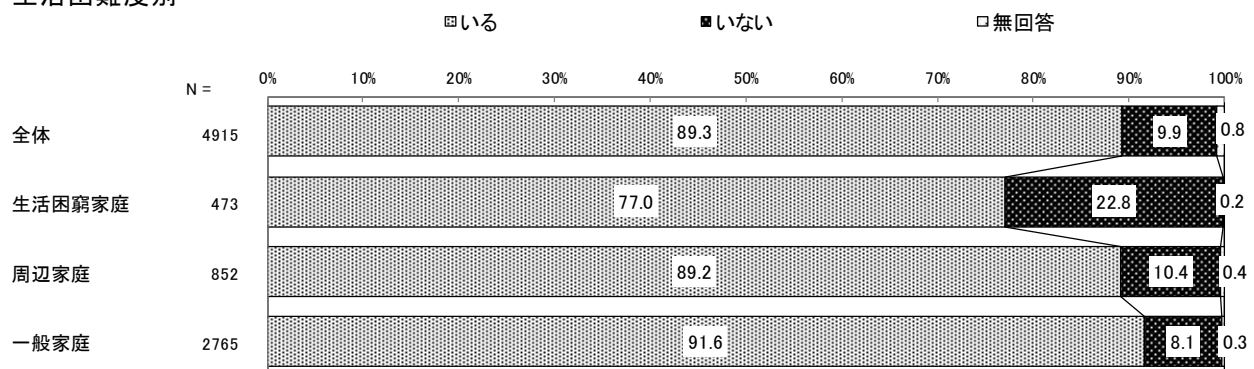
『頼れる親族・友人の有無』については、生活困窮家庭では困った時に頼れる人が「いない」が 22.8%と高く、悩み事の相談相手が「いない」という回答も 18.2%と高い。一方、子どもの年齢が低い層では「いる」がやや高く、子どもの年齢が上がると低くなる傾向にある(図表 2-59・60)。

生活困窮家庭では、相談相手がいる回答者の相談先は「配偶者・パートナー」という回答が少ない。一方、これまでに相談したことのある公的機関は「学校・保育所・幼稚園の先生」、「市の窓口」、「ハローワーク」などが多い(図表 2-61・62)。

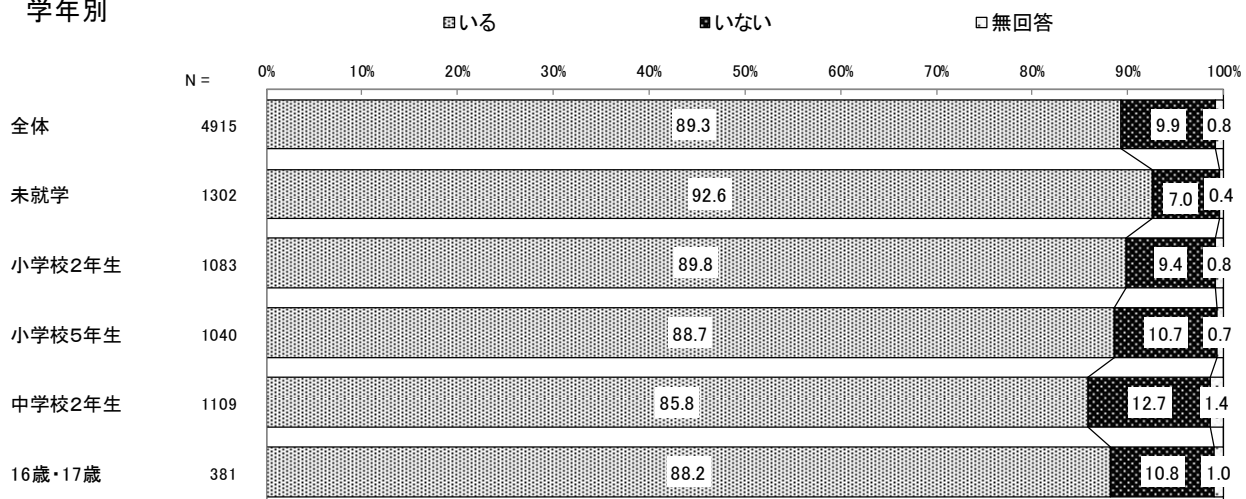
生活困難層では、困ったときや悩み事を相談できる相手がいなかったため地域で孤立してしまったり、子育て・生活全般の不安や悩みが大きくなっている状況から、貧困リスクが高くなることが見込まれるため、相談したり、助けを求めたりすることができる仕組みや環境をつくる必要がある。

図表 2-59 頼れる親族・友人の有無(保護者 問8)

生活困難度別

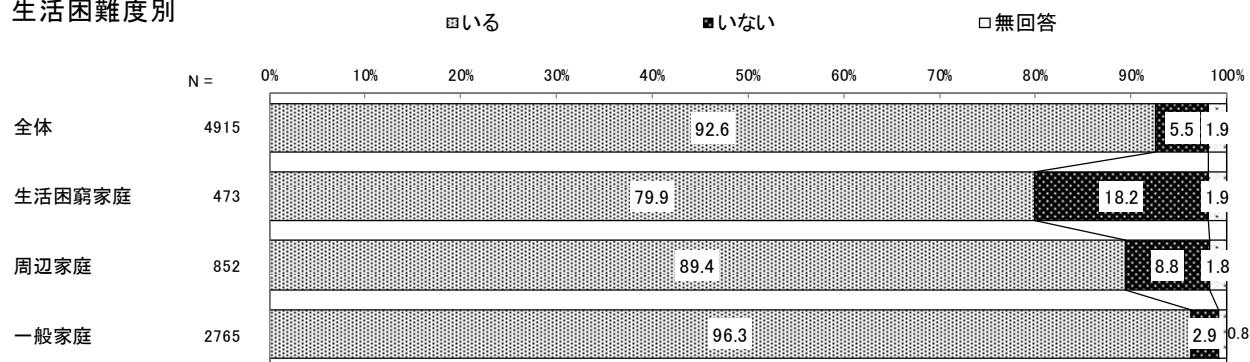


学年別

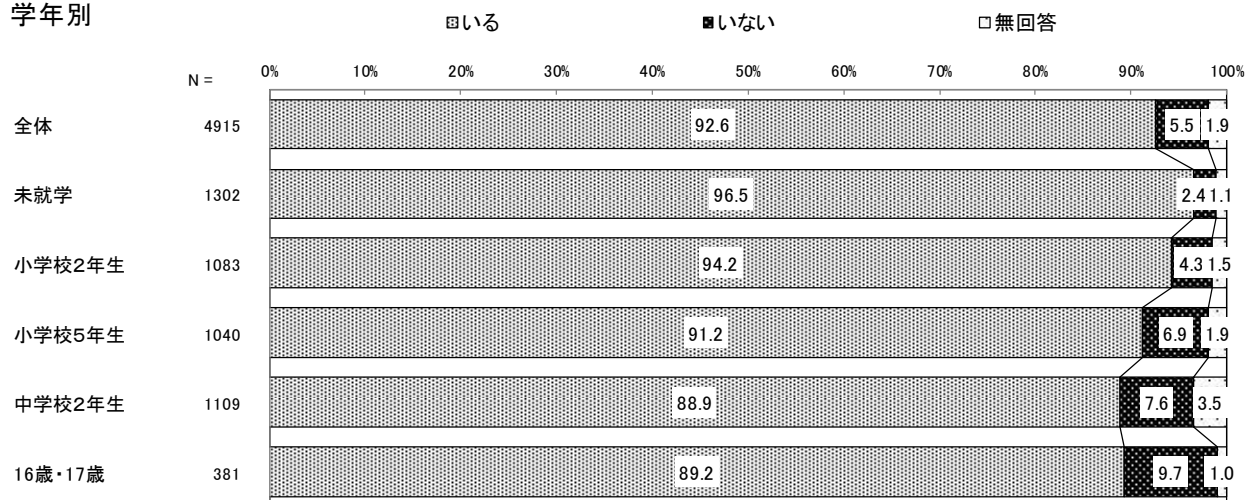


図表 2-60 困ったときや悩み事を相談できる相手の有無(保護者 問 46)

生活困難度別

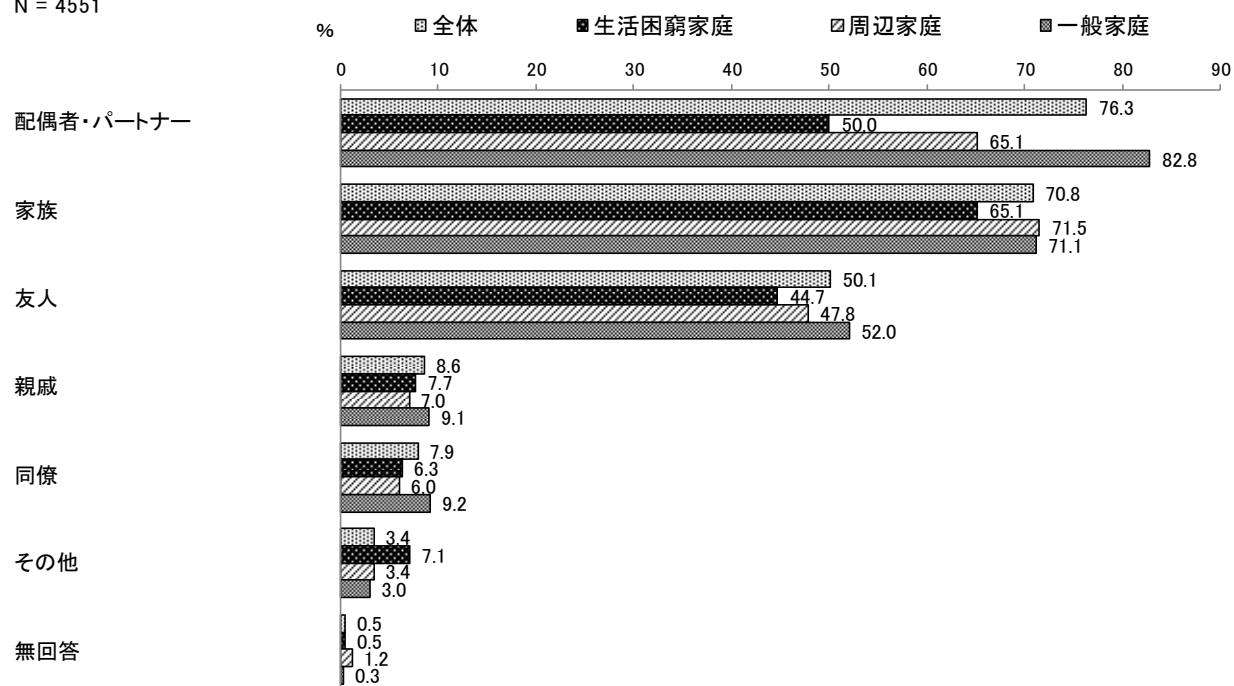


学年別



図表 2-61 相談できる相手は誰か(保護者 問 46-1)

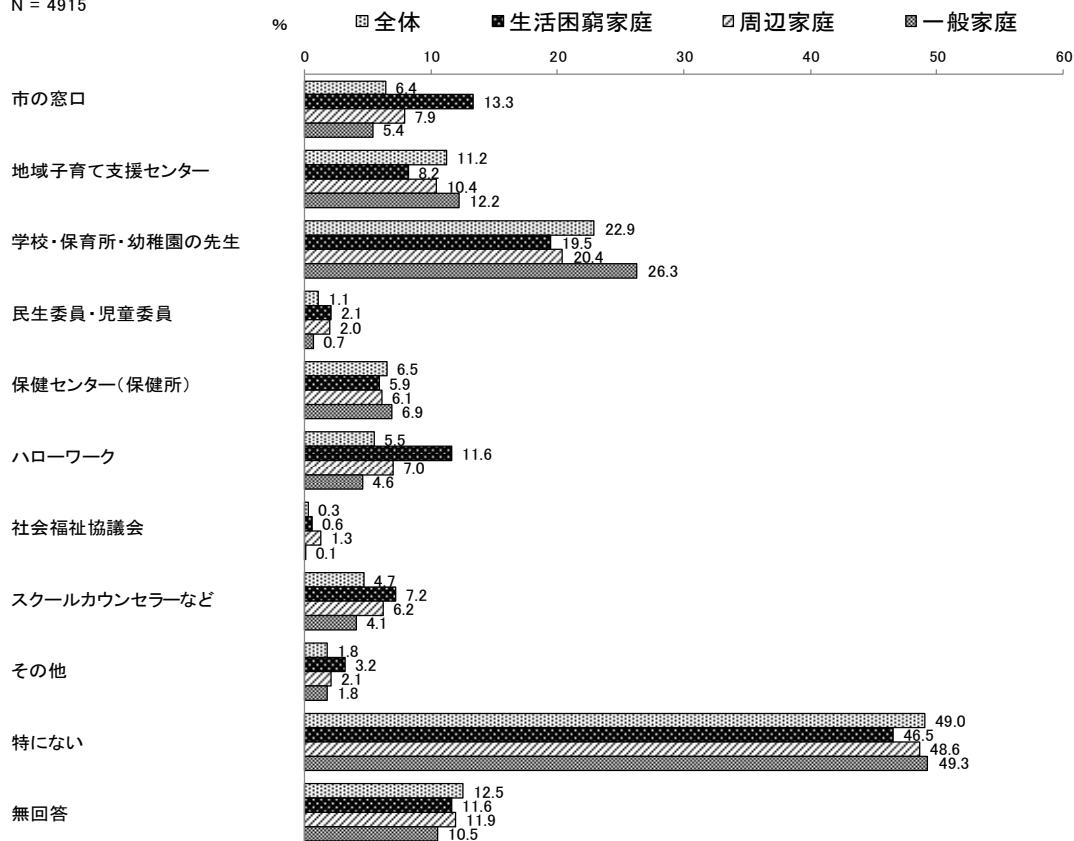
N = 4551



図表 2-62 これまで相談したことがある公的機関(保護者 問 47)

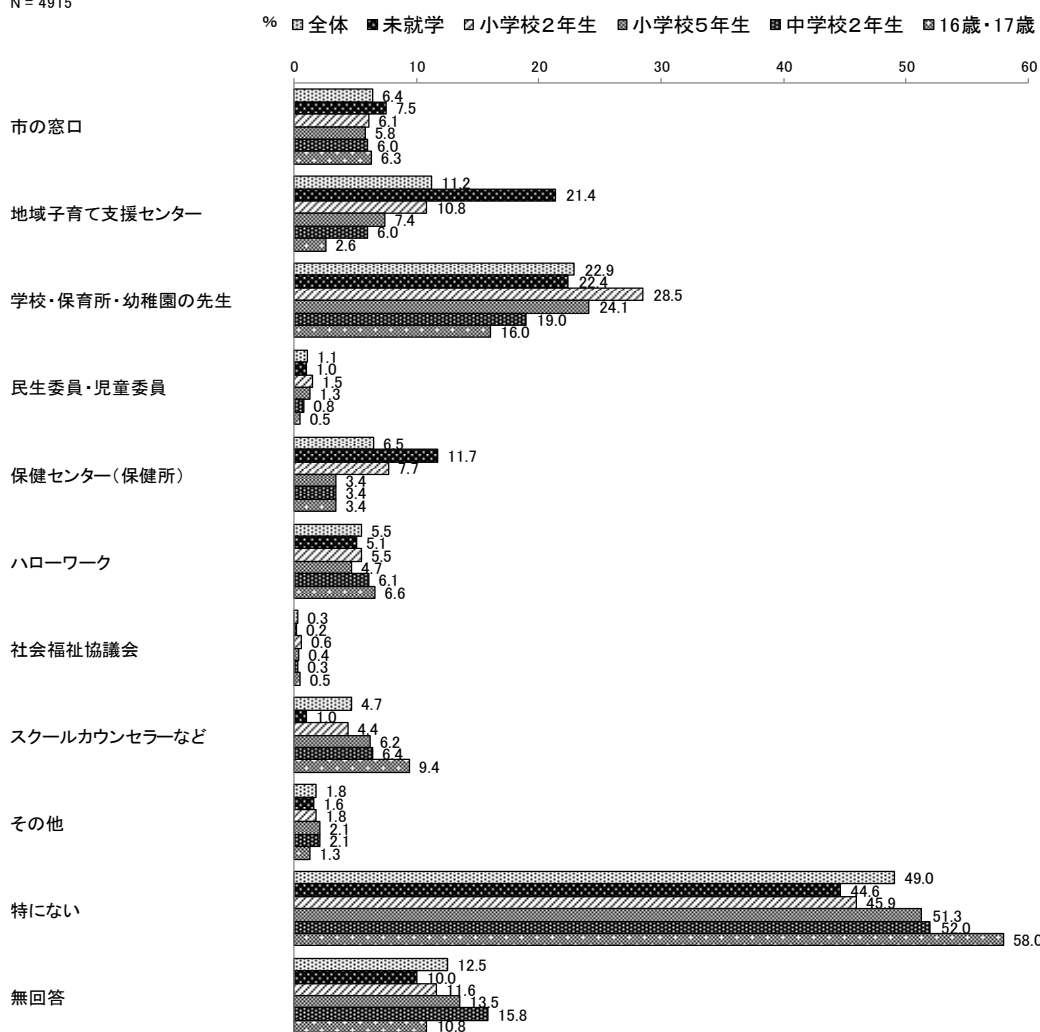
生活困難度別

N = 4915



学年別

N = 4915



③子育て支援サービス等【学習の支援・生活の支援・経済的支援】

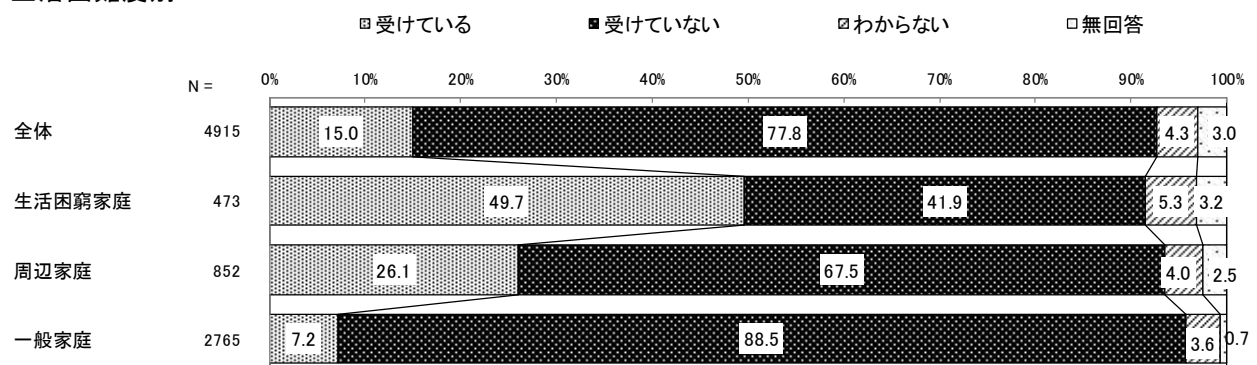
就園奨励※・就学援助※支給は、生活困窮家庭で「受けている」が 49.7%と高い(図表 2-63)。

保護者全体の『今後利用したい支援やサービス』として、未就学児童保護者では「地域子育て支援センター・子育てひろば」、「ファミリー・サポート・センター」、「子ども食堂」、小学校2年生保護者では「放課後児童クラブ」、「学校が実施する補講(学習支援)」、「学校以外が実施する学習支援」と高くなっている。小学校5年生、中学校2年生、16歳・17歳児童の保護者では、いずれも「学校が実施する補講(学習支援)」、「学校以外が実施する学習支援」、「放課後児童クラブ」の順で高く、何らかの形で学習に対する支援が求められている。(図表 2-64)。

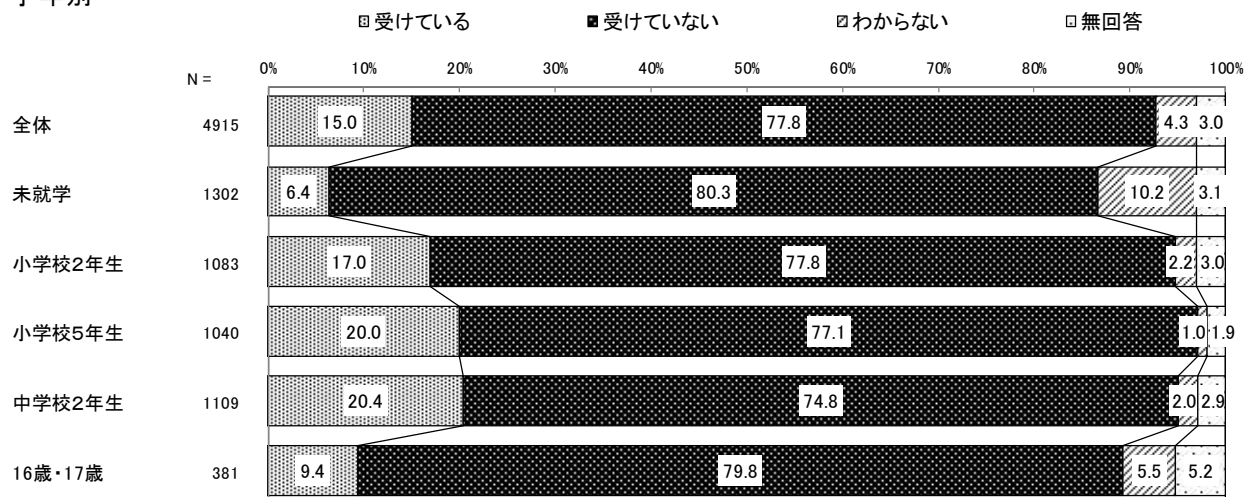
未就学児童保護者では、『今後充実を希望する子育て支援サービス』として、保育料、就学に係る費用、医療費などの費用の軽減が 54.8%、50.9%、42.2%と高く、経済的な支援を求める結果となっている(図表 2-65)。

図表 2-63 就園奨励・就学援助支給の有無(保護者 問 19)

生活困難度別



学年別

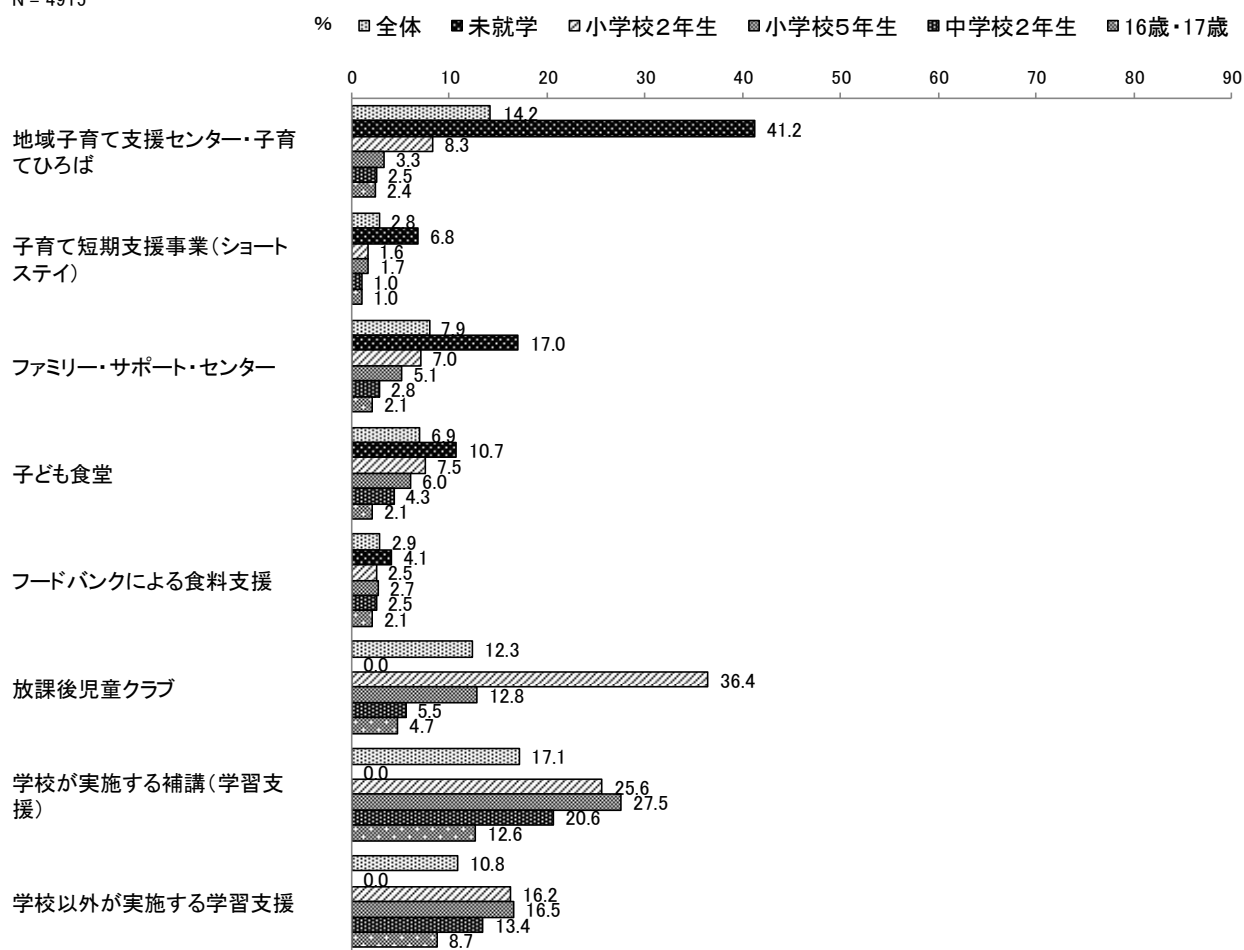


※就園奨励:私立幼稚園就園奨励費補助金(制度)。私立幼稚園に就園する園児(子ども)の保護者に補助金を交付する(制度)。

※就学援助:就学奨励金(制度)。児童(子ども)の就学が困難な事情のある保護者に必要な費用を援助する(制度)。

図表 2-64 今後利用したいサービス(保護者全体)(保護者 問 44)

N = 4915

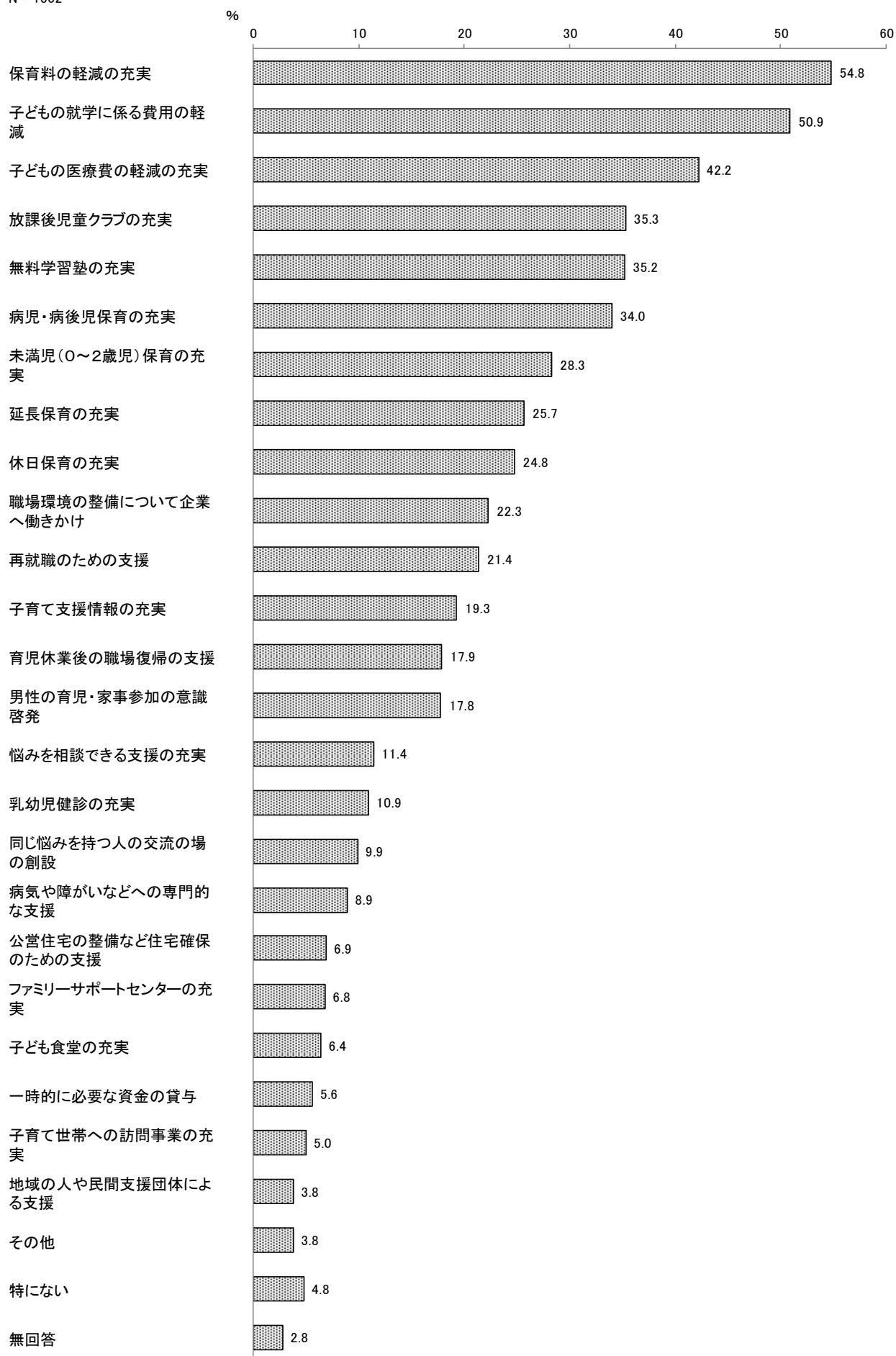


今後利用したいサービスの子どもの学年別上位5項目

(%)	未就学児童	小学校2年生	小学校5年生	中学校2年生	16歳・17歳
1位	地域子育て支援センター・子育てひろば(41.2)	放課後児童クラブ(36.4)	学校が実施する補講(学習支援)(27.5)	学校が実施する補講(学習支援)(20.6)	学校が実施する補講(学習支援)(12.6)
2位	ファミリー・サポート・センター(17.0)	学校が実施する補講(学習支援)(25.6)	学校以外が実施する学習支援(16.5)	学校以外が実施する学習支援(13.4)	学校以外が実施する学習支援(8.7)
3位	子ども食堂(10.7)	学校以外が実施する学習支援(16.2)	放課後児童クラブ(12.8)	放課後児童クラブ(5.5)	放課後児童クラブ(4.7)
4位	子育て短期支援事業(ショートステイ)(6.8)	地域子育て支援センター・子育てひろば(8.3)	子ども食堂(6.0)	子ども食堂(4.3)	地域子育て支援センター・子育てひろば(2.4)
5位	フードバンクによる食料支援(4.1)	子ども食堂(7.5)	ファミリー・サポート・センター(5.1)	ファミリー・サポート・センター(2.8)	ファミリー・サポート・センター、子ども食堂(2.1)

図表 2-65 今後充実を希望するサービス(未就学児童保護者 問 46)

N = 1302



3. 子ども本人の状況（子ども調査から）

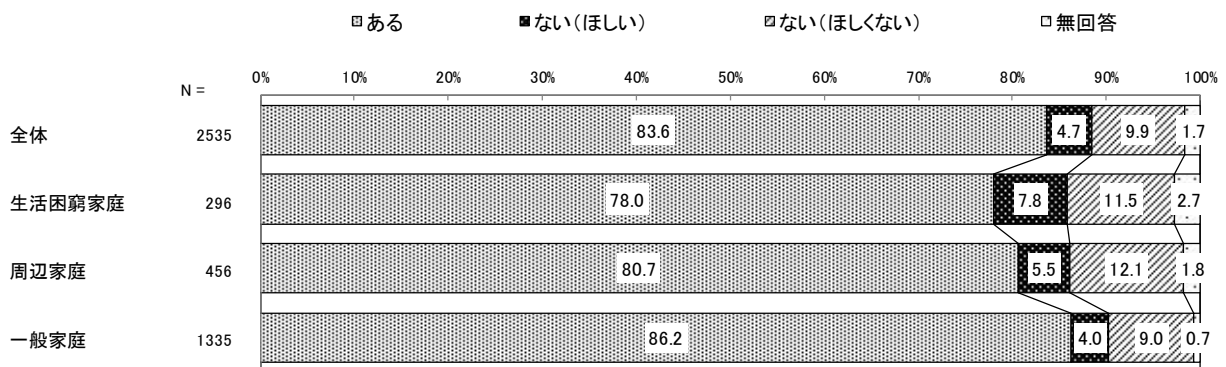
(1) 持ち物・所有物に関すること

①持ち物・所有物【生活の支援】

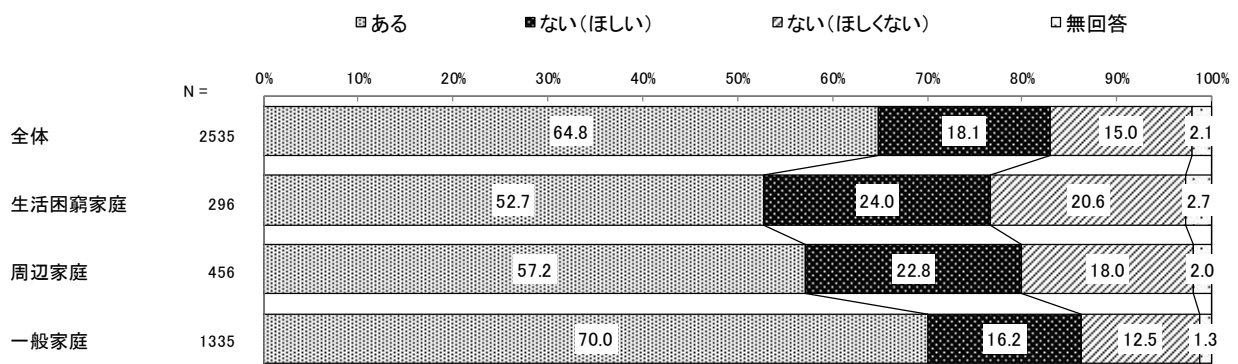
子どもの持ち物・所有物として、『自分が使うことができるもの』の回答をみると、各項目において生活困窮家庭で「ある」の割合が一般家庭より低い傾向がみられる。なかでも、『インターネットにつながるパソコン』、『たいていの友達が持っている玩具』、『友達が着ているのと同じような服』などは所有率が低い。一方で、スマートフォンの所有率は生活困窮家庭で高い（図表 3-1～11）。

これらの物質的剥奪指標※の項目の所有状況で、わが国の子どもの所有率が低い項目は、『インターネットにつながるパソコン』、『宿題のできる部屋』の順といわれている。本市の調査結果においても『インターネットにつながるパソコン』の所有率は一般家庭で 70.0%、生活困窮家庭と周辺家庭は 55%前後と低く、「ない(ほしい)」が 20%を超えている。『自宅で宿題をすることができる場所』は所有率が一般家庭で 96.6%、生活困窮家庭では 87.8%となっており、『自分専用の勉強机』の方が、所有率は一般家庭で 90.5%、生活困窮家庭は 80.1%と低い。

図表 3-1 自分が使うことのできるもの 自分だけの本(子ども 問 3)

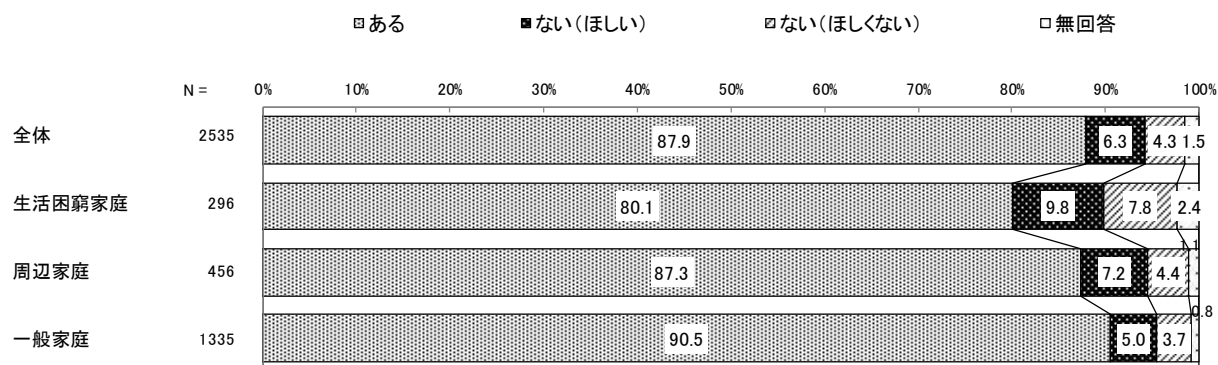


図表 3-2 自分が使うことのできるもの インターネットにつながるパソコン(子ども 問 3)

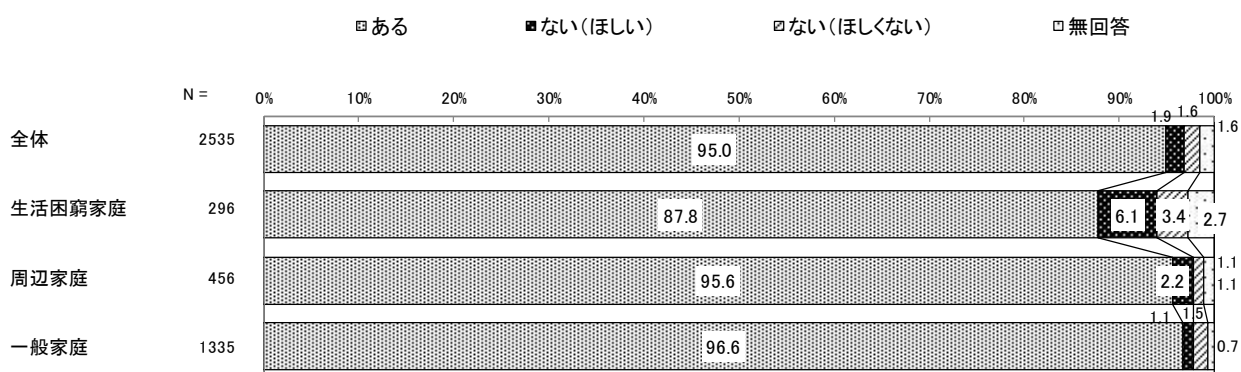


※物質的剥奪指標：ユニセフの子どもの剥奪率の算出では8品目の欠如状況から算出しており、OECD等の国際機関に公的な貧困指標として用いられている。①子どもの年齢等にあった本、②屋外レジャー用品、③屋内ゲーム、④修学旅行や学校行事の参加費、⑤宿題をするために十分な広さと照明のある静かな場所、⑥インターネットへの接続、⑦新品の洋服、⑧誕生日などのお祝い

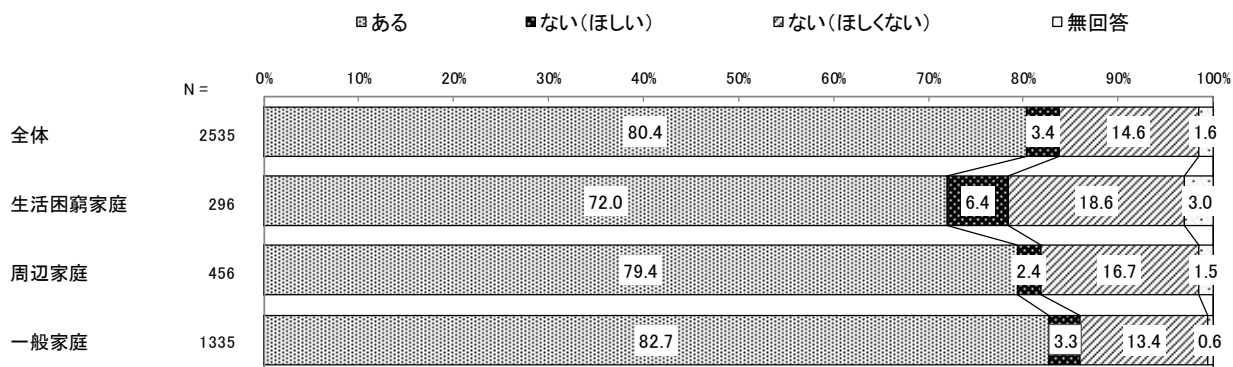
図表 3-3 自分が使うことのできるもの 自分専用の勉強机(子ども 問3)



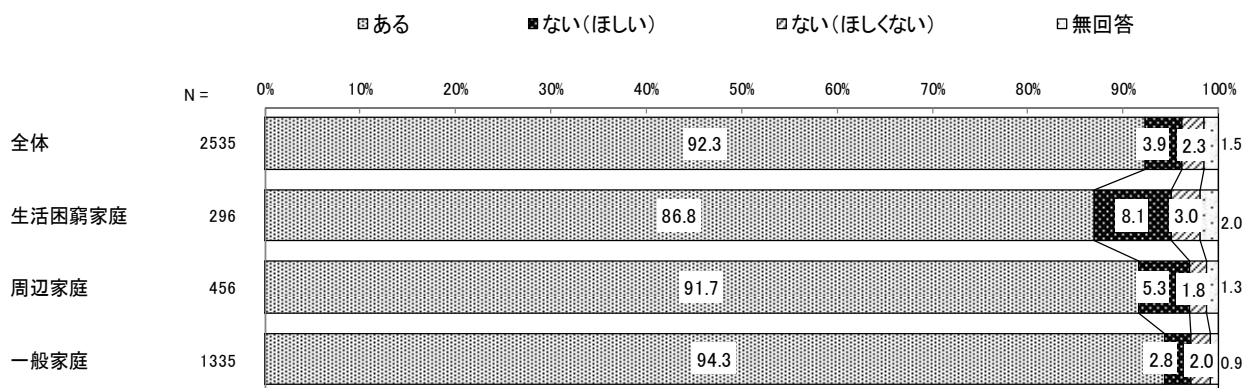
図表 3-4 自分が使うことのできるもの 自宅で宿題をすることのできる場所(子ども 問3)



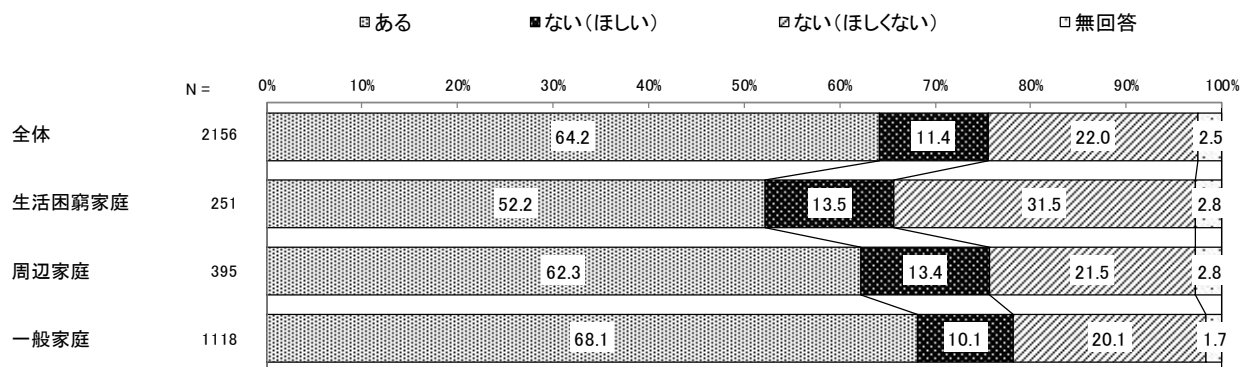
図表 3-5 自分が使うことのできるもの スポーツ用品(子ども 問3)



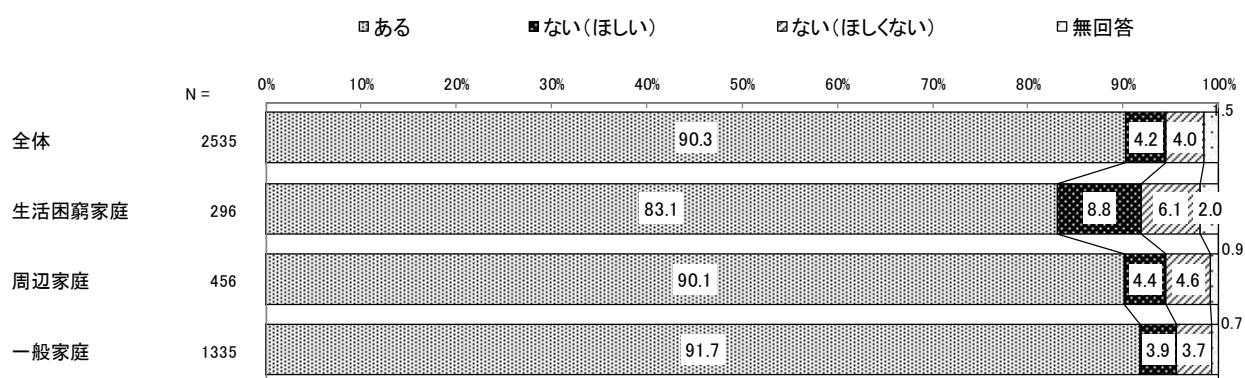
図表 3-6 自分が使うことのできるもの 自転車(子ども 問3)



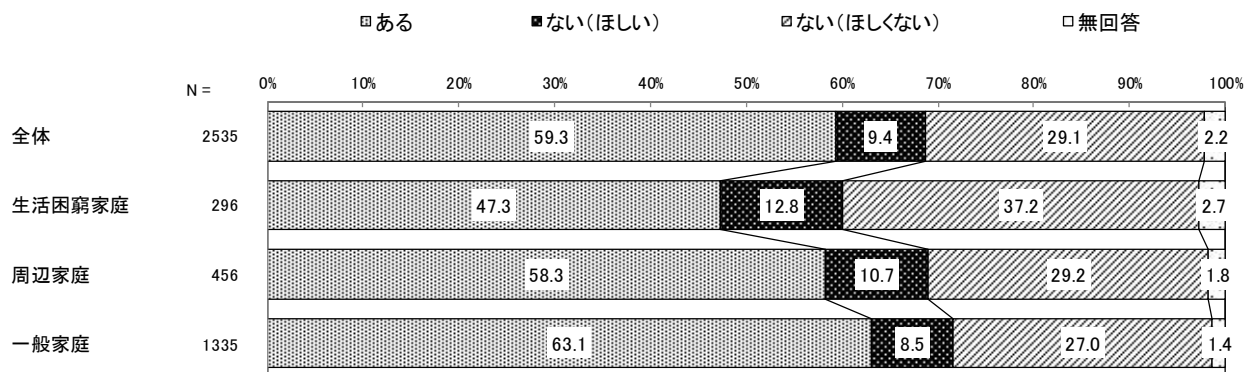
図表 3-7 自分が使うことのできるもの たいていの友達が持っている玩具(子ども 問3)



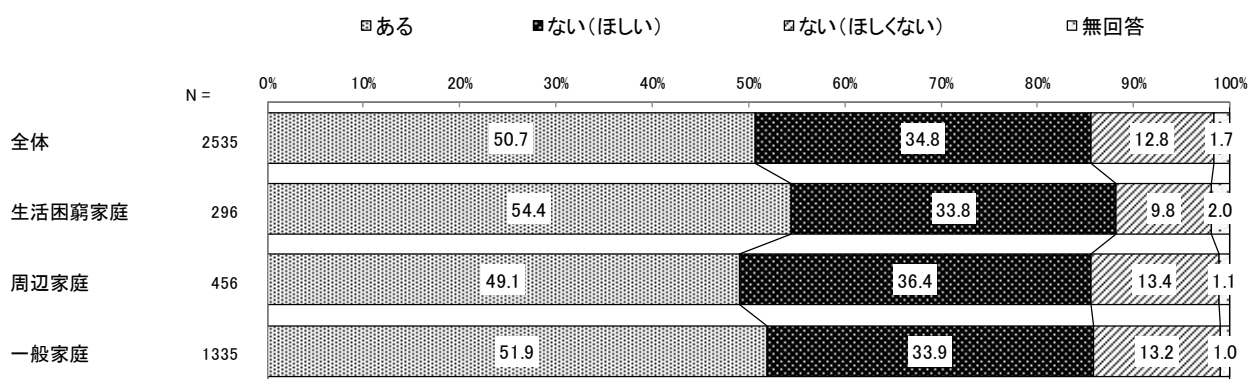
図表 3-8 自分が使うことのできるもの 2足以上のサイズの合う靴(子ども 問3)



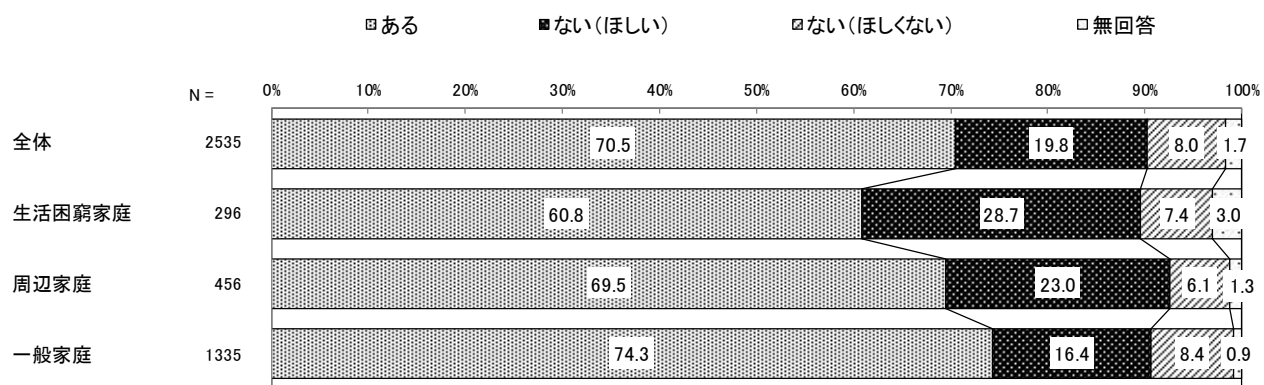
図表 3-9 自分が使うことのできるもの 友達が着ているのと同じような服(子ども 問3)



図表 3-10 自分が使うことのできるもの 携帯電話・スマートフォン(子ども 問3)



図表 3-11 自分が使うことのできるもの おやつやちょっとした玩具を買うおこづかい(子ども 問3)



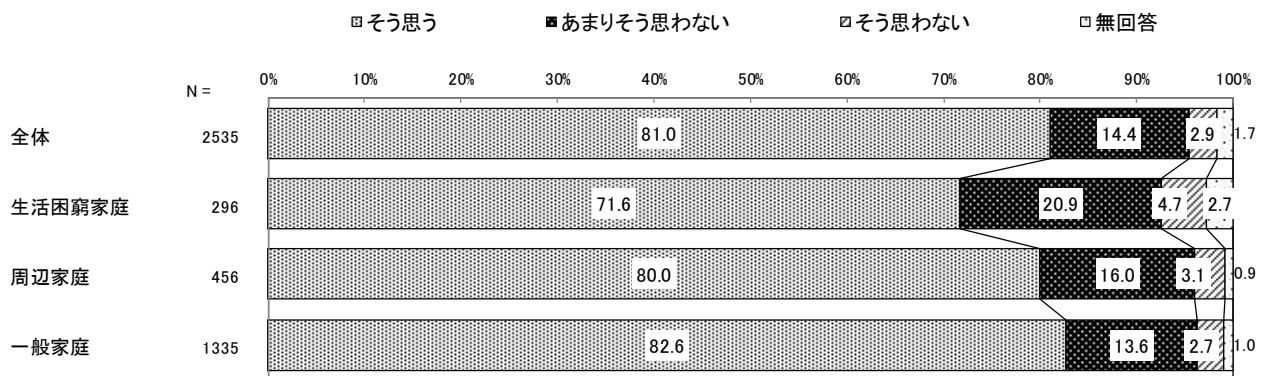
(2) 家庭生活に関すること

①親との関わり【生活の支援】

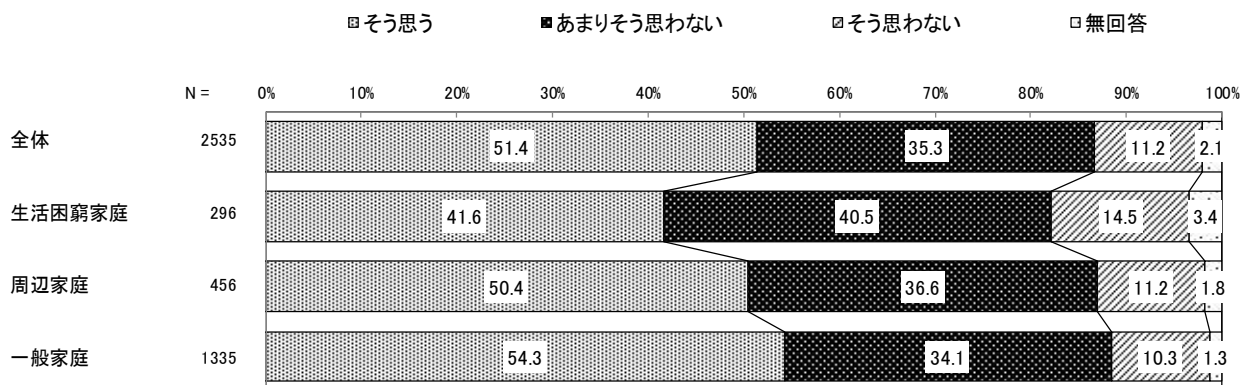
子どもからみた家族、親の接し方として、『一緒に楽しい時間を過ごしてくれる』、『自分が喜ぶことをしてくれる』は、一般家庭で「そう思う」が 82.6%と高いが、生活困窮家庭では 70%台となっており、やや低い(図表 3-12・14)。「決まりを作って厳しく言われる」は、一般家庭で「そう思う」が 54.3%で、生活困窮家庭では 41.6%と低くなっている(図表 3-13)。

子どもにとって『一緒に楽しい時間を過ごしてくれる』や『自分が喜ぶことをしてくれる』などによって、家庭内で基本的信頼感※が増すことは、人とのつながりや接し方など社会に対する信頼感にもつながるといえる。また、『一緒に楽しい時間を過ごしてくれる』については、保護者の就業状況、心身の健康状態において、時間的・精神的な余裕がない傾向がみられることが、親との過ごし方や関わり方にも影響していると考えられる。

図表 3-12 あなたの家族は、あなたにいつもどのようにしていますか 一緒に楽しい時間を過ごしてくれる(子ども 問 4)

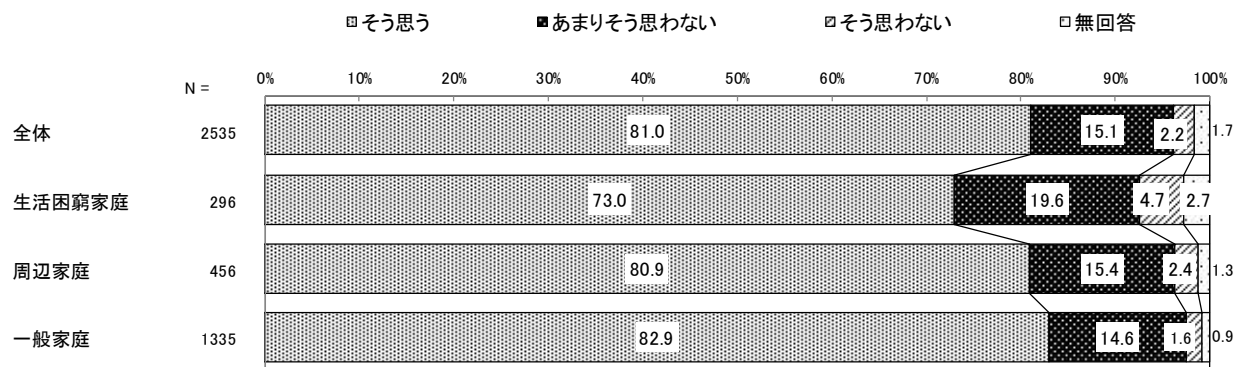


図表 3-13 あなたの家族は、あなたにいつもどのようにしていますか 決まりを作って厳しく言われる(子ども 問 4)



※基本的信頼感:子どもが楽しく充実した社会生活を送るための土台となるもので、自分が他人から愛されていて、大切にされているという感覚。

図表 3-14 あなたの家族は、あなたにいつもどのようにしていますか 自分が喜ぶことをしてくれる(子ども 問 4)

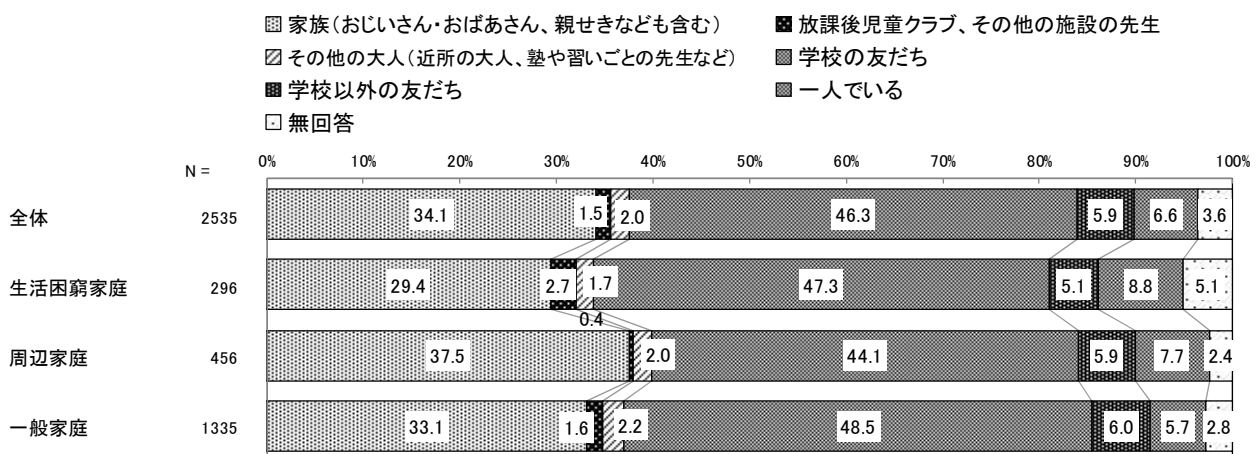


②放課後の過ごし方【生活の支援】

『平日の放課後、一緒に過ごす人』は、生活困窮家庭では「家族(おじいさん・おばあさん、親せきなども含む)」が 29.4%とやや低く、「一人でのいる」が一般家庭よりも若干高い(図表 3-15)。放課後過ごす場所、一緒に過ごす人は世帯構成と保護者の就業状況とも関連がある(図表 3-16)。

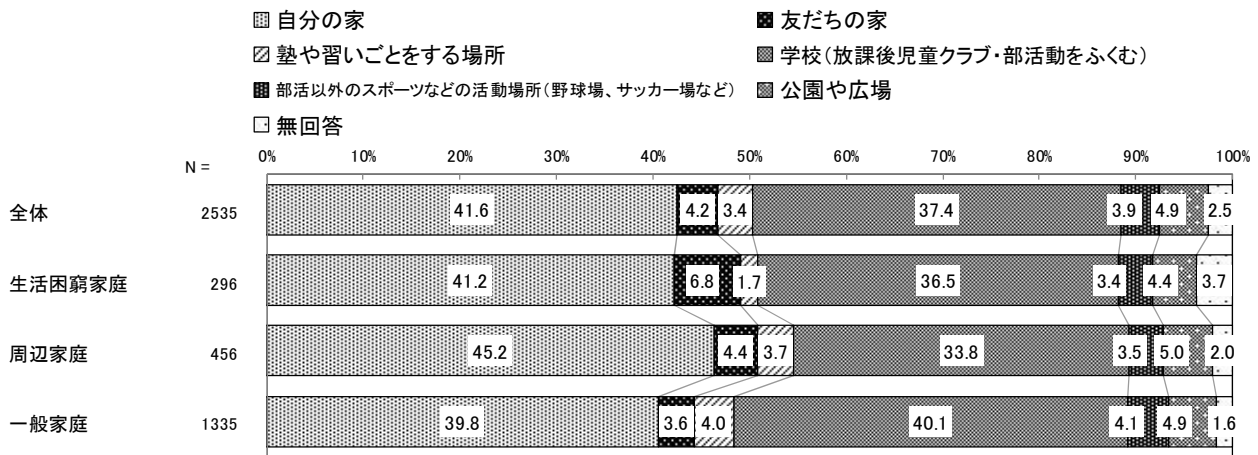
核家族化が進んでおり、祖父母が近くにいない、相談したり、助けを求めたり、頼る人がいないなどの状況とも関連づけて捉えていくことが必要である。

図表 3-15 平日の放課後、一緒に過ごす人(子ども 問7)



		問7平日の放課後、一緒に過ごす人								
		全 体	家族(おじいさん・おばあさん、親せきなども含む)	放課後児童クラブ、その他の施設の先生	その他の大人(近所の大人、塾や習いごとの先生など)	学校の友だち	学校以外の友だち	バイトや仕事先の同僚	一人でのいる	無回答
問9 母親の職業	全 体	2521	862	38	51	1164	150	-	166	90
		100.0	34.2	1.5	2.0	46.2	6.0	-	6.6	3.6
	会社役員	41	13	-	-	19	4	-	3	2
		100.0	31.7	-	-	46.3	9.8	-	7.3	4.9
	民間企業の正社員	434	118	4	17	207	28	-	42	18
		100.0	27.2	0.9	3.9	47.7	6.5	-	9.7	4.1
	公務員などの正職員	104	14	3	6	58	8	-	12	3
		100.0	13.5	2.9	5.8	55.8	7.7	-	11.5	2.9
	自営業(家族従業員を含む)・自由業	127	49	1	3	60	3	-	6	5
		100.0	38.6	0.8	2.4	47.2	2.4	-	4.7	3.9
	契約社員・派遣社員・パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	1196	418	21	18	554	81	-	77	27
		100.0	34.9	1.8	1.5	46.3	6.8	-	6.4	2.3
	その他の働き方をしている	22	10	-	2	8	2	-	-	-
		100.0	45.5	-	9.1	36.4	9.1	-	-	-
	団体職員	25	5	-	-	13	-	-	6	1
		100.0	20.0	-	-	52.0	-	-	24.0	4.0
	家事専業	470	202	8	3	207	19	-	13	18
		100.0	43.0	1.7	0.6	44.0	4.0	-	2.8	3.8
学生	学生	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	退職(引退)	2	2	-	-	-	-	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	求職中	28	11	-	1	13	2	-	1	-
		100.0	39.3	-	3.6	46.4	7.1	-	3.6	-
わからない	わからない	3	-	-	-	2	-	-	-	1
		100.0	-	-	-	66.7	-	-	-	33.3
無回答	無回答	69	20	1	1	23	3	-	6	15
		100.0	29.0	1.4	1.4	33.3	4.3	-	8.7	21.7

図表 3-16 平日夕方過ごす場所(子ども 問8)



		問8平日夕方過ごす場所												
		全 体	自分の家	友だちの家	塾や習いごとをする場所	学校(放課後児童クラブ・部活動をふくむ)	部活以外のスポーツなどの活動場所(野球場、サッカー場など)	公園や広場	図書館・公民館	商店街やショッピングモール	ゲームセンター	バイト・仕事の場所	その他	無回答
問 9 母親の職業	全 体	2521	1050	104	87	944	97	123	17	5	3	1	27	63
		100.0	41.7	4.1	3.5	37.4	3.8	4.9	0.7	0.2	0.1	0.0	1.1	2.5
	会社役員	41	15	2	4	14	3	2	-	-	-	-	1	-
		100.0	36.6	4.9	9.8	34.1	7.3	4.9	-	-	-	-	2.4	-
	民間企業の正社員	434	169	14	19	164	22	26	6	-	-	-	8	6
		100.0	38.9	3.2	4.4	37.8	5.1	6.0	1.4	-	-	-	1.8	1.4
	公務員などの正職員	104	27	4	7	54	6	5	1	-	-	-	-	-
		100.0	26.0	3.8	6.7	51.9	5.8	4.8	1.0	-	-	-	-	-
	自営業(家族従業員を含む)・自由業	127	62	5	4	41	4	6	-	-	-	-	2	3
		100.0	48.8	3.9	3.1	32.3	3.1	4.7	-	-	-	-	1.6	2.4
	契約社員・派遣社員・パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	1196	497	51	35	468	40	52	6	5	3	-	9	30
		100.0	41.6	4.3	2.9	39.1	3.3	4.3	0.5	0.4	0.3	-	0.8	2.5
	その他の働き方をしている	22	10	-	3	6	1	2	-	-	-	-	-	-
		100.0	45.5	-	13.6	27.3	4.5	9.1	-	-	-	-	-	-
	団体職員	25	8	1	-	10	2	-	1	-	-	-	2	1
		100.0	32.0	4.0	-	40.0	8.0	-	4.0	-	-	-	8.0	4.0
	家事専業	470	224	24	14	151	14	25	3	-	-	1	4	10
		100.0	47.7	5.1	3.0	32.1	3.0	5.3	0.6	-	-	0.2	0.9	2.1
学生	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
退職(引退)	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
求職中	28	9	2	1	15	-	1	-	-	-	-	-	-	
	100.0	32.1	7.1	3.6	53.6	-	3.6	-	-	-	-	-	-	
わからない	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	
	100.0	-	-	-	66.7	-	-	-	-	-	-	-	33.3	
無回答	69	27	1	-	19	5	4	-	-	-	-	1	12	
	100.0	39.1	1.4	-	27.5	7.2	5.8	-	-	-	-	1.4	17.4	

(3) 生活習慣・毎日の生活に関すること

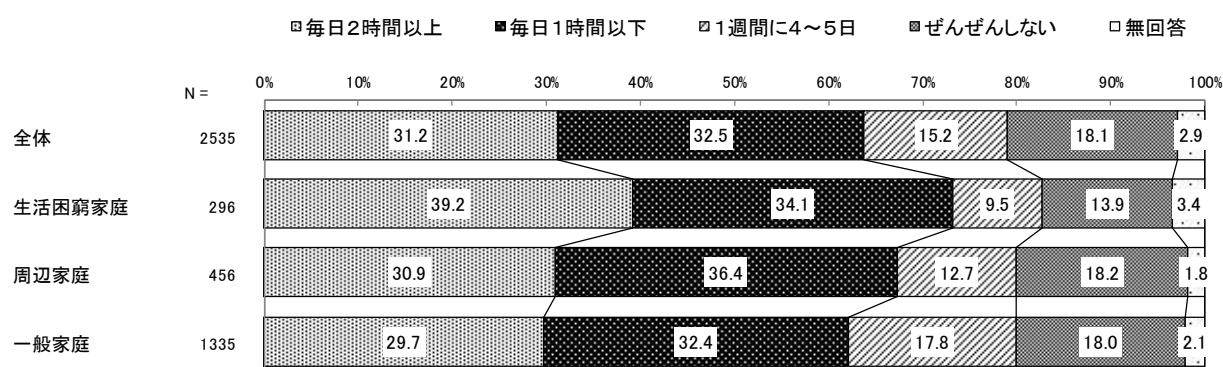
①毎日の過ごし方【生活の支援】

生活困窮家庭では、『ゲーム機で遊ぶ』、『インターネットを見る』で、「毎日2時間以上」が高く回答されており、『家事』を「毎日2時間以上」とするという割合も高い(図表 3-17~19)。一方で、『30分以上の運動の頻度』で「ほとんどしない」、「全くしない」は、生活困窮家庭でやや高い(図表 3-20)。

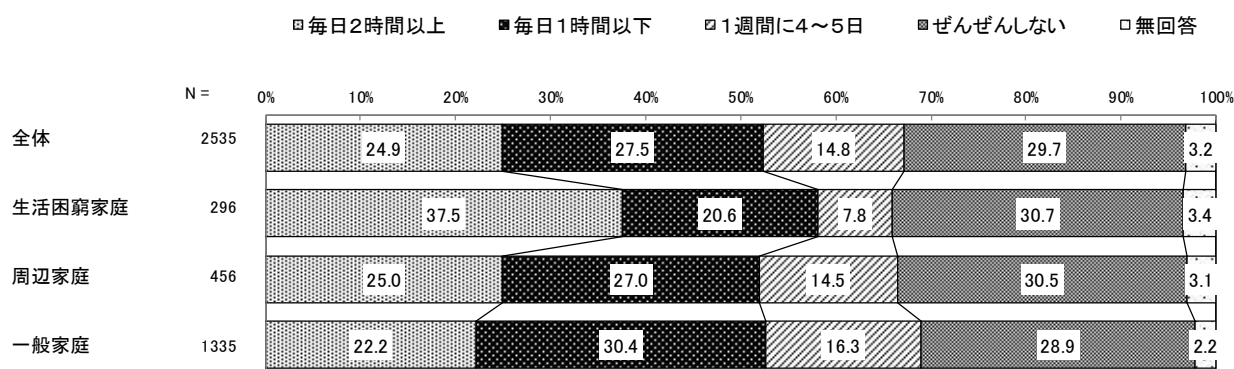
41ページの物質的剥奪指標で、生活困窮家庭で『インターネットにつながるパソコン』の所有率が低い傾向であったが、毎日の過ごし方としては、生活困窮家庭においてゲームとインターネットの時間数が多く回答されており、パソコンを所持している生活困窮家庭ではゲームとインターネットで過ごす割合が高く、時間も長い結果となっている。さらに、ゲームとインターネット両方の場合に加え、設問には含まれていないが、スマートフォン等でのゲームやインターネットの利用も考慮すると、多様な過ごし方とはいえ、家の中で一人で過ごし、孤立につながることも懸念される。

読書については、人間性の育成や体験機会の点から重要な要素といわれており、生活困窮家庭ではこの1か月「読まなかった」や3冊以下がやや高い(図表 3-21)。

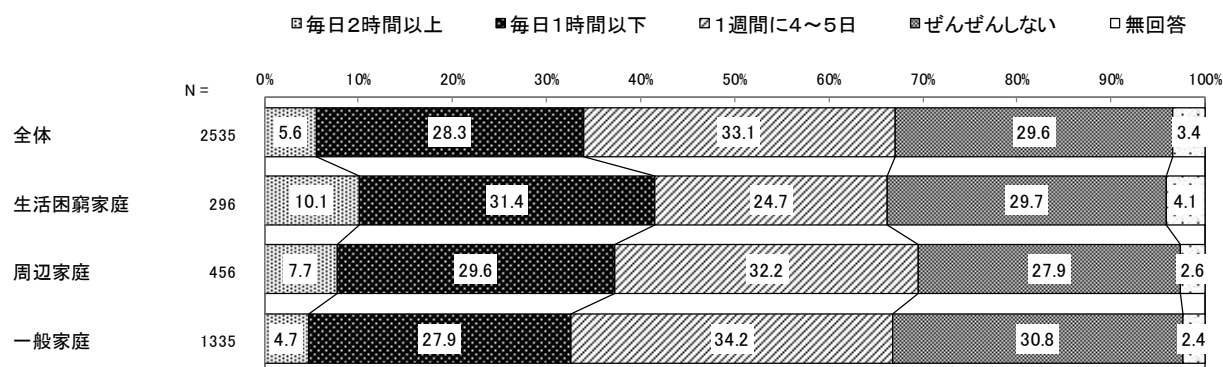
図表 3-17 ゲーム機で遊ぶ(子ども 問 12)



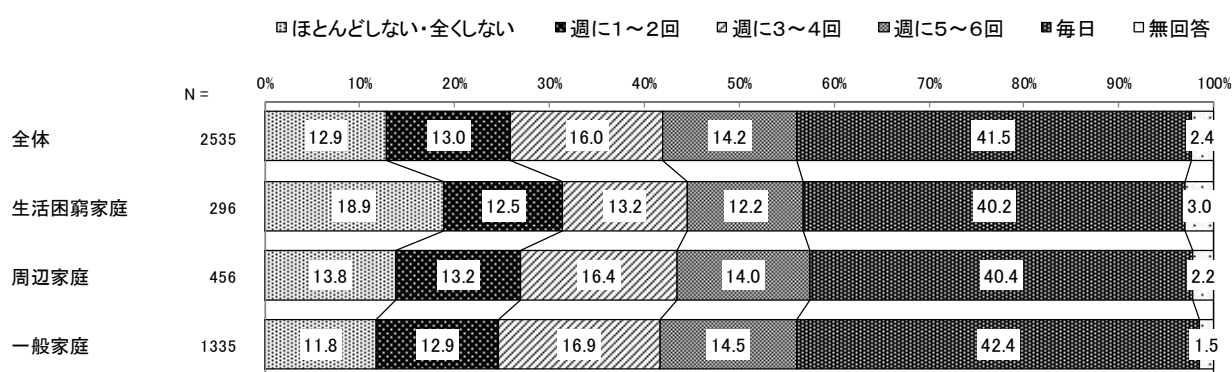
図表 3-18 インターネットを見る(子ども 問 12)



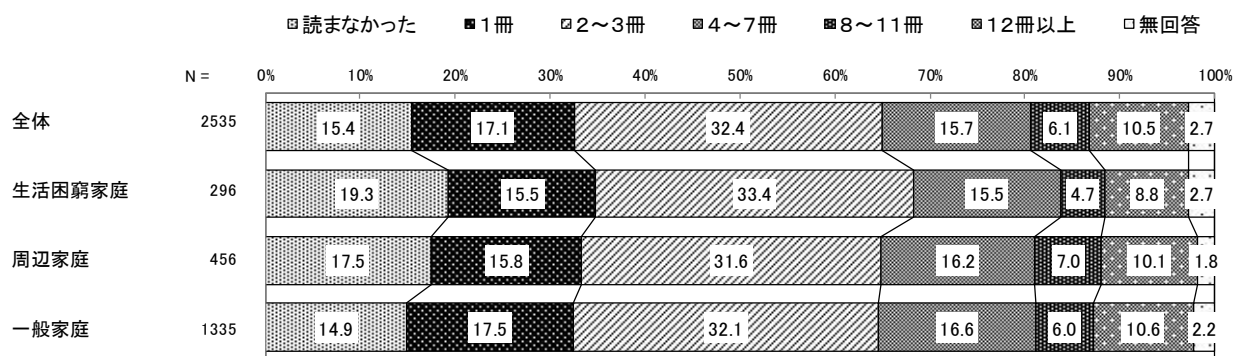
図表 3-19 家事(子ども 問 12)



図表 3-20 30分以上の運動の頻度(子ども 問 13)



図表 3-21 この1か月の読書数(子ども 問 14)



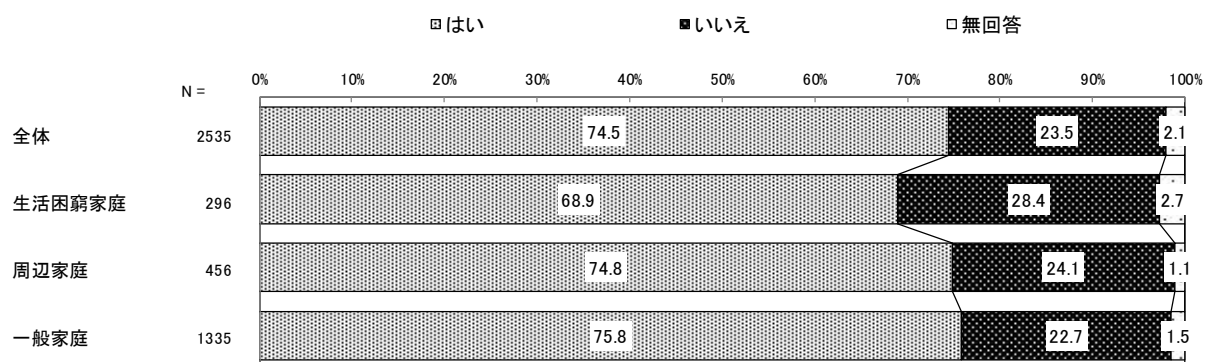
②生活習慣【生活の支援】

生活習慣については、一般家庭に比べて生活困窮家庭で『起床時間が決まっている』や『ほぼ毎日歯磨きをしている』がやや低くなっており、生活習慣の定着が低い傾向がみられる(図表 3-22・23)。

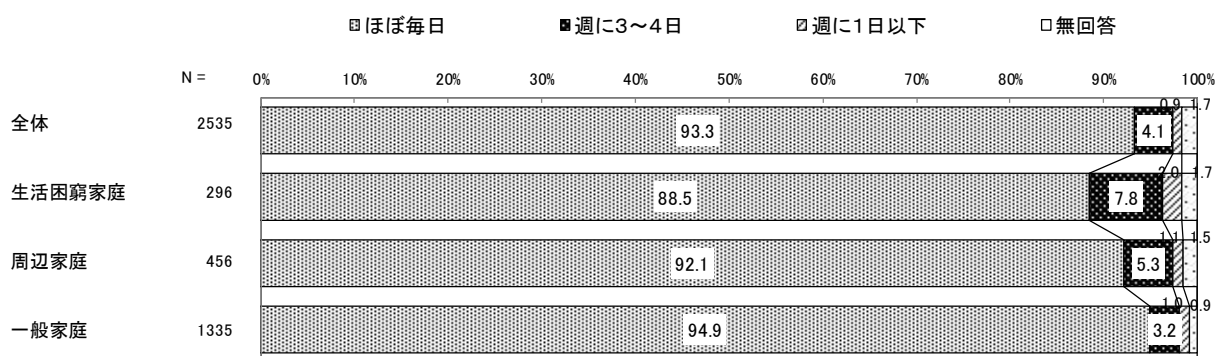
また、虫歯の平均本数は差がみられないが、生活困窮家庭は虫歯がある傾向がみられる。(図表 3-24)。

家庭での生活習慣の定着を確実にするために、学校生活で生活習慣を身につけることや、家庭への働きかけが必要である。

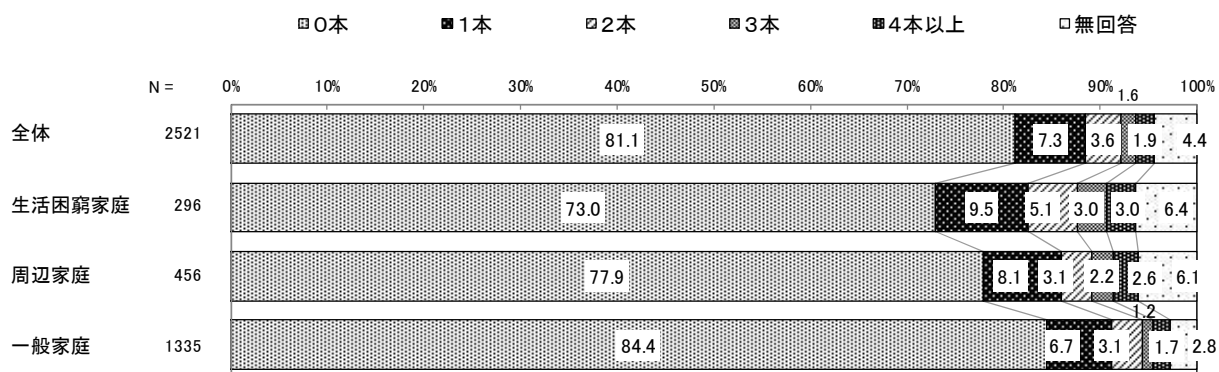
図表 3-22 起床時間が決まっている(子ども 問 17)



図表 3-23 毎日歯磨きをしている(子ども 問 18)



図表 3-24 虫歯の有無(子ども 問 24)



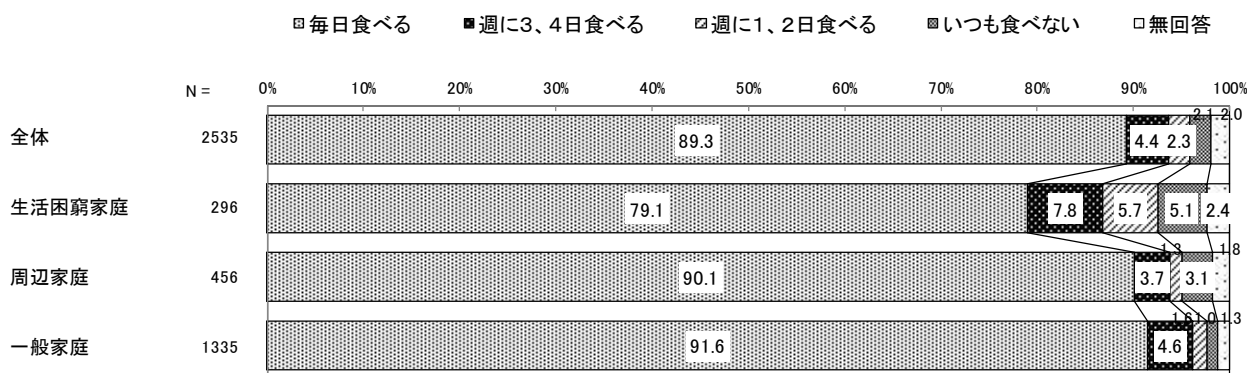
③朝食欠食・孤食【生活の支援】

朝食の摂取頻度は、生活困窮家庭で「毎日食べる」の割合が低く、欠食日数が多いことが伺える(図表 3-25)。また、『平日の夕食を一緒に食べる人』では、生活困窮家庭は「親」が低く、「一人で食べる」がやや高い(図表 3-26)。

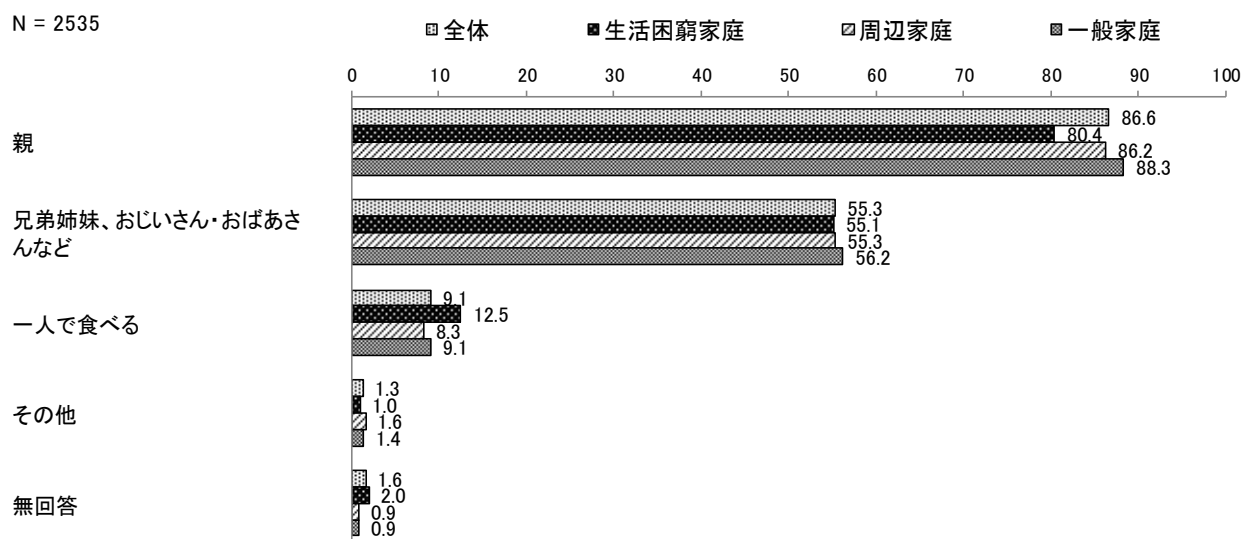
食生活については、『野菜』、『果物』の摂取頻度が生活困窮家庭で低く、『コンビニのおにぎり・お弁当』は周辺家庭で、『カップ麺・インスタント麺』は生活困窮家庭で、「1週間に2～3日」が多く回答されており、加工食品やできあいの食品が多い傾向がみられる(図表 3-27～30)。

食習慣は食生活の内容や食事のとり方とも関連があり、子どもの成長に望ましい食生活は食育などの観点からも、子どもの頃からの取組が重要であり、子どもの健康、成長過程を捉えた支援が必要である。

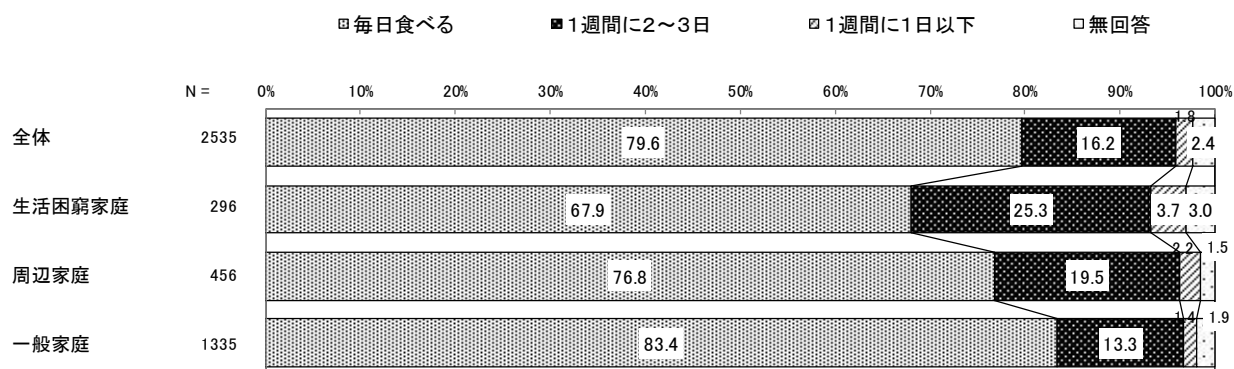
図表 3-25 平日の朝食の摂取頻度(子ども 問 19)



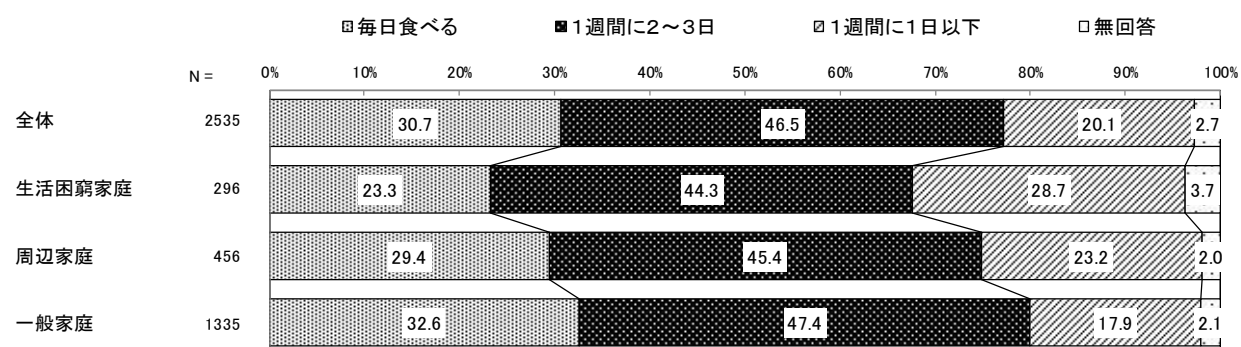
図表 3-26 平日の夕食を一緒に食べる人(子ども 問 21)



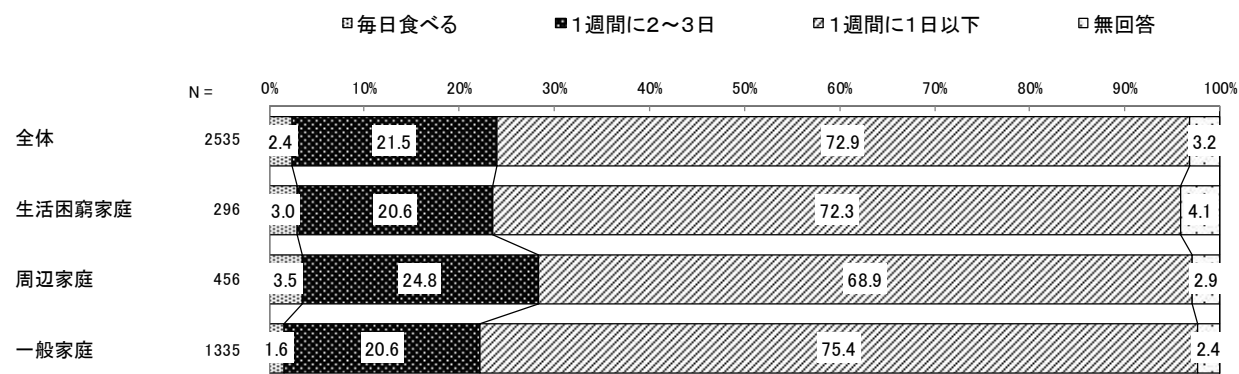
図表 3-27 野菜をふだんどのくらい食べているか(子ども 問 22)



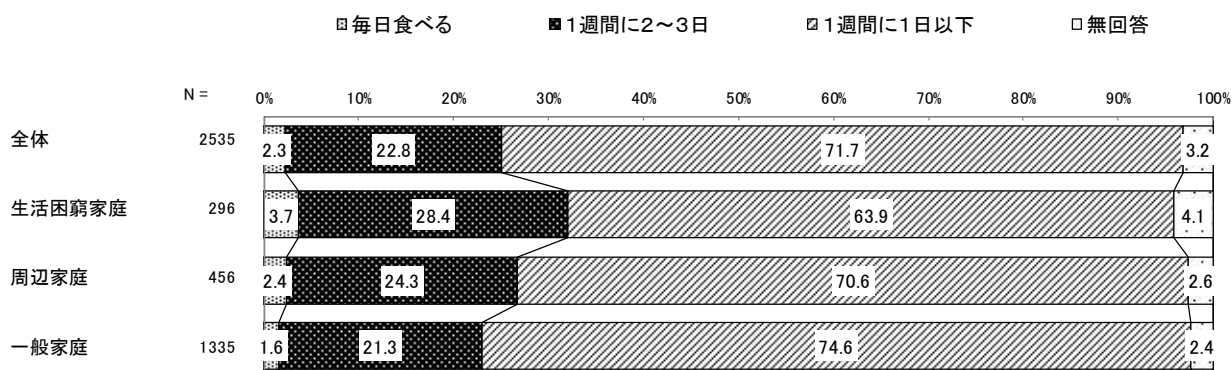
図表 3-28 果物をふだんどのくらい食べているか(子ども 問 22)



図表 3-29 コンビニのおにぎり・お弁当をふだんどのくらい食べているか(子ども 問 22)



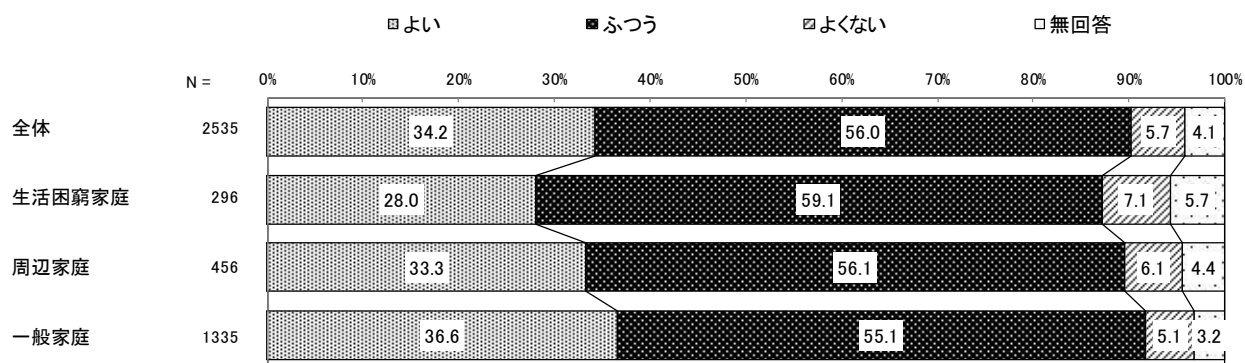
図表 3-30 カップ麺・インスタント麺をふだんどのくらい食べているか(子ども 問 22)



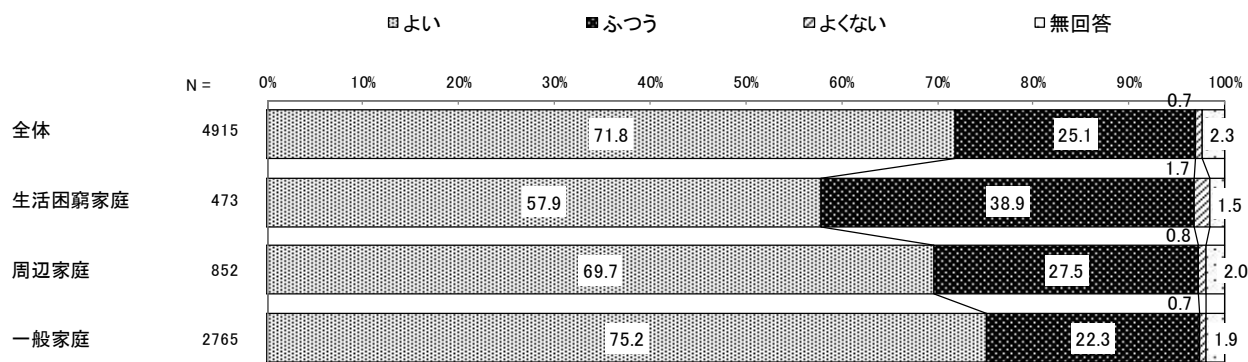
④健康状態【生活の支援】

生活困窮家庭では保護者と同様に、子ども自身の健康状態は「よい」という回答がやや低い（図表 3-31）。一方、保護者からみた子どもの健康状態は、子どもの回答よりも親の方が健康だと思っている割合が全体的に高く、保護者と子どもで健康感が乖離している（図表 3-32）。その中でも、生活困窮家庭では保護者が子どもの健康状態をよいと思っている割合が低く、生活習慣の定着、食生活などとの関連性をみていく必要がある。

図表 3-31 子どもの健康状態（子ども 問 23）



図表 3-32 保護者からみた子どもの健康状態（保護者 問 14）



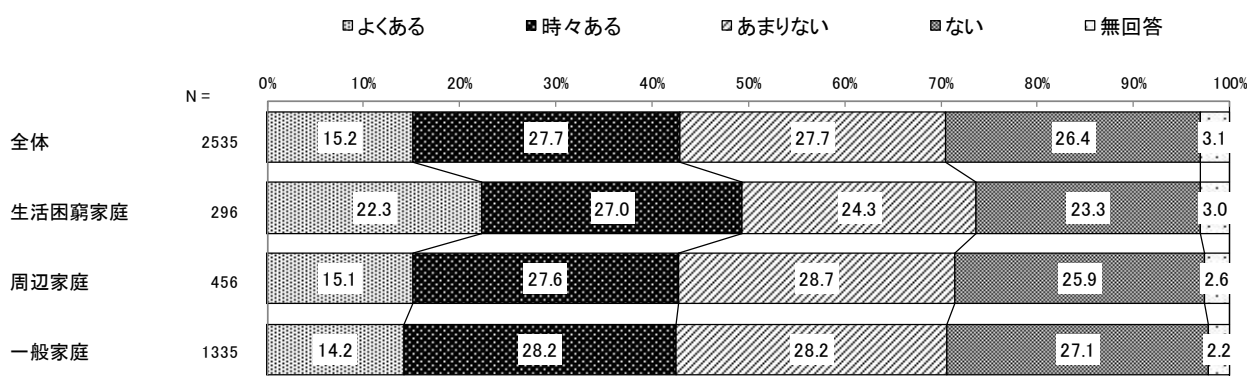
(4) 学び・学習・学校生活に関すること

①学校生活【学習の支援】

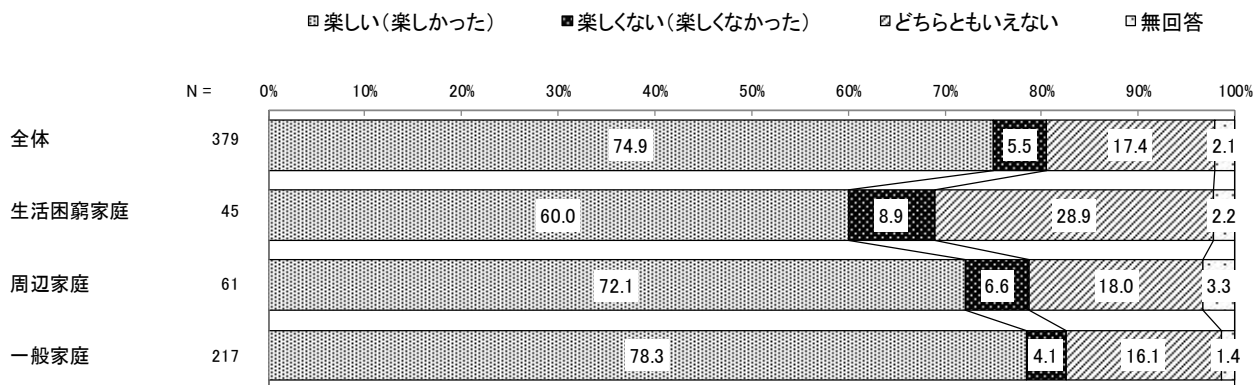
生活困窮家庭では『学校に行きたくないと思ったことがある』という割合が高く、また、学校生活が「楽しい(楽しかった)」という割合が低く、「どちらともいえない」が高い。『1か月以上学校を休んだ(病気を除く)』ことが「ある」もやや高い(図表 3-33~35)。

学校へ行くことの楽しさを伝え、就学への意欲をどのように高めるかが課題である。

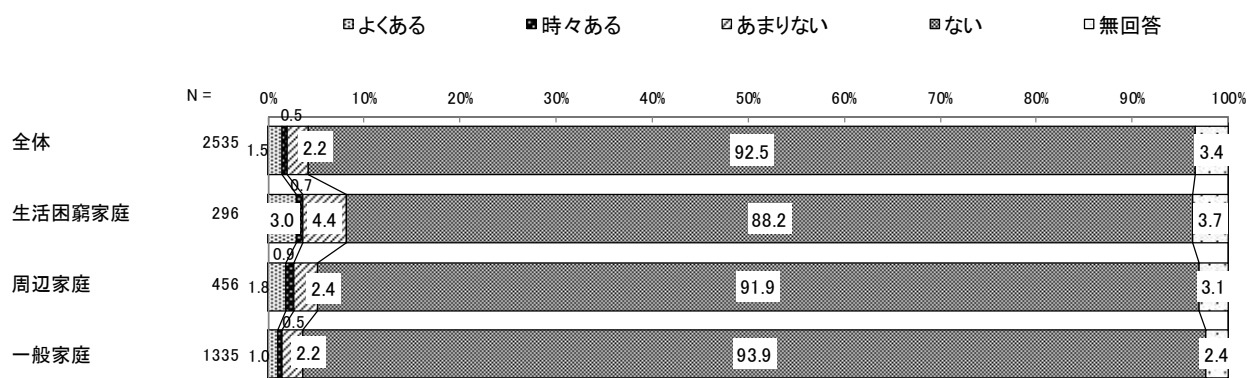
図表 3-33 学校に行きたくないと思った(子ども 問 35)



図表 3-34 学校生活が楽しい(16歳・17歳 問 26)



図表 3-35 1か月以上学校を休んだ(病気を除く)(子ども 問 35)



②学業・勉強【学習の支援】

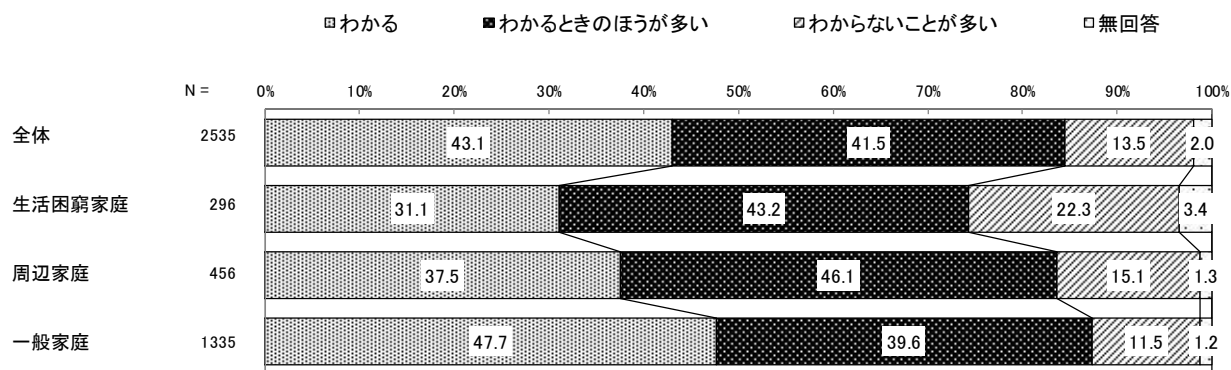
学習の理解度について「わからないことが多い」が生活困窮家庭で 22.3%と一般家庭に比べて高い。わからなくなった時期は生活困窮家庭では「小学3・4年生の頃」、「小学5・6年生の頃」、「中学1年生の頃」がいずれも 20%台と高く、「小学1・2年生の頃」も 10.6%みられる。周辺家庭は「小学3・4年生の頃」が 26.1%とやや高い(図表 3-36・37)。

学年別でみても、小学校5年生、中学校2年生は、小学校中学年から中学校1年までにわからなくなったと回答している子どもが多い。

勉強がわからないとき、「親」、「塾や習いごとの先生」などに勉強を教えてもらうという回答は、生活困窮家庭では低い。クラス内の成績も下のほう(やや下のほう、下のほう)は生活困難度が上がると割合が高くなる傾向がみられる(図表 3-38・39)。

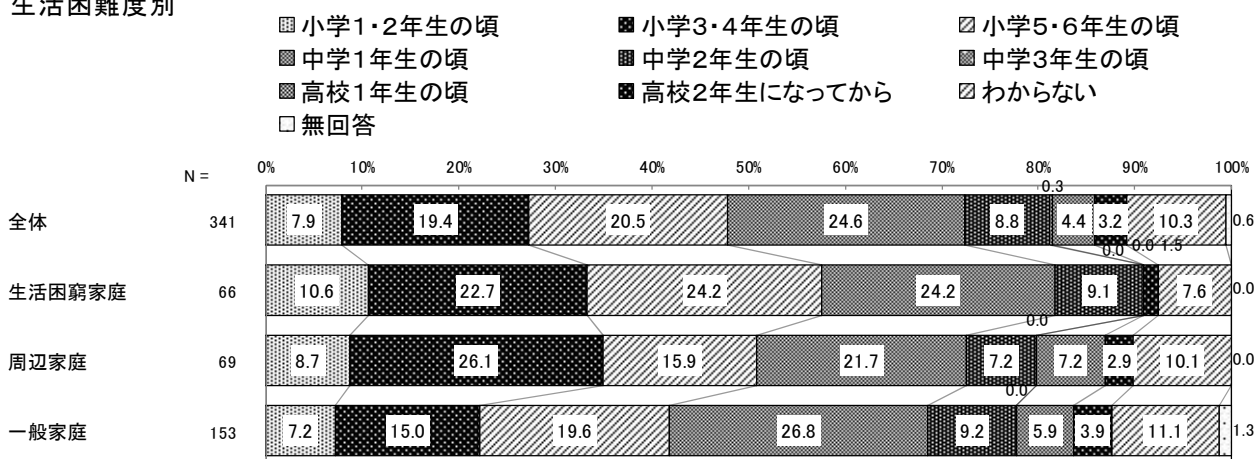
このことから、親や塾や習いごとの先生以外で、何らかの形で学習に取り組む機会や場の提供が必要である。

図表 3-36 学校の授業の把握度(子ども 問 25)

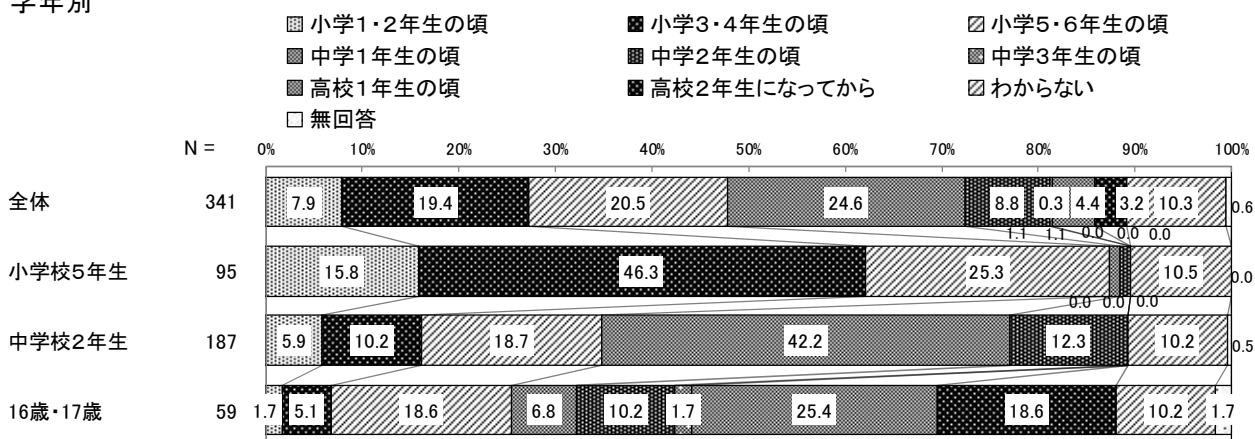


図表 3-37 いつ頃から授業がわからなくなったか(子ども 問 25-1)

生活困難度別

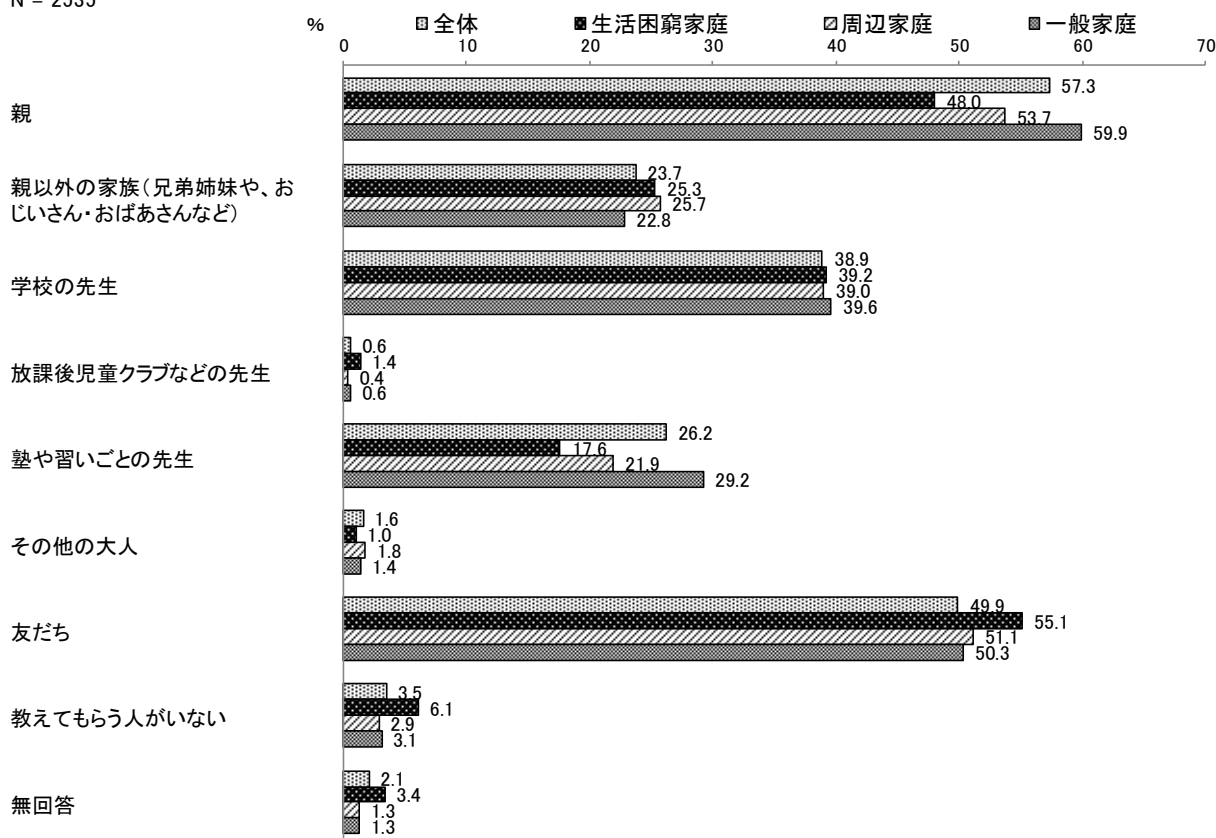


学年別

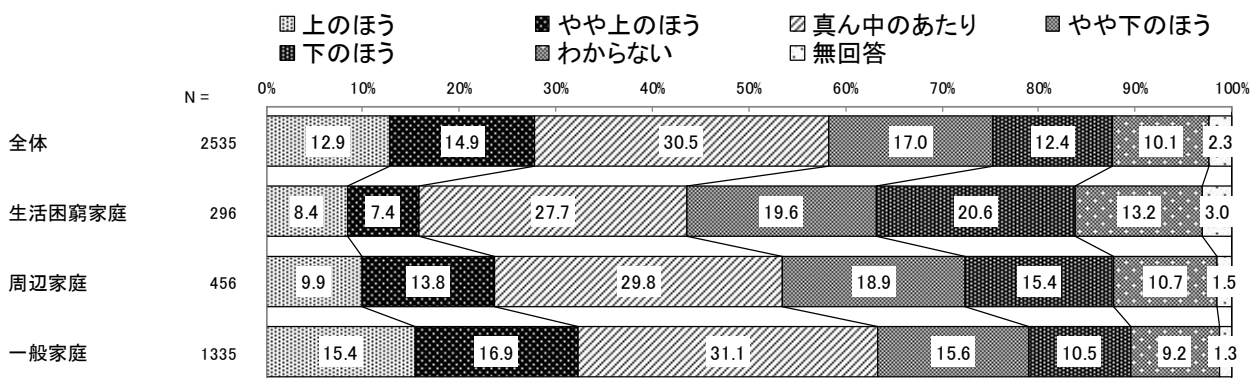


図表 3-38 勉強がわからないとき、勉強を教えてもらう相手(子ども 問 26)

N = 2535



図表 3-39 クラス内での成績(子ども 問 27)



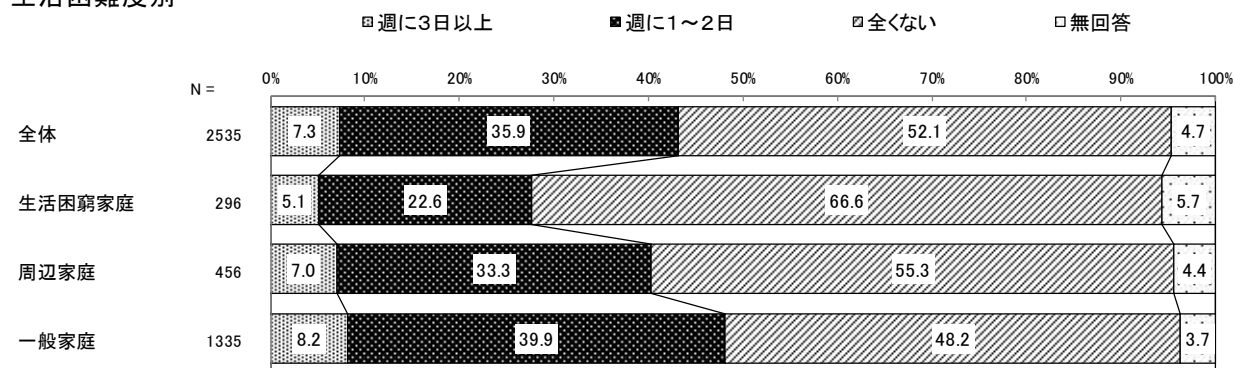
③学習環境【学習の支援】

学習塾・家庭教師の有無については、「週に3日以上」の利用と「週に1～2日」の利用を合せると、一般家庭の48.1%に比べて、生活困窮家庭では27.7%と低くなっている。学年別でみると、小学校5年生に比べて中学校2年生になると高くなっており、半数以上が利用している。宿題をしている場所も大半が「自宅」であるが、生活困窮家庭でやや低い(図表 3-40・41)。

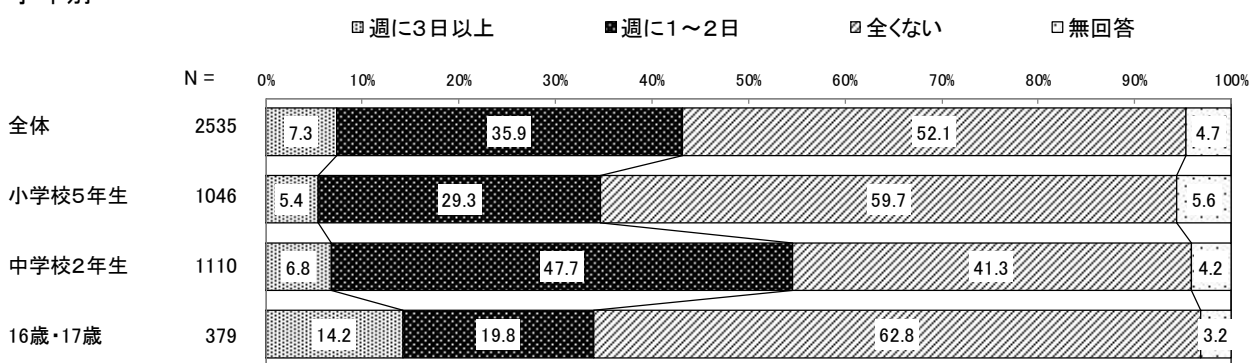
生活困窮家庭の子どもは、学校以外での勉強の頻度が低い状況から、日々の学習習慣が身についていないことが伺える。また、学年別でみると、中学校2年生では、1時間以上の割合が6割を超えて高くなっており、学年が上がるにつれて、勉強に取り組む必要性が高まっていると考えられる(図表 3-42)。

図表 3-40 学習塾・家庭教師の有無(子ども 問 29)

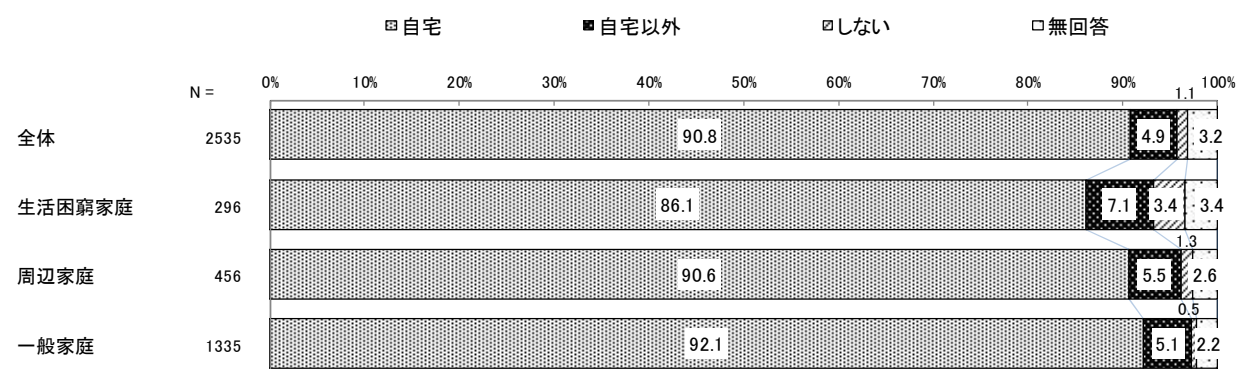
生活困難度別



学年別

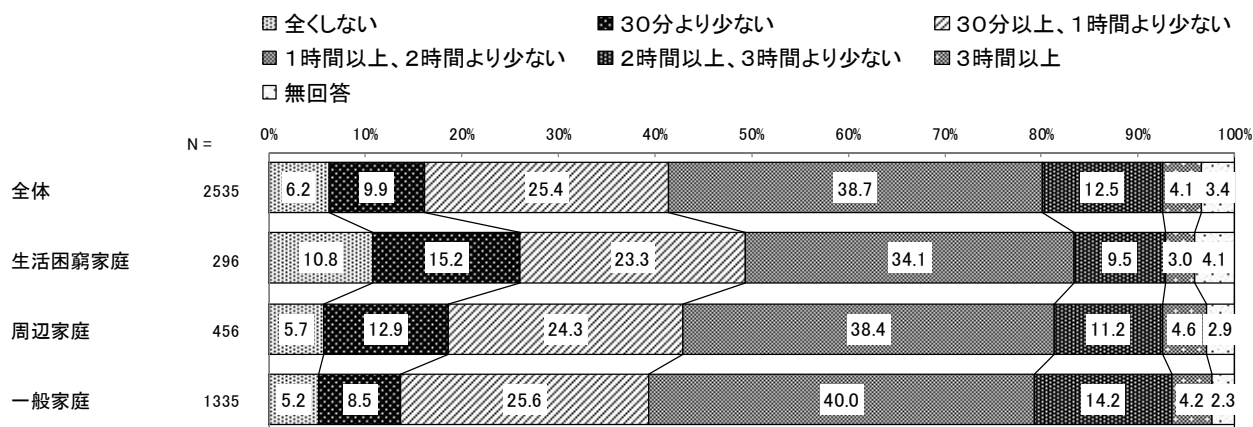


図表 3-41 宿題をしている場所(子ども 問 32)

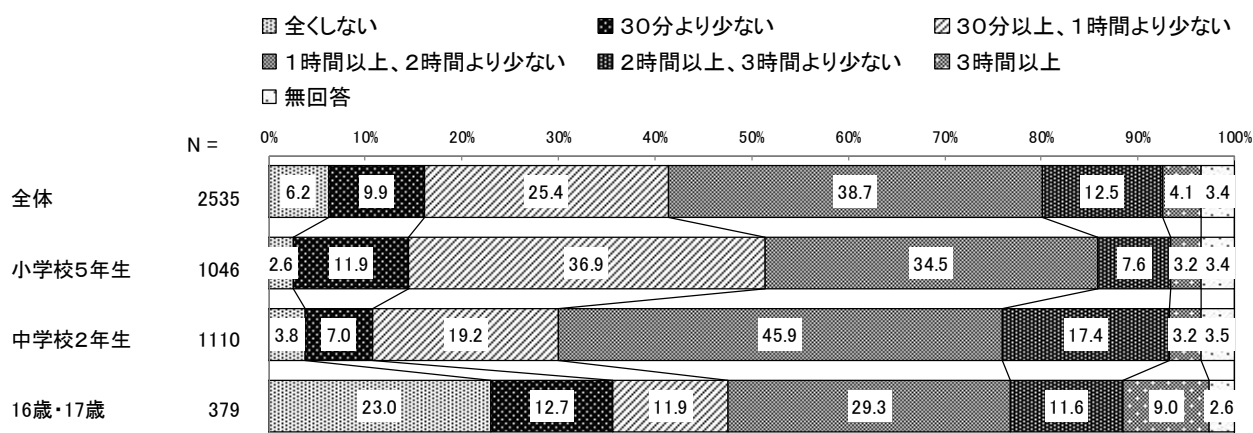


図表 3-42 学校の授業以外での勉強の頻度（子ども 問 28）

生活困難度別



学年別



(5) 自分のこと、進路・自立に関すること

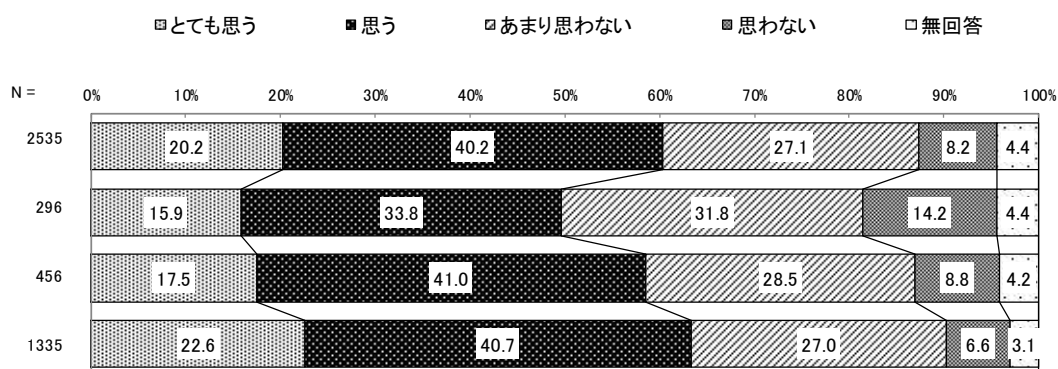
①自己肯定感【学習の支援】

『自分は価値のある人間だ』、『自分は家族に大切にされている』、『自分は友達に好かれている』の3項目すべてで、生活困窮家庭では、「あまり思わない」の割合が高い。自分に自信がある、親に愛されていると感じるなどの自己肯定感※は子どもの年齢が上がると低下する傾向があるものの、生活困窮家庭では、相対的に低くなっている。『自分は価値のある人間だ』を現在のクラス内の成績でみると、成績が上になるほど「とても思う」、「思う」の割合が高くなっている(図表 3-43～45)。

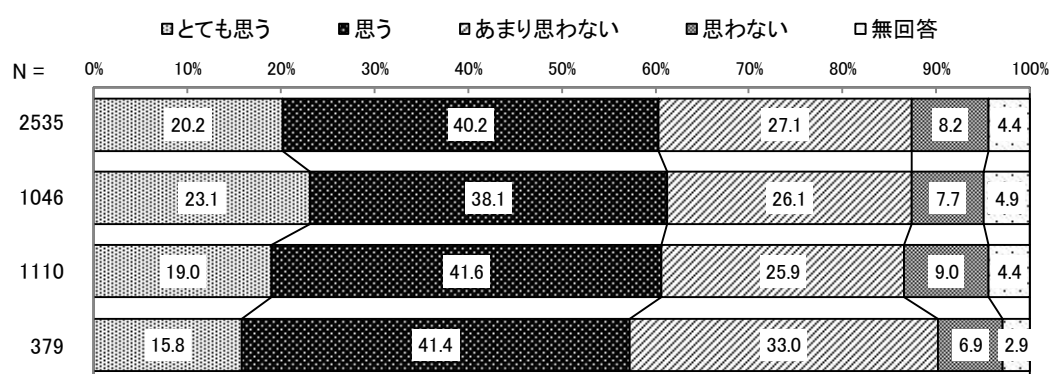
自己肯定感が、学習に対する意欲に関連するという見方もある(関連資料 69ページ「既存の調査結果の分析からみる自己肯定感の要因分析」を参照)。生活困窮家庭では自己肯定感の低調さと学習環境や親との関わり方など様々な要因が関連している可能性を考慮する必要がある。

図表 3-43 自分は価値のある人間だ(子ども 問 34)

生活困難度別



学年別



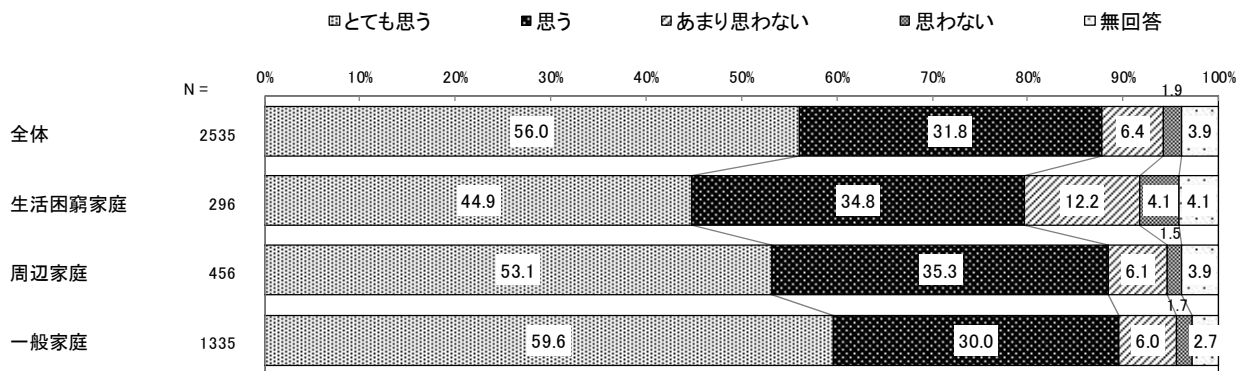
※自己肯定感:「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態。自分を肯定している感覚、感情などを指す。

自己肯定感と学力の関係

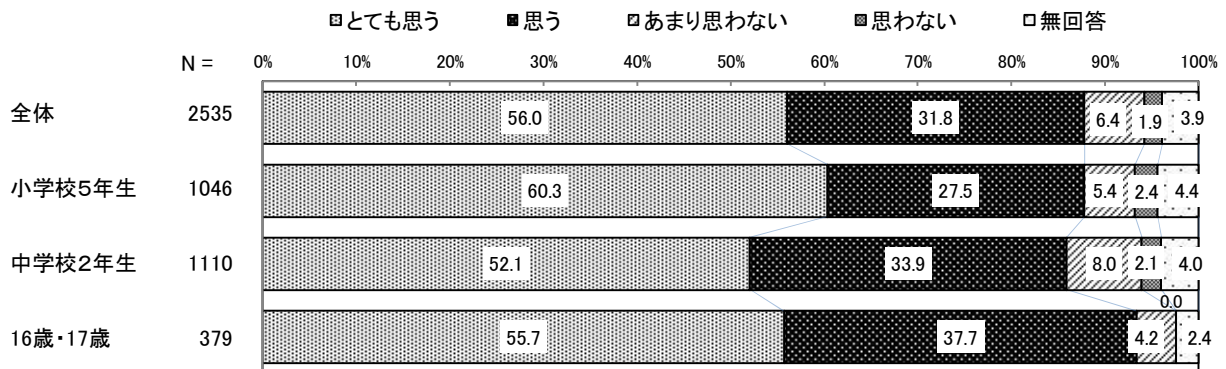
		問37自分は価値のある人間だ					
		全 体	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
問29クラス内での成績	全体	2535 100.0	513 20.2	1018 40.2	686 27.1	207 8.2	111 4.4
	上のほう	327 100.0	125 38.2	128 39.1	61 18.7	12 3.7	1 0.3
	やや上のほう	377 100.0	88 23.3	178 47.2	86 22.8	18 4.8	7 1.9
	真ん中のあたり	773 100.0	151 19.5	363 47.0	181 23.4	53 6.9	25 3.2
	やや下のほう	430 100.0	69 16.0	158 36.7	151 35.1	38 8.8	14 3.3
	下のほう	314 100.0	41 13.1	96 30.6	113 36.0	57 18.2	7 2.2
	わからない	255 100.0	36 14.1	88 34.5	86 33.7	29 11.4	16 6.3
	無回答	59 100.0	3 5.1	7 11.9	8 13.6	0 0.0	41 69.5

図表 3-44 自分は家族に大事にされている(子ども 問 34)

生活困難度別

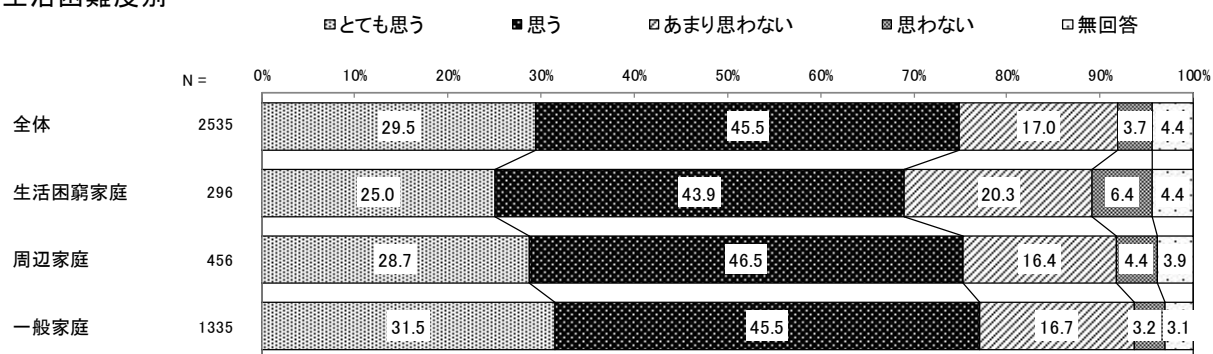


学年別

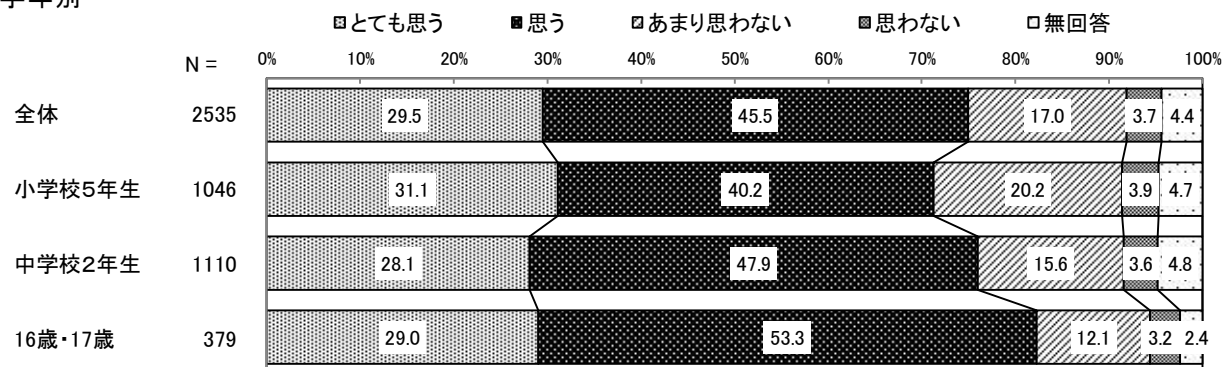


図表 3-45 自分は友達に好かれている(子ども 問 34)

生活困難度別



学年別

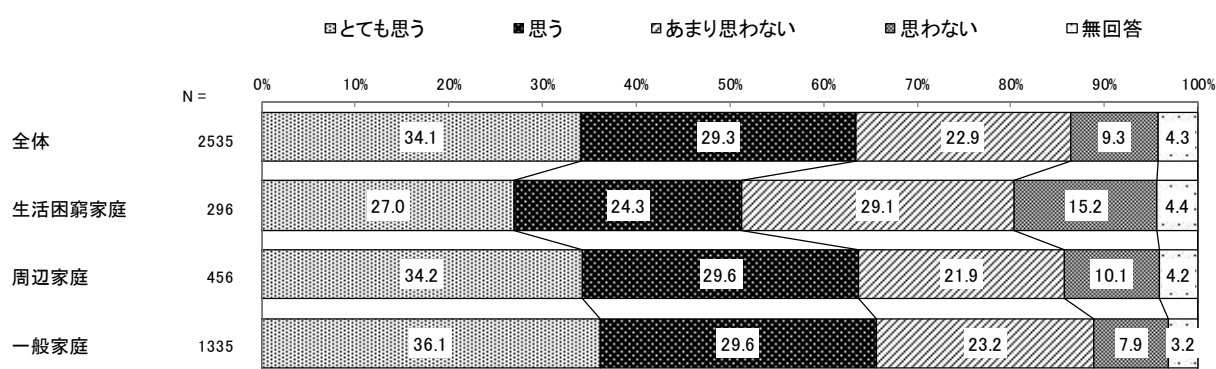


②将来について【学習の支援】

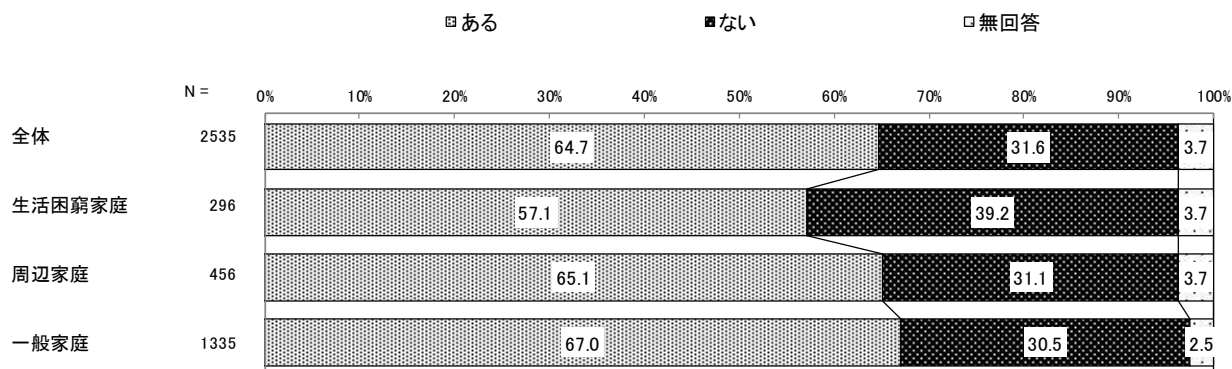
将来の展望については、生活困窮家庭では期待感や希望がやや低く、大学の進学希望は少ない。希望学校への進学が難しいと思う理由も学力と経済的な理由が同程度回答されている。また、子どもの希望と保護者の希望は、同様の回答が多く、一般家庭に比べて生活困窮家庭は親・子どもともに「高校(高等部)まで」の割合が高い(図表 3-46～49)。

この背景には、保護者が子どもに受けてほしいと思う教育段階、学歴の回答(27 ページ 図表 2-41)とあわせてみることで、親からの期待感の低さや子どもの基本的信頼感の低さが、子どもの意欲の低さ・弱さに影響することとの関連が考えられる。そして、子どもの学習面だけでなく、進路やキャリア形成、将来の生活面でも課題となることが考えられる。

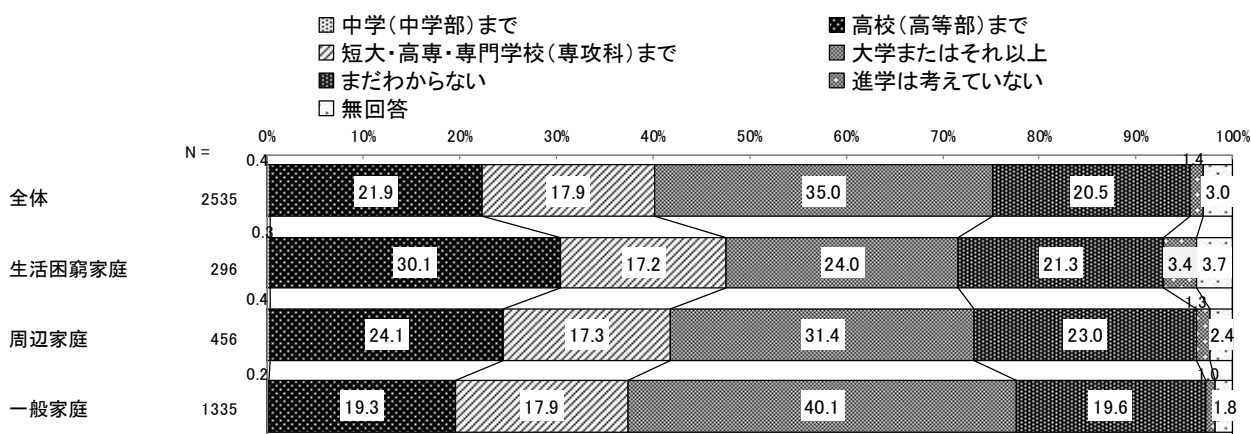
図表 3-46 自分の将来が楽しみだ(子ども 問 34)



図表 3-47 将来の夢やつきたい職業がある(子ども 問 37)



図表 3-48 将来どの段階まで進学したいか(子ども 問 38)



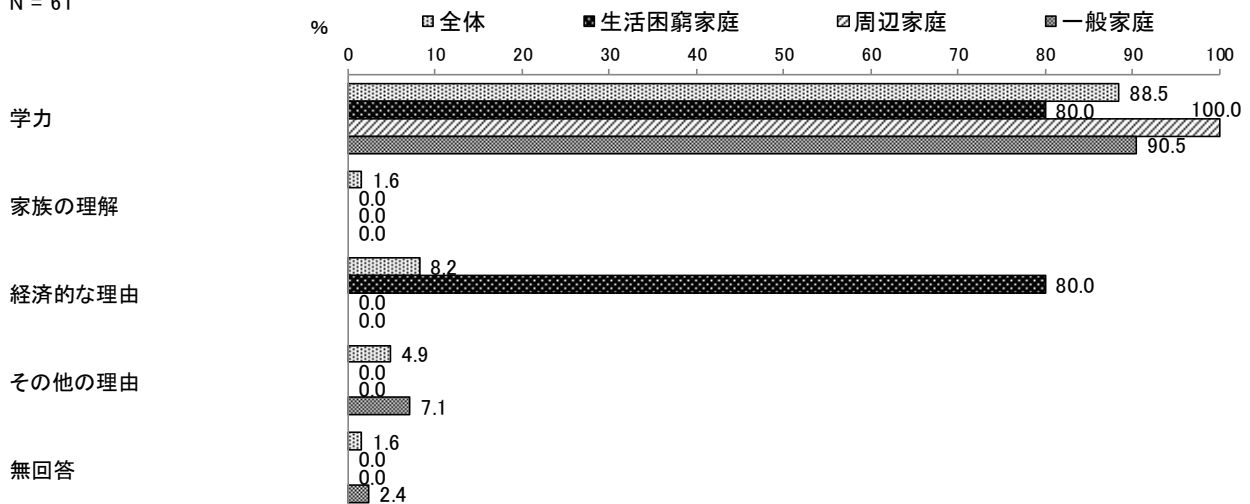
子ども本人の進学希望と保護者の考え

全体		問41 将来どの段階まで進学したいか (子ども本人)							
		全 体	中学(中学 部)まで	高校(高等 部)まで	短大・高専・ 専門学校(専 攻科)まで	大学または それ以上	まだわからな い	進学は考え ていない	無回答
問13 受けさ せたい 教育段 階 (保護 者)	全 体	2,521	9	555	451	883	516	34	73
		100.0	0.4	22.0	17.9	35.0	20.5	1.3	2.9
	中学(中学 部)まで	3	—	1	—	—	—	—	2
		100.0	—	33.3	—	—	—	—	66.7
	高校(高等 部)まで	563	6	281	71	41	124	23	17
		100.0	1.1	49.9	12.6	7.3	22.0	4.1	3.0
	短大・高専・専門学 校(専攻科)まで	458	1	82	193	78	88	5	11
		100.0	0.2	17.9	42.1	17.0	19.2	1.1	2.4
	大学またはそれ以 上	959	—	63	95	629	152	1	19
		100.0	—	6.6	9.9	65.6	15.8	0.1	2.0
	まだわからない	483	2	116	85	118	144	4	14
		100.0	0.4	24.0	17.6	24.4	29.8	0.8	2.9
	無回答	55	—	12	7	17	8	1	10
		100.0	—	21.8	12.7	30.9	14.5	1.8	18.2

生活困窮家庭		問41 将来どの段階まで進学したいか (子ども本人)							
		全 体	中学(中学 部)まで	高校(高等 部)まで	短大・高専・ 専門学校(専 攻科)まで	大学または それ以上	まだわからな い	進学は考え ていない	無回答
問13 受けさ せたい 教育段 階 (保護 者)	全 体	296	1	89	51	71	63	10	11
		100.0	0.3	30.1	17.2	24.0	21.3	3.4	3.7
	中学(中学 部)まで	1	—	1	—	—	—	—	—
		100.0	—	100.0	—	—	—	—	—
	高校(高等 部)まで	125	1	63	18	8	25	5	5
		100.0	0.8	50.4	14.4	6.4	20.0	4.0	4.0
	短大・高専・専門学 校(専攻科)まで	57	—	10	20	11	9	3	4
		100.0	—	17.5	35.1	19.3	15.8	5.3	7.0
	大学またはそれ以 上	61	—	3	4	43	10	—	1
		100.0	—	4.9	6.6	70.5	16.4	—	1.6
	まだわからない	47	—	10	8	9	17	2	1
		100.0	—	21.3	17.0	19.1	36.2	4.3	2.1
	無回答	5	—	2	1	—	2	—	—
		100.0	—	40.0	20.0	—	40.0	—	—

図表 3-49 希望する学校への進学が難しいと思う理由(16歳・17歳 問41-2)

N = 61



第3章 実態調査結果からみられる課題

1. 実態調査結果からみられる課題

今回の実態調査では、保護者と子ども本人へのアンケート調査から子どもや子育て世帯の生活実態を把握することができ、加えて、支援者のヒアリング調査からは、支援者目線からみた子育て世帯の状況・課題を聞き取ることができた。

これらの調査から「子どもの貧困」は、経済的な困窮だけが原因ではなく、生活状況や成育環境などの様々な問題が絡み合っていることがみえてきた。

子どもの貧困の要因となる問題を解決していくために、課題を明らかにし、必要な支援策につなげていくことが必要である。

第3章では、4つの柱に沿って課題を整理した。

(1) 学習の支援

学び・学習面でみられる格差としては、経済的問題が背景にあり、習い事や塾、家庭外での体験活動の機会については特に大きく差が生じている。

また、学校の授業がわからなくなった時期は、小学校の時点ですでにわからなくなっているという回答が多くなっているため、学校の授業以外でも早い時期からの学習の支援が必要である。

さらに、進学について、学力的には希望している学校等への進学が可能であるが、経済的な理由や保護者の期待感の薄さの影響により、諦めている子どもも多い。

このようなことから、経済的な面で教育費の負担も影響しているが、学習や体験など学ぶ機会が少ないことや学習面での挫折が、将来への展望に期待を持ってない、または子ども自身が諦めてしまいがちなことが問題である。

今後は、子どもたちが学ぶ機会を得ることができる環境づくりが課題である。

(2) 生活の支援

生活に関しては、保護者自身の健康状態や心理的な不安定感が、様々な生活のしづらさ、生活習慣の乱れに影響している。そして、その保護者の状態が子どもの生活習慣や健康状態にも影響を及ぼしている様子がみえてきた。

このことが食生活にも影響が出ており、夕食を一人で食べる子どもの割合がやや高く、孤食の傾向があり、食べる物も加工食品やできあいの食品の摂取など栄養面での問題も確認することができた。

また、保護者が子どもとの関わりが少ないことや子どもへの愛着形成の不安定さが、基本的信頼感の定着を妨げており、子どもの自己肯定感にも影響が出ていると考えられる。この背景として、保護者自身も子どもの頃に両親からの愛情を十分に受けられていないことが見受けられた。

さらに、相談相手がいらない割合も高くなっており、保護者と子どものどちらからでもSOSがみえにくい家庭の孤立化を防ぐための取組が課題である。

(3) 保護者に対する就労支援

生活困窮の要因として、非正規雇用であること、または仕事をしていないなどの不安定な就労状況が背景にあると考えられ、安定した職業に就くための支援が課題である。

また、生活困窮家庭の保護者は、健康面での不安を抱えている人も多く、安定的・長期的に働くためには、健康面での支援も考えていく必要がある。

(4) 経済的支援

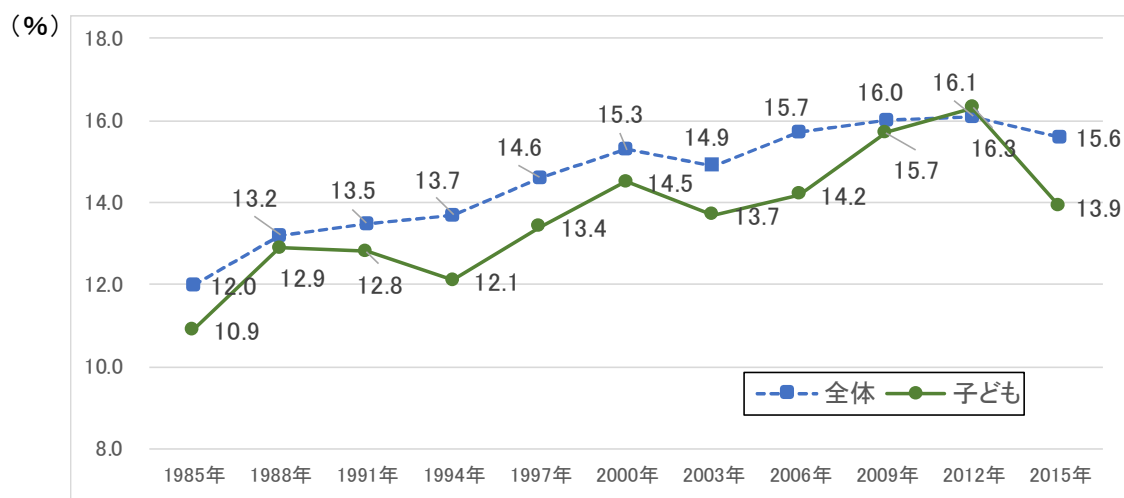
保育料、就学に係る費用、医療費など子育てに係る費用の負担感が大きいことが伺える。急な出費への対応も困難であり、経済的な不安が大きいことも把握できた。

経済的な問題は、学習・生活・就労、全ての分野に関わってくる問題であり、「今後充実を希望するサービス」(40 ページ図表 2-65)でも表れているように、子育て世帯の経済的負担を軽減していくことが求められている。

特に生活困窮家庭においては、アンケート結果をみても、経済的な理由が日々の生活に影響を与えていることがみられ、こういった家庭が経済的に安定した生活を送るための支援を検討していくことが課題である。

関 連 資 料

[子どもの相対的貧困率の推移]



(内閣府・厚生労働省資料より作成)

[子どもの貧困率の国際的比較]

子どもの貧困率の順位

順位	国名	割合 (%)
1	デンマーク	3.7
2	フィンランド	3.9
⋮		
25	日本	15.7
⋮		
34	イスラエル	28.5
OECD平均		13.3

大人が1人の世帯の相対的貧困率の順位

順位	国名	割合 (%)
1	デンマーク	9.3
2	フィンランド	11.4
⋮		
33	日本	50.8
⋮		
OECD平均		31.0

(OECD (2014) Family database “Child poverty”)

※日本の数値は2009年、大人が1人の世帯の相対的貧困率には韓国のデータがないため33か国の順位

国民生活基礎調査における相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を示している。算出方法はOECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいている。

国民生活基礎調査に基づく「子どもの貧困率」は、必要最低限の生活でさえ営むことができない状況を指す「絶対的貧困」とは異なり、その社会の中で相対的に低い所得の水準で生活する子どもの割合を意味する。子どもの貧困率とは、上段で示す「平均的な所得の半分を下回る世帯」で暮らす18歳未満の子どもの割合であり、子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合である。子どもとは18歳未満の者をいう。

[子供の貧困対策に関する大綱について(平成 26 年8月閣議決定)の概要]

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

指標の改善に向けた当面の重点施策

＜教育の支援＞

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細やかな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取り組み
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

＜保護者に対する就労の支援＞

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

＜子供の貧困に関する調査研究等＞

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現

＜生活の支援＞

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を通所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、連携してネットワークを構築支援する人員の確保・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上など

＜経済的支援＞

- 児童扶養手当と公的年金の供給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

＜施策の推進体制等＞

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組み
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組みの支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

(内閣府資料より作成)

〔参考：自己肯定感と学習に関する意欲（文部科学省資料）〕

学習に対する意欲が持てないのは、自分に自信を持っている、親から愛されていると感じるなど、いわゆる子どもの自己肯定感や自尊意識に差がみられるためではないかと考えている研究者もいる。調査によっては差があったり、なかったりしている。

「子供たちの自己肯定感が低い状況について（文部科学省資料）」では、既存調査から以下の状況がみられる。

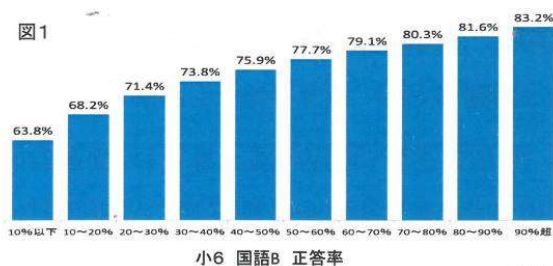
既存の調査結果の分析からみる自己肯定感の要因分析

分析方法

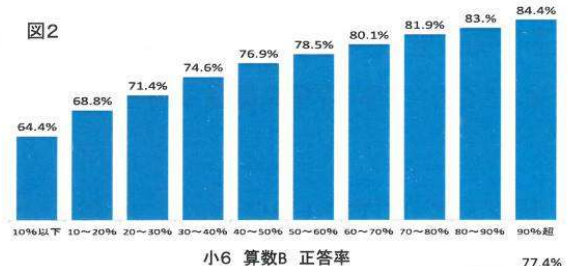
各種調査における自己肯定感に関する項目（「自分には、よいところがある」、「今の自分が好きだ」等）と、学力、子供の意識、規範意識などの属性別項目とでクロス分析を実施。

分析結果① 学力と自己肯定感との関係

各教科の正答率が低い児童生徒ほど、「自分には、よいところがある」と回答した割合が低い。



「自分にはよいところがある」と回答した児童の割合



「自分にはよいところがある」と回答した生徒の割合



※ A問題(主として知識に関する問題)においても同様の傾向がみられる。

※ 平成28年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)の結果から作成

周南市子どもの生活に関する実態調査
結果報告書

平成30年3月

発行：周南市 こども健康部 次世代支援課

〒745-0032

山口県周南市銀座2丁目13番地

TEL 0834-22-8457

FAX 0834-22-8351